

---

平成18年 第3回 築上町議会定例会会議録（第4日）

平成18年9月20日（水曜日）

---

議事日程（第4号）

平成18年9月20日 午前10時00分開議

日程第1 一般質問

---

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

---

出席議員（26名）

2番 工藤 久司君	3番 山中 正治君
4番 金澤 久芳君	5番 白石 隆則君
6番 田村與四郎君	7番 吉元 一也君
8番 西畠イツミ君	9番 小林 和政君
10番 塩田 昌生君	12番 竹本 眞澄君
13番 田村 兼光君	14番 宮下 久雄君
16番 田原 親君	17番 平野 力範君
18番 高島 末吉君	19番 成吉 瞳奎君
20番 辻上 浩君	21番 武道 修司君
22番 神下 忠君	23番 中島 英夫君
25番 川端 政廣君	26番 信田 博見君
27番 吉元 成一君	28番 吉元 實君
29番 有永 義正君	30番 西口 周治君

---

欠席議員（4名）

1番 塩田 文男君	11番 繁永 隆治君
15番 丸山 年弘君	24番 岡田 信英君

---

欠 員（なし）

---

事務局出席職員職氏名

局長 江本偉久雄君

書記 原口眞由美君

説明のため出席した者の職氏名

町長	新川 久三君	助役	八野 紘海君
収入役	岡部 和徳君	総務課長	中村 信雄君
教育長	神 宗紀君	秘書課長	西村 好文君
財政課長	田原基代孝君	企画課長	加来 篤君
地域振興課長	中野 誠一君	人権課長	吉田 一三君
住民課長	遠久 隆生君	税務課長	椎野 義寛君
健康福祉課長	吉留 久雄君	高齢者福祉係長	畦津 篤子君
産業課長	出口 秀人君	建設課長	内丸 好明君
上水道課長	中嶋 澄廣君	下水道課長	平岡 司君
会計課長	川崎 道雄君	農委事務局長	大田 隆君
教育委員会椎田事務所（課長）			松田 倫夫君
管理課長	白川 義雄君	企業立地課長	竹本 正君
環境課長	後田 幸政君	学校教育課長	中村 一治君
生涯学習課長	神崎 一貴君	監査室長	吉留 康次君
代表監査委員	浦岡 信男君	審議官	片山 益朗君
審議官	安田 美鈴君	審議官	舟川 忠良君
審議官	小林 實君		

質問者	質問事項	質問の要旨
吉元 成一	1. 町の委託業務について	(①ゴミ収集業者に対する指導と下水道事業の管理業者の件。 ・委託業務について見直しを考えてはどうか。
	2. 町営グランド及び学校の運動場の整備と安全管理について	①BGグランドの進入路の件・排水の件。 ②築城小学校運動場の排水の件。 ③各小学校の安全性はどうか。
	3. 築城中の事件について	①先日発生した事件について
	4. 葬祭場について	①町民葬祭場建設を考えたらどうか。
	5. 公の建物について	①築城支所をどのように活用するか。 ②旧築城役場の処理をどうするか。
辻上 浩	1. 障害者自立支援法施行に伴う問題について	①本年4月法施行以降の影響について ②10月からの本格実施へどう対応していくのか。
	2. 米軍再編に伴う基地問題について	①訓練移転と緊急時の使用に関する問題について ②米軍基地化される危険性について ③各地の反対運動との共同の取組について
信田 博見	1. 道路台帳について	①整備が出来てないという話があるが実態はどうなのか。 ②築上町に影響はあるのか。
	2. 防犯協会について	①今後どうするのか。
成吉 瞳奎	1. 合併協定、協議項目中、未調整分等の進捗状況について	①基本協定項目を含め69項目のうち合併時、又は合併後速やかに調整統一したが予定通り進んでいるか。 ②中・長期分についても計画通り行っているか。
	2. 環境問題について	①放置された焼跡地の改善対策は。
宮下 久雄	1. 敬老会会場について	①コマーレ会場に決定した理由 今後の方針。
	2. 町営住宅の入居について	①3月に竣工の一丁畳住宅にいまだ入居できない理由。 今後の日程は。
	3. 町有地未登記の問題について	①内容・今後の方針。
吉元 實	1. 少子化対策と高齢化について	①出生率が1.25に下がりそれを食い止める行政と高齢化社会に対し、安心・安全・やすらぎの行政について

	2. 諞合の防止策について	①談合は手軽に利益を得る方策であるが、麻薬のようなものである。業務の意識の向上が必要税金の無駄遣いをなくする。
	3. 築城中学校の教育について	①暴力行為について対策は、教師と生徒の関係。PTAとの関係(父母等と教師)
工藤 久司	1. 学校問題について	①築上町の教育基本方針を聞きたい。 ②旧町内の学校施設で格差があるが、どの様に改善していくのか。
	2. 職員のモラルについて	①全国的に公務員不祥事が多いが築上町での指導はどの様にしているのか。
	3. 少子化の子育て支援について	①築上町少子化対策・子育て対策の現状と今後の取組みについて
平野 力範	1. 職員の処分の厳正化について	①現今、公務員の飲酒運転事故等の規律の緩みが目立つが、処分についての規定はあるが、どこまで厳正に対処するか、町長の姿勢を問う。
	2. 旧椎田町史の取り扱いについて	①多数の在庫があるようだが、今後の取扱いをどうするのか。
	3. 経営安定対策について 指導体制の強化が必要なのでは。	①品目横断的経営安定対策に伴う担い手農家及び集落営農に対する指導が不十分のではないか
武道 修司	1. 職員の懲罰について	①職員の飲酒運転等の懲罰について、どのようにになっているのか。又、その指導はどのようにしているのか。
	2. 環境美化について (草刈等)	①町内の空き地等で雑草が伸びているところが多く、対策はどのようにになっているか。
	3. 資金の運用について	①現在の資金運用は、どのようにしているのか、又ペイオフ対策はどのようにしているのか。
	4. 身障者の方に対する対応について	①障害手帳の交付を現在、本庁で対応しているようですが、その際、車につける身体障害者マークを窓口で販売できないのか。

午前10時00分開議

○議長（田原 親君） おはようございます。ただいまの出席議員は25名です。定足数に達していますので、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

---

### 日程第1. 一般質問

○議長（田原 親君） 日程第1、一般質問です。

これより順番に発言を許します。

では、9番目27番、吉元成一議員。

○議員（27番 吉元 成一君） おはようございます。質問事項に従いまして質問をしていきたいと思います。

1点目の、町の委託業務についてということで上げておりますが、特にこの件については、ごみ収集業者の件と、工事の現場管理の業者の件で、2点についてお伺いしたいと思います。

ごみ収集業者に対する町の指導はどういうふうにしているか。築上町になりまして8カ月が過ぎました。いろんなところから苦情が出ますが、ごみのとり残しとか不法投棄、いろんな問題で苦情が出ていると思いますが、月に大体どれぐらい苦情がありますか。件数です。

○議長（田原 親君） 環境課長。

○環境課長（後田 幸政君） おはようございます。環境課長の後田でございます。件数につきましては、ごみ収集業者の問題につきましては、特に後出し、収集が終わった後に出して、まだ収集されていないという苦情が、私が担当になりまして半年で若干そういう苦情が寄せられることもございます。そのときは適切に処理しています。

不法投棄につきましては週に1回程度です、連絡が入るのが。そして、ほとんどが収集されないタイヤとかそういうものでございまして、大体職員が週1回程度、連絡が入りましたら収集しております。

以上でございます。

○議長（田原 親君） 吉元議員。

○議員（27番 吉元 成一君） まず、築城の件から言います。築城におきまして不燃物の瓶をごみとして出すときに、コンバインの袋があるですね麻の。あの袋に細かく碎いて、袋がやつとふたできるぐらいにして出している方がおられるんです。これはやっぱり周知徹底しないと業者はとれないんです。

というのは、築上町になりまして袋が築城町のときよりも半分ぐらいになっているんです、大きさが。それで半分以上が、そうして出すと袋からはみ出ているわけ。それは、収集作業員は、

そういう状態だからとれないということで帰らなきやいけない。置いて帰る。それは役所の方にも連絡入ると思うんですけど。

そうすると、受けた委託業者というのは、やっぱり役所から仕事をいただいているわけですから、役所から白い目で見られると大変だということで、ごみ袋に入っておったらとて帰れと、こう言い方するらしいんですけど、可燃物はホッパー付きの車でります。不燃物は2トン車に網をつけて落ちないようにして、山盛りとていいているのをよく見ますけど、作業員で積み上げるのに大変らしいです。いっぱい入れられると。

じやけ、基本的に瓶を割って出すように指導しているんですか。僕はそうじゃないと思うんですけど、そういったときには、袋ももったいないとかいろいろそれは、高いという苦情もあると思いますけど、やっぱりルールは守っていただくように広報や防災無線でお知らせをしていただけないかと、これが一つです。築城の場合です。

ところが、椎田においては合併以前に、旧椎田町のときの話を聞きました。どういうことかと申しますと、町内の個人のごみをとるんです。個人のごみについては、ごみ袋に入れて所定の場所に出したらとててくれます。ところが、事業所の場合はごみの量が多い。そういった方々については月契約で委託業者と契約していると、こう聞いております。

そことちょっとしたトラブルがあつて、ごみをとらないで、そこに買い物に行った方がこの議場にいますけど、たまたま、これはどうなることかと言うたら、ちょっとこういうことでということで、いわゆる嫌がらせをすると、そういった業者については指導をしていただきたい。

それはどういうことかと申しますと、山盛りになったごみをとて帰らない。商売できません、正直言って。そのことについて、たまたま議会議員の方が、旧椎田町の議会議員の方がその場に居合わせて、助役さんところに業者を呼んで、これはどういうことかということで話があつて、早速とったということをきょうも聞きました。でしょ。

だから、委託業者が——それともう一つは不燃物の粗大ごみ。粗大ごみのシールについては役所で買うんですかね。でしょ。役所で販売したシールに搬出者の名前を書く。私なら「築上町安武何の何の吉元成一」と、電話番号まで書いてシールを張るらしいです。

たまたま私が安武で、軽トラックにその粗大ごみを積んだと、所定の安武の置く場所があるんですけど、仕事の都合で先に仕事に行かないから積んだまんまこの椎田の町の中に行ってた。仮に。その途中で、帰りに、ああこれは本当と思うて、例えば赤幡の集積場に置いて帰った。シール買って、同じ町内なんです。

そしたら、電話がかかってきて——これは築城であった例やない、椎田であった例を言うんです。電話がかかってきて、あんた吉元さんかね。あんたの捨てるところはそこやなかろ。とらんけとりに来なさい、委託業者がこういう発言をするらしい。これはないことを町民が言いません。

そのことについて理屈を言うと、怖いと言ふ。何か電話の向こうでは圧を感じるような発言。とらんて言う。取り来いち、こう言うらしい。そういうことが多々あると聞いております。

その件については、シールの件については1件か2件かもしれません、その業者が特別契約したことについては、この議場に証人がいます。そういう業者の指導はどういうふうに今後行うんですか。課長、何か指導していますか。

○議長（田原 親君） 環境課長。

○環境課長（後田 幸政君） 分別についての件でございますけど、近々また広報なりチラシを配付します。それで徹底させていきたいと思います。

業者につきましては、1件、私のところに電話が入りましたときには指導をいたしました。それ以外ではほとんど連絡が来ておりません。また業者につきましては、再度徹底して指導をしていきます。

以上でございます。

○議長（田原 親君） 吉元議員。

○議員（27番 吉元 成一君） きょう資料をいただいているが、委託業者で、旧築城町は2つの業者がいます。上城井と下城井と旧築城村に分けて業務を委託しているが、委託金額が2,448万円、両者一緒です。4,896万円が年間の委託業務の代金として支払われています。

道具も買わないかんやろうけど、かなりこれはいい仕事やなと思います。もうかりますなど、運転手と、積み込む人が1人ですから。ちなみに給料をどれだけ出して雇っているか、それが妥当か妥当やないかについては、指摘されても「妥当であります」という答えしかしないと思うんですが、椎田の場合は1社で4,828万2,000円支払いしております。

町長、どうでしょうか。築上町の椎田地区については谷が3つも4つもあって広いんです。築城の場合は、当時2社にしたときの築城の町長さんこの議場にいますけれども、1社で独占企業よりも、やっぱりサービスをよくするためにも、ちょっとごみとか取り残しとかあるんですから、そういうことがない、住民に苦情が出ないために2つに分けたんだというような意向でしたと、私はこう聞いているんですけど。

椎田地区において、やっぱりこれを入札制度にするとか、築城も含めて、あるいは委託業務を2つに椎田地区を分けてみると、そういう考え方についてはありませんか。

○議長（田原 親君） 町長。

○町長（新川 久三君） ごみの委託という形でございますけれども、本来ならこれは清掃法によって町が責任を持って集めるというのが、ごみ処理の基本でございますけれども、やはり町直営という形であれば非常に経費がかさむと、いわゆる職員の人工費というのは非常に高うござります。町職員であれば。その点、民間委託業者であれば安くある程度抑えられるということで、今

まで直當でやっておりました隣の豊前市、それから行橋市、半分ずつ民間と町という形でやっておりまして。

そういう形の中で、じゃあ今早急にごみの入札制度という形になれば、これはやっぱり特殊業務でございまして、これは、やはり今、許可業者ということで、築城が2社、それから椎田が1社という形でございまして、そういう価格面の比較をすればさほど私は高くないというふうに考えておりますし、現状のまままだ、近隣の動向とか、いろんな形です。

それと、やはり、基本的に業者という形であれば、特殊な形の業務ということがございますので、そのところを、ちょっと今、入札制度というのは考えづらいということで私は思っておるところでございます。

以上。

○議長（田原 親君）　吉元議員。

○議員（27番 吉元 成一君）　今、町長の私に対する答弁で、金銭的なことも含めて比較した結果を言いましたけれども、金銭的にはそうかもしれません、これは行政というのは住民サービスをモットーにやらないかんところなんです。

ましてや今、環境問題が一番叫ばれる中で、福祉と環境です。人類みんなが共生して生きていかないかん。そういう中で新生築上町が発足して早速耳に入ってきたのが、そういった業者が住民に対して優しさがない、温かみがない仕事をやっているということを聞いたもんですから、ぜひこの辺については改めさせないかん。

これは、窓口に行って君たちどういう指導をしているんですか言ったら終わりなんです。ところが、聞くところによると、強いもんだから、長年その業務に関しては行政の職員よりも仕事に関してはスペシャリストです。だから、ああじゃないこうじゃないと行政の職員の方がやり込まれられる。

きのうの西口議員の発言じゃありませんが、質問にもありました、やっぱり課長さん方が、この課を任せられる以上、私がこのことについてはだれにも負けませんよと、築上町においては負けませんよという心意気がないとだめだと思います。

その課長さん方が、例えば1年後に私は退職しますよ、3年後に退職なんですよ、あるいは2年か3年で職場課長職を違う課にかわる可能性があるわけですから、場当たり的に今おるだけだけは事なかれ主義で通り過ぎようとする体質が行政職員の体質だと私は思います。これについては、嫌われるかもしれません、私はあえて言わせていただきます。体質を変えていただきたい。

やっぱり住民をモットーとした行政、西口議員が言われたように、町長はただ取り締まるだけなんです。皆さん方が頭脳でしょ。後田君、ひとつ、町長は入札制度をやらないと、今のところ

は考えられないと言っていますけれども、やっぱり、この業者が何年ずっと委託業務しているか知りません。しかし、かなり長いと思います。

そうすると、その上にあぐらかくんです。でしょ。やっぱり競争させてこそ初めていい仕事をするようになる。どの世界でもそういったことになると思うんです。努力しないところにだまつて業者、特殊な仕事やから仕方がないだろうというような考え方は、町長、改めていただきたいなど。

だから、即入札ということやなくても、この業種については特別許可は要らないと思うんです。免許とか。収集業務の何とか、産廃とかそういうごみの運送業務の許可が取れればできることなんです。特別、勉強して何年もかかってせないかん。そういう人は町内にもいると思います。そういう仕事をしたいと希望される方は築城にもいました。現実。だから、上城井と下城井と築城に分けてくれという要望が、僕ら議会のときありました。

それぐらいですから、やっぱり、窓口を開いてやったら、やっぱり横着構えた仕事をせんようになると思うんです。そういう意味で、町長、もう1回聞きますけど、将来的にはそういうことも考えていただきたいと思うが、どうしますか。

○議長（田原 親君） 町長。

○町長（新川 久三君） 一応ごみの収集という形で、これは許可制ということで、許可権者が産廃の場合は知事なんです。一般廃棄物は、そのまちの町長が許可という形で、これはし尿と両方同じでございますけども、し尿については許可を、旧築城町では1社、それから、ごみについては2社と、それから、旧椎田町では、し尿1社、それから、ごみ1社と、このような形で許可制ということで、この許可をすれば後はできるわけでございますけど、その場合に町が委託するかしないかという問題も出てくるわけでございます。

そういう形の中で、自由にできるという形、やっぱりその対応を備えた形で許可申請をしてもらうという必要がございますし、その対応を備えたというのは、今のところは1社しかないと、そして委託という形、1社許可の1社委託という地域限定的な形で、そういうとらえ方をやっておりますけれど、これも仕事の特殊性といいますか、そういうものからそういう限定的なものになっておるということになります。

今後、全国的な推移等も考えながら検討の余地もあるかもわかりませんので、検討課題とさせていただきます。

○議長（田原 親君） 吉元議員。

○議員（27番 吉元 成一君） 実は私は、町長も知っておるとおり、築城町時代に共立衛生組合の議会議長を2期8年間やっています。僕はごみに対する思い入れが物すごくあるんです。何でかと申しますと、私ごとですが、私の兄、長兄が、あそこの管理というか、昔の小屋のときか

らあそこに泊り込みで仕事をしていたんです。退職前に亡くなりましたけど。そのときからこの業者のことについていろいろ苦情を聞いているんです。

それは、仕事をする立場で言っているからあえて私は言わなかった。しかし、住民サイドからこういった苦情が出ているということを耳をかさないかんのです。町長のどこまで届いていないかもしれません。

だから、言いたいのは、じゃ、設備を投資していつでもできる体制にするから仕事をくださいと言うたら、いや、もう今は1社でやっていますからとけられたときだれが補償するんですか。でしょ。免許か何かを提出して、こういう計画でやりますから、うちにも試験的にことし1年は委託業務でさしてくださいと、じゃやりましょうということになって初めてパッカー車を買ったりするんじゃないですか。最初から買って備えておってむだな金を投資するような人はいないと思います。

今1社独占という形でやっているから、皆さんそういうことまでして、もし町長が許可してくれんやったらできんからということを含めて、今それじゃ買うんとやったら、町長、道具を持つちよるとこしかさせんよということでしょ。そういうように聞こえます。

じゃけ、今後はそういったことをちょっと検討課題として、これをやると1時間以上かかるんです。僕が言いたいことを言い出すと。それで、この次やるときはこれ1本でいきますので、この次この問題を、その場合は僕も町長から言われても受け答えできるように勉強をさせていただきます。これは町民のためにやりたいと思います。ごみの件は、町長の考え方は大体わかりましたので、町長も勉強をしておってください。

それと、委託業務、何で委託業務が余りよくないかと申しますと、先日、これは業者からです。議員が業者の言うことを聞くんかと言われるどちょっと頭痛いんですけど、苦情がありました。築城町においては、下水道工事は築城町の当時の職員が現場の管理をしていました。工事の進捗ぐあいを見に来て、ああじゃない、こうじゃない、ここはこうしたらしいという相談を受けていたわけ。

ところが椎田町は、下水道事業においては委託しています。管理委託を。福岡県建設技術情報センターという、ここの職員の横着ぶりのいいことというたら、これは話にならんて下水道工事をした業者が皆さん言っています。皆さん聞いた人もおると思います。

一つの例を言うと、地元説明会、落札業者を連れて地元説明会があります。説明会に来たときの職員に、旧築城町の業者が築城町で職員に、最初の契約で、こういう書類でどうでしようか、ちょっと目を通してもらえませんかと言うて、皆気持ちよう見てくれよったらしい。ならきょうは、そこの、3人ほどおるらしいんですけど、2人いつも現場におるらしいですが、一番若手の人に、これちょっとと言うて出したら、その人の偉い人が、偉い人かどうか知りませんが、肩書

きのある人が、場所が違うやろ、事務所の方に出直して来いと言うらしいです。だから、あくる日出直して行ったら、アポもとらんで何しに来たんかと2時間待たされたという話を聞いております。

それとか、椎田町において、下水道は特殊な工事ですから、町外の業者が、部分下請です。完全下請といつたら問題がありますから。部分下請した業者にやかましゅう言う。ああやないこうやない言うけど、仲良くなつて、あんたのとこは表向きはやかましゅう言うけど、来れば都合よくしちゃるけねと、こういうことを言うらしいです。証人もいます。

じやけ、自分ももう現場監督、会社に迷惑かけてやめても、あんなやつは本当はもう頭にくるけというてそんなばかなことするなて、そういうことならちょっと聞いてみろと言うて、先日下水道課長に聞きました。で、あなたはどう答えたかというと、管理を委託しているから、現場のことはそこに任しちよるけ当然だろうという言い方をした。そういう押さえつけた言い方はしていない、現場を見てないから、しとるかしてないかについては知らなかつたと思ひますけども。

ところで町長、きのう職員の仕事の状況も指摘されました、下水道課は今8人いるんです。下水道課は今どういう仕事をしているのか説明してください。

○議長（田原 親君） 下水道課長。

○下水道課長（平岡 司君） 下水道課長の平岡です。どういう仕事、通常下水道の関係の仕事をしておりますけど、今、吉元議員が言われる第2係の方でしょうか。それとも全体でしょうか。

○議員（27番 吉元 成一君） 全体。

○下水道課長（平岡 司君） 全体ですか。

○議員（27番 吉元 成一君） 下水道課だけやない。役場の職員みんなじや。

○下水道課長（平岡 司君） 通常の業務をしております。

○議長（田原 親君） 吉元議員。

○議員（27番 吉元 成一君） 「通常の業務をしています」ち言う、通常の業務といつたら、下水道を今ずっとつくつて、掘っていっているんですが、8人職員おる、8人です、皆さん聞いてください、下水道課に。通常8人で事務処理しよるんでしょ。下水道工事年間どれだけしています。今のとこ築城において4本ぐらい仕事出ています。まだこれからも出るかもしれません、1本ずつ各担当が抱えて書類の整理するだけですか。

現場に行って、トラブルがあつたら、この技術センターがおらんやつたら何もできないのが築上町の下水道課の職員やないんですか。事務処理するだけがあなたたちの仕事ですか。町民の血税を8人分の給料を払いよるんですよ。下水道に関して。委託業務で委託している。確かに本年度予算として2,800万円、3人か何人か来てます。このことに関して県から出向で来てますと言つてます、業者に。県の職員だという言い方をしているんです。違うでしょ。県の

天下りのやつが、言葉は悪いけど、外郭団体でつくった会社じゃないんですか。

それで、例えばこうなんです。現場で働く現場代理人が書類を見てくれと言ったら、主任技術者が書類を提出するべきだからあなたが口挟むことやない。現場における一番責任のある人。書類はあんたが出したらおかしかろうと、元請の主任技術者がおるんですよと、それが出しに来るべきやないか、今度出直して来いち言う、だから出直して行ったら2時間待たされてこんこんと説教をされたと。

その上に、その現場代理人は何て言うたかといったら、電話するぞと脅しているんです。それはどういうことかといったら、完全下請やろうがと言わんばかりのことを言っているんです。あなたは、築上町の下水道の最高責任者なんです。そのことを多分僕から指摘されて指導したと思います。物すごくやわくなったらしいです、当たりだけは。業者は喜んでいました。皆さん、今している業者。

でも、そういった体质は変わりません。これは、築上町の持ち出しの予算が本年度は2,800万円だが補助金とかありますので、あなたが私にくれたのは16年度、17年度、それと18年度、すべて2,000万円以上で受けさしているんです。予算はそうなっているんです。そんな金があるんやったら、町長、どうですか、今後下水道がずっと続くわけですから、工事だけやなくして管理も必要なんです。

そのために、あそこにおって僕は、決して、給料を取って自慢して下水道課の職員として私はよく頑張っていますよと言える職員は僕は一人もいないと思うんですけど、どうですか、技術者を育成したらどうなんですか、その金で。今後、埋めていったその後の修理とか、いろいろ補修とか、または工事もやっていかなきやいけない。そこを管理、下水道の免許か何か必要なんですよ。それを取るぐらいちょっと頑張ってもらって、その期間研修でも行かして、こんなむだ遣いするんやったら、職員の質を高めるような努力を町長したらどうかと思うんですが、お考えをお聞かせください。

○議長（田原 親君） 町長。

○町長（新川 久三君） 下水道事業ということで、これは本来独立採算という形で事業を運営していくかなければいけないというようなことから、こういう管理部門といいますか、工事の管理部門は委託をした方が、長年にわたった形では金が必要でないと、工事の期間中だけだということで、これがいわゆる施工管理の委託ということで、當時ずっとこの下水道事業がこの築上町で永遠という形であれば、専任のこの施工管理士、これは必要だろうと思います。

しかし限りがあるということで、これがいわゆる、本来なら臨時職員でもいいと思いますけど、そういう形で雇用できる人材がおれば、いわゆる年限を切って管理してもらえるという職員があれば、私はそれでもいいと思います。

しかし、今のところは……

○議員（27番 吉元 成一君） 時間がない。そこまで言うたら町長の考えはわかった（ ）。

○町長（新川 久三君） それで、一応施工管理ということで、この建設技術協会だけが施工管理をするとこじゃないということもございますので、これは入札制度に切りかえても私はやぶさかもないと、このように考えております。

○議長（田原 親君） 吉元議員。

○議員（27番 吉元 成一君） 打ったとりで仕事をもらえるから横着構えているんです。結論から言うたらそうでしょ。

それと、やっぱり町長は、工事がある期間、これは平成21年ぐらいまであると思うんですが、築城の場合は。あと三、四年だからそういう技術を覚えさしてもと、こう思うかもしれませんが、これは工事の現場を管理するだけでしょ。終わった後の下水道の管理については、やっぱり技術を持ってないとダメと思うんです。そういう意味も含めて、やっぱり技術を取得させるか、あるいはそういう技術を持った人を雇うべきなんです。全く責任の持てる技術者が一人もいない下水道課なんて考えられんでしょ。そうでしょ、いないんでしょ。

築城町の場合は、むちゃくちや駆け込みの事業をしたとかいろいろきのうかなり言われましたけど、築城町のそんなむちゃくちやな政治のやり方をした人でも、北九州から技術者を雇い入れて、それこそ出向で来ていただいている課長補佐、その中で職員が研修して勉強してきて、課長、水道課長、そうでしょう。現場を見れるようになってから築城でやりよったんです。

今後どういった、事故もあるかもわかりません。そういう意味で、やっぱりそういう特殊なものについては研修として、そういう技術力のある人を雇い入れるなり、あるいは免許を取らせる努力をしていただきたいということを、これは要望です。

これでこの件は終えたいと思いますが、次に——議長、2時間欲しいです。

次に、町営グラウンド及び学校の運動場の整備と安全管理についてと長々しく書いていますが、旧築城町に、船迫地区にBGのグラウンドがありますが、テニスコート側の、教育委員会の方も、教育長さんも見に行かれたと思うんです。一般質問があるから準備のために見に行ったと思います。きょうも僕も、あいた口をふさがれたら大変やから、朝8時から見に行っています、グラウンドを。見ましたが、あそこは赤土なんです。それで進入道路がありますが、雨が降ると流れて、今大きな溝ができています。

どうですか、砂利を入れても1週間ぐらい雨が降ったら入れんのです。みんな困っていると、これをやっぱりコンクリート舗装か舗装にするか、幾らもかからないと思いますので、利用できないということで苦情が出ています。これについてと、もう一つは、グラウンドもそうなんです。僕は時々、近いもんですから、体形見たらわかるように、運動せないかんから歩きに行くんです。

そうすると、雨降って翌日、まだじめじめしておるのはいいけど、4日か5日たってもまだ乾いてないです。

これは20年ほど前につくったグラウンドですから、排水も詰まっているかもしれません、排水のやりかえ等について考えていただけないかと。進入道路の改修と、そのグラウンドの排水工事について早急に考えていただきたいと思うが、教育長、どうしますか。

○議長（田原 親君） 教育長。

○教育長（神 宗紀君） 私、課長と一緒に現場に行ってみました。雨のあくる日ぐらいで随分荒れていましたが、グラウンドを見ても確かに排水関係悪いなということを実感してまいりました。

詳しくは、担当課長の方が詳しく知っておりますので、課長に答弁させます。

○議員（27番 吉元 成一君） 議長、ちょっとその前に。

○議長（田原 親君） 吉元議員。

○議員（27番 吉元 成一君） 済いません、教育長。私、この場をかりてお礼を申し上げないかんというのを忘れていました。

実は、3月に初めて議会があって、3月議会で一般質問をさせていただきまして、バス通学の学生のバス停の整備をしていただきたい、もう梅雨も過ぎました。夏も過ぎて、台風も今度過ぎました。やっとでき上りました。すばらしい停留所をありがとうございます。

私が一般質問をすると、すべて町長初め、よく言われます。吉元成一議員は有本重隆町長じゃなくなったらトーンが低くなかった。与党やろうと、責められんのやろうかと、こう言われます。とんでもない。いつも言っていますよね町長、「悪いことは悪いと言いますよ」と言いますが、すべていい返事をいただきましたが、初めて一つ実現できました。これはありがたいことだと思いますが、どうですか、犬1匹入ったら雨にぬれますか、あのバス停はどうしてくれますか。ちょっとついでに。それも含めて答えてください。

○議長（田原 親君） 教育長。

○教育長（神 宗紀君） それは私も一人で現場にすぐ行ってみました。確かに大きさも狭いかもしれませんし、横板が隙間があると……

○議員（27番 吉元 成一君） 台風で後ろが飛んでおる。

○教育長（神 宗紀君） あれは台風が来る前に外したそうです。

○議員（27番 吉元 成一君） 僕は外さした。

○教育長（神 宗紀君） そうですか。

それで、ちょっと担当課長の方が詳しいので、いい答弁ができると思います。

○議長（田原 親君） 担当課長。

○学校教育課長（中村 一治君） バス停のことにつきましては……

○議員（27番 吉元 成一君） これは質問事項に入ってない。簡単に言うてください。

○学校教育課長（中村 一治君） 夏休み中にちょっと対処したかったんですけども、できませんでした。9月にかかりました。あのバス停につきましては、一番初めのバス停ということで、ちょっと思案を考えたわけでございます。三方をふさぐと、やっぱりこのようなこの前の台風のときに飛ぶと……

○議員（27番 吉元 成一君） 言いわけはいいよ。

○学校教育課長（中村 一治君） ということで、そういうことで、全面をまた、戸をつけると中が見えないということで、ああいうバス停になりました。今後、様子を見ながら考えていきたいと、そう思いますので、よろしくお願ひします。

○生涯学習課長（神崎 一貴君） 町営グラウンドの進入路、それからグラウンドにつきましてお答えをいたします。

両方とも速やかな改良が必要であろうかとは思います。ただし、社会体育施設、それから社会教育施設につきましては、全施設の改修の年次計画を策定いたしまして、財政当局とも協議しながら計画的に実施していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（田原 親君） 吉元議員。

○議員（27番 吉元 成一君） すべて金がないから合併したなんでありますし、お金に苦労することは十分わかっています。それと要望事項も順番があると思います。しかし、使えんようなグラウンド、使えんような道路をそのまま放置するよりも、まず我慢してもらうところは我慢してもらって、そっちの方を片づけたらどうかなとかいうことについては、順番じゃなくて検討をしていただきたいと、これはお願ひです。

それと、何でバス停の件を皮肉って言ったかというと、課長、仕事に責任を持ちなさいよ。私がわざわざ電話かけて呼びよったら、たまたま何か通りかかって何て言いました。もう今回はこれで勘弁してやってください。僕が勘弁して済むような話じゃないでしょ。20人がぬれるんですから。だから職員のことについて指摘するわけです。

委託業務についてもそうです。先日、言いたくないんですけど、信田議員が質疑で聞いたときに福祉課長は言いました。何を言ったかというと、委託業務について、これは個人のプライバシーが漏れらせんか。それは名前を書いてないからいいだろうということなんでしょうけど、委託してどつかが集めようと、アンケートか何か。これは町でもできるんやないかということを信田議員言いました。そういうふうに言いました。そのときの言いわけと申しますか、本当、僕質問、横からあんた何言いよんなち言いたかったです。

何かというと、こう言ったでしょ。職員はいろいろ忙しいから残業していますよと、でも残業も請求していません。ちゃんと仕事をしようたら請求すればいいじゃないですか。必要なものは、時間が必要で仕事せないかん、町民のためにやることについて金を出すことは町民は惜しまんと思います。

すべてにおいて、委託業務をすると職員が怠慢、怠ける。でしょ。管理に任しておるから、そこが仕事しよる。どうしようかて下でいつつもたばこばっかり吸いよるやないですか。よく指摘されます。これは行ったり戻ったりなってしもうたけど。

じやけ、課長が責任ある発言せないかんのです。あれは雨降って、あなた1日立っておいてください。びっしょりぬれます。1人で真ん中に立っておっても。間違いありません。横風少し吹いたらぬれます。あんなものは邪魔になるから崩してください。あっこ建てていいなら、僕が保護者に、みんなにカンパして建ててもらいます。そっちの方がまだいい。

だから、今回は70万円も80万円もかけて業者がしとるやない。20万円か30万円ぐらい（　）何か言われたけ、ちょっと、するて言うたけせんないかんやろ。場当たり的な行政をしたらいかんのです。町長、そういったこと、そこに、町長に説明してもわからんでしょうけど、現場はそういうことでしてくれないんです。それは助役が見にいって、あれはつまらんて言うたです、僕に。早急にこれは、今回はということで早急に解決してください。どうしますか、課長。予算があろう。

○助役（八野 紘海君） 教育課の方からお話を聞きまして、私が現場へ行きました。雨の上がった日で、携帯にも写真を撮ったんですけど、この待合所、学童の待合所については、やはり再整備をやっぱり検討すべきであろうということで、帰って直ちに町長報告しまして、教育課については施工しますけど、予算をつける立場から再整備が必要だろうという見解をいたしました。

以上です。

○議長（田原 親君） 吉元議員。

○議員（27番 吉元 成一君） 教育長、各学校の件です。これは学校教育でしょうけど、教育長とこの間もお話しましたけど、実は、特に下城井小学校しか僕は間がなくて見てないんですけど、学童保育で夏休みあそこを使います。あそこに、学童保育に送り迎え行ったときに、窓を開けて子供が乗り出していく。そうすると、ちょうど、これぐらいしか手すりといふんですか、出窓の防護さくがないんです。

椎田で昔落ちたということを聞いていますが、幾らもかからないと思いますが、応急措置もいいですから、補助枠か何かをつけるようにしないと、もし事故があったときにどこが責任をとるんですか。その点について早急に検討をしてもらいたいですがどうですか。

○議長（田原 親君） 教育長。

○教育長（神 宗紀君） 防護さくについては、私、課長と築城小学校に実は行ってみました。

築城小学校は2段に横にあがりが入っていますが、確かに低さは低い感じがいたします。行きますと、窓が3分の1しかあかないようにとめてあるんです。だから、よっぽどのことをしないと子供は、3分の1の枠しか、こういうあれがあれば、そこから落ちることはまずないと、こういうふうに考えました。

ただ、下城井小学校については、私はちょっと、うかつで行っておりません。そこで、課長がちょっと見てきておると思いますので、……

○議員（27番 吉元 成一君） 僕は外から見ただけですから。

○教育長（神 宗紀君） ちょっと課長に答弁してもらいます。

○議長（田原 親君） 学校教育課長。

○学校教育課長（中村 一治君） 築城町内の学校の手すりにつきましては、同じような位置につけております。それで、それだけで見た感じじゃないんで、また今後下城井小学校には行ってみます。

○議員（27番 吉元 成一君） そういうように回答をすればいい。

○議長（田原 親君） 吉元議員。

○議員（27番 吉元 成一君） そうすると意地で責めんのです。前向きに見て回って。

それと、教育長、3分の1こうしてるからと、事故というのはそういうあり得んとこから起ころんですから。起きてしまった後じゃだめなんです。転ばぬ先の杖という言葉のように、やっぱり、特に、中学生になるとそうでもないんだけど、小学生というたら好奇心がすごいですから、狭いところから出てみたくなるんです。

だから、これはやっぱり、その設備が3分の1しかあかないと、こうなっているんですけどやっぱり、学校の先生がちゃんといつも言うて聞かして、教育の現場で指導するように周知徹底してください。お願いしておきます。

それと、築城中学の事件についてとここ書いていますが、私きのうちょっと昼から休ましていましたので、塩田議員の質問に対して、3分ぐらいの質問に20分ぐらい答えていただいたということで、詳しく答えていただいたそなんで、後日個人的にお伺いしたいと思いますので、この点については、後の議員さんも出ていますけど、必要以外のことは聞かないと思いますので、僕もこの点については取り下げさせていただきます。

次に、葬祭場についてと、町民葬祭場の建設を考えたらどうかということなんですが、9月議会でやりました火葬場建設に伴って、私、議会報を見たところ、町長は、すばらしい考えですけどスケールが大き過ぎてちょっと予算的なことを考えると、ちょっと非常に難しいんじやなかろうかと、でも前向きには考えてみたい、いいことですねということを言っていただきましたが、

じゃ、スケールが大きくてできんやつたら、スケールのこまいやつをやってくれんかなということ。

浜田さんと固有名詞出して失礼、浜田さんとことJAの西部会館があります。ところが2つとも埋まつておつたらどういうことになるかというと、葬式が1日延ばされる。今は核家族が進んで近代的な建物になって田の字型の家が少なくなつて、また、たとえ田の字型の家であったとしても、近所の人におときとかで迷惑かけたくないということとか、ちなみに築上町は910軒の住宅があります。その住民の方なんかは当然家ではできない。葬祭場を借らなければできない。

そうすると、安く見積もつても幾らとこうあると思うんですけど、僕は調べていませんが、葬式というたら100万円かかるつても150万円かかるつても、まけてくれと言える人も一人もいなうと思うんです。家族の、一生懸命働いてくれた家族の、支えてくれた家族の人が亡くなる、一番大事な身内のが亡くなつたときに、これは値切る人はいないと思います。値切れない。これが現状です。

そういうときに、一番困つたときに、金が要るときに、金のかからないように住民のためにサービスするのが町のやり方じゃないかなと、私はこう考えまして、町民葬祭場をつくつたらどうかと。

夏休みに、子供に思い出をつくるために熊本の阿蘇に行ってきました。その途中で小国で見ました。阿蘇町でも見ました。町民葬祭場。見たら、僕は専門家やないけわからないけど、あれは1億円もかかるつないです。葬式ができる、畳の部屋があつて、家族がそこで通夜ができる、初七日までぐらいできる、ちょっとしたシャワーぐらいのあるトイレについてそういうのを聞いて、豪華にすれば切りがないんですけど。

町がそういうのを建てて、例えば何千万円かでできるんやつたら、やっぱり築城地区に、本当は2つか3つ、椎田も2つか3つと、こう言いたいんですけど、せめて両地区に1戸ぐらい、1億円ちょっとかければできらせんかなと、こう思うんですけど、そして、場所代だけいただいて、安く貸し出すと。町は金もうけせんでいいわけですから、それぐらいの施設をつくつていただきたいと、そういう考え方を持っていただきたいと思うんですが、火葬場と一緒にできないなら、それぐらいのことをやってみてはどうでしょうかと思う。町長、お考えを。

○議長（田原 親君） 町長。

○町長（新川 久三君） 火葬場に付随して葬祭場という話、ずっとその話は賜つております、今まで検討をして、本当に自治体としてこの葬祭場をつくるのが本来の仕事だらうかということも一つ頭に浮かんできております。

そういう形の中で、既存の今業者がおります。他も多分町村があるところは既存の業者はいなかつたと思います。そういう一つの確執もございますし、できれば、いわゆる公民館等々の利用

も私はできるというふうに考えておりますし。

それから、昔、共同でやっぱり、いわゆる町民生活運動の中で共同でやっておったという部分がございますが、これが壊れてきたというふうな分もございますので、そのところ、町が葬祭場ということを建設してそこで業を営むという形になれば、これはちょっとどうだろうかというふうに考えますし、そういう形になれば、生活協同組合とか、それとか第三セクターで少し町民も一緒につくるから、一緒に町も手伝いしてくれんかと、こういう話であれば、全面的に町が葬祭場をするというのは、ちょっと検討しましたけど、無理じゃないかなという一応考えに至っております。

以上です。

○議長（田原 親君） 吉元議員。

○議員（27番 吉元 成一君） いろいろ言いたいんですけど、もう10分ほどしかありませんので、この件については町長は、町民サイドからということですが、きのうのため池の件でも、結局地縁団体というんですか、町内会が持つちょっとたりとか、こういうことを言っていましたけど、その町内会はどこが持っているんですか。築上町が持っているんでしょ。

町民が集まって築上町という一つの組織があるわけですから、町民が一番困っている、ないで困っているんですから、町が公の建物を建てることを、商売せと言いよるんじゃないですか。最低限のそこを利用するのに、公民館なんかは個人が利用したら金取るやないですか。その程度で建てたらどうかと。

じゃ、町内会の公民館を使うたらどうかて、公民館に葬式使うと皆嫌がるんです。嫌がるところがあるんです。現実、築城の通称合原住宅ですか、あそこの集会所を使わしてくれち言うて、ちょっと葬式場をとまどったことがあるんです、最近。町長は、町長として聞こえてくる範囲しか聞いてないから、職員の皆さん、町長に全部教えてやってください。

じゃけ、本当に住宅なんかおる人が、金があったら皆出し合って建てます。金ないんでしょ。住民が一番喜ぶ、一番大事なもの、私、淡路島五色町ですか、あそこ合併したか知りませんが、淡路島に僕の兄弟の身内がおるんですけど、嫁いで来てるんですけど、そこ葬式行ったらすごかったらしいです。

そこで働く館長は、その町の一番住民に受ける人を館長に出向で行かしておる。第三セクターに、そこに行かしておる。一番住民から見た、この課長はすごいなち、一番仕事のできる人を行かしているんです、そこに。

それは何でかというたら、その町長の方針で、人間最後の送りだから大事にしてやらないかん。だから最後の野辺の送りぐらいは、みんなから、ああいい葬儀場だった、いい葬式だったと言われることを、言われるような町づくりをしたいとそこはやっているみたい。今度調べてきま

すけど、そういうことをしているんです。

じゃけ、町民葬祭場はちょっと問題があります、町が建てるもんじやないです、ちょっとそれは考え方の相違かもしれません、それは町長、また今度ゆっくり話し合いをしましょう。

もう時間もないし、5番目の、公の建物についての問題ですが、築城支所も質問しました。2階が空き家になっていますよと、あれを建設するときに、僕ら悪者にされました。合併するのに庁舎要らんやないかと、今さら建てるなということで言いまして、よく新聞でほかの件でたたかれました。でも、僕らが口を酸っぱくして言ってきたことが現実になったんです。むだ遣いです。2階と3階部分どうなっています。

これは町長、これは前築城町がやったんだからということじゃなくて、あれをやっぱり有効的に生かすために町長、考えを、どういうふうに今後取り組むのか。もうあれから、質問してからもう2カ月も3カ月もあるけど、いまだ何も動いてない。積み上げたいと机があるんです、教育長室の横には。でしょ。3階は倉庫です。前の議会事務局と議員控室とか。10億円をかけているんですよ。何か生かした活用の仕方を早急に考えというか、プランがありますかということが1点と。

旧築城庁舎の跡地について、もう有効利用ができないんですから、あれを何かほかのものにリニューアルするといったっちゃ危ない。だから早急に壊していただきたいという要望があります。子供たちが集まって悪いこと、シンナーを吸うたり悪いことしたりする可能性の、非行の巣になる可能性がある。そして、あそこの築城の地区のあの一番やっぱり中心街の人は、何か建てていただきたいな。あるいは何か活性化できるものを誘致していただきたいなという希望があるんですが、2点重ねて、もう10分しかありません。よろしく、手短にお願い。

○議長（田原 親君） 町長。

○町長（新川 久三君） 築城の支所の件でございますけれども、本来なら合併時、皆さん、合併をしようという町村の皆さんは、庁舎を非常に建設するするということで、有本町長は、そして、建設後は何するかと、いわゆるコミュニティー施設にするから建てらしてくれというふうな話をこれはずっとやってきております。

基本的には、私もそういう形で、いわゆる支所というのは、ほんの少しだけ、住民の利便性を考えた部署だけ残して、あとはコミュニティー施設ということで、例えば図書館や、それから美術館、それから公民館的な要素で私は使う方がいいんではなかろうかなと考えており、その分、やはり、今のこの本庁の中では職員がはまり切らないという場面もございます。そういう形の中で何とか工夫をしながら、築城の支所については、有本町長が言っておったように、コミュニティー施設に私はしようというふうな考え方であります。ちょっと時間がいましばらくかかりますけど、条件整備をしながら、そういう形で有本町長が主張したコミュニティー施設というものに

持って行きます。

それから、旧庁舎、これも早急に私は取り壊せというふうな指令を出しておるけど、なかなか財政的に問題がある、難しいということで繰り延べしておりますけれども、来年度の当初予算で絶対上げて、壊すような形で、ここに本来なら自衛隊の官舎なり、それから、いろんな公共的な建物、跡地利用委員会というのができておりまして、その意見等も斟酌しながら、いわゆる人の集まる場所にやっていかなければいけないだろうと、このように考えております。

だから、基本的には、先ほど申した防衛施設庁で自衛隊の官舎とか、それから、分譲マンションとか、いろんな話も出てくると思います。しかし、公共的な施設もできれば、今の2つの体育館は非常に老朽化しておりますし、そういう体育館あたりをあそこに持ってきて私はいいんではないかなと思いますので、ちょっとこれもいわゆる総合計画との考え方もございまして、そういうことで、取り壊しは来年度必ずやることをお約束して、あとその利用を検討してまいりということで御了承を願いたいと思います。

○議長（田原 親君） 吉元議員。

○議員（27番 吉元 成一君） じゃ町長、あの取り壊しをするということは町民に言つていいわけですね。

それと一つ、これはみんな笑うかもしれません、庁舎として利用価値がなかったと、コミュニティー施設で何をしようかと、改築して金かかるかもわからないし、そのまま使える機能がないと思う。どうですか町長、売りに出したら。あそこを総合的に15億円とか10億円とか、それぐらいで売って、もうけんでいいから、財政困っているわけで、売りに出すというようなことも考えたことはありますか。

○議長（田原 親君） 町長。

○町長（新川 久三君） 売りに出すということは考えたことはないけど、貸し出すというのは一応考えたことはございます。例えば学校とか、いわゆる大学が来れば来てもらいたいなとか、横に広い運動場等もありますので、大学とか専門学校とか、そういうものが来れば貸してもいいんではないかという考え方を少し持つておるという状況でございます。

○議長（田原 親君） 吉元議員。

○議員（27番 吉元 成一君） 何でそう言うかと申しますと、直接町長からは聞いていません。

町長が、買い手がおったら売ってもいいがなちゅうて言うたというふうに聞きましたので、この場で本当かなと思うて聞いてみただけなんです。

あと5分、わかっています。時計で見てますので。もうこれ以上言うこと、全部締めていきましたのでありませんが、一つ、旧庁舎の処理を早急にして、来年度するということをいただきました。支所についてはコミュニティー施設に時間かけてやっていくんだということを聞きました。

もう1点、最後になりますが、職員の皆さんに、お願ひやないです。やっていただきたいことがあります。何かあったら町長の耳に一番に入れてやってください。そうしないと、我々は各部署に行って責任ある答えをいただければいいんですけど、町長か助役のどこにすぐ入れてもらつてないと、用事で行っても通じないことが多いんです。

やっぱり、私は議員であるんですけれども、町民の一人ですから。町民からの要望、尋ねたことに対しては誠意を持って答えていただきたい。このことを約束していただくということで、私の質問を終わりたいと思います。

○議長（田原 親君） 御苦労でございます。

.....

○議長（田原 親君） 次に、20番、辻上浩議員。

○議員（20番 辻上 浩君） 最初に、障害者の自立支援法の施行に伴う問題についてお尋ねをいたします。

以前質問もいたしましたけれども、4月から一部施行が行われて、そして今度は10月にいよいよこの法律による全面的な施行が行われる時期になってまいりました。4月のときに――10月から本格的な施行が始まるようになりました。

4月から的一部実施の中で最大の問題は、利用者への応益負担制の導入でございました。これは、そのときにも指摘をいたしましたけれども、いろんな軽減措置はとられるものの、障害の重い方ほど利用料がふえて負担が重くなると、こういう重大な矛盾をはらんでおるものであります。

そこでお尋ねをいたしますが、現在、築上町に5つの施設あると思います。これらの中で4月以降、この利用者の中でどういう変化があるのか、このことを担当課が把握しているのか。特に通所施設や入所の方、あるいはホームヘルプを利用している方、さまざまに利用料の変化があったと思います。そういう点についてまず実態を報告していただきたいと思います。

○議長（田原 親君） 担当課長。

○健康福祉課長（吉留 久雄君） 4月施行、一番大きかったのは、やっぱり一部負担金の導入だと思います。それで、一部負担金については施設からの報告事項になっておりませんので、請求書にも載っていません。そういうことで、何カ所か障害者の福祉施設に聞いてみました。

まず、入所施設の例でございますが、1施設は、例えば個人負担金の例を教えていただきまして、これは入所の場合、日数が違えば計が変わります。そういう形で、3月分と5月分ということで聞いてみたんですけども、3月分で約3万4,000円くらいの負担金であった人が、5月分では5万円近く支払っているようです。

もう1施設、これも入所施設でございますけども、大体、何カ所か聞いてみたんですけど、なかなか施設は、負担金がどうなっているということをなかなか教えていただけませんので、その

施設については、一人一人の分については教えていただけませんでした。一人一人によって条件が違うということでしたけども、全体的には、これは負担金の最後の給付として、収入からどの程度は残して、残りは補足給付しますというものがございます。1級が2万8,000円、それ以外の方は月に2万5,000円です。あと、60歳以上であれば3万円を残して、補足給付という形で出てまいります。その補足給付、残した額と、もう少し、プラスアルファで残るぐらいの方が多いということでした。

通所施設でございますけども、3月までは負担金のない方がほとんどでした。4月からは1万円か1万5,000円くらいの負担金が出るようになった方が多いと思います。障害児の関係、これについては、前、親の会の方でお話し聞いたことがございます。7,000円くらいの負担金出していたものが2万5,000円くらいになると、これは入所です。通所の方で1万円からやっぱり1万5,000円くらい出るようになった方がいらっしゃいました。大体そういう形が多いのではないかと思います。

ただ、全部が全部教えていただけませんでしたので、それ以外の方も中にはいらっしゃるかと思います。

以上でございます。

○議長（田原 親君） 辻上議員。

○議員（20番 辻上 浩君） これは厚生労働省も全体的な調査をしておりますけれども、かなりの応益制の導入によって負担がふえている実態が明らかになっています。こういうことからどういう影響が指摘されているかというと、この負担の金額の大きさから退所するというふうな意向を持った人や、それから、通所を控える傾向にあると、こういうふうな傾向も出ております。

また、そこで作業をして工賃をいただいている、そういう労働者の方にも、実態として工賃よりも利用料が大きくて、障害を持つ方の社会参加を阻害すると、こういう実態も出てきているのが明らかになってきています。こういう点で言えば、障害者の自立を促進するというよりも、どちらかといえば障害者が自宅に引きこもるような、そういう要因が、この制度のやればやるほど出てくると根本的な矛盾が大きく指摘されているところです。

そこで、現在、篠上町におきましては、精神、それから知的障害、また、身体障害と手帳を持っている人だけでも大方1,300人程度でしたか、それぐらいの方がおられます。これらの人すべてではありませんが、これらの方を対象としたさまざまな利用やサービスが大きくこの4月で変わったわけであります。

この実態をどれだけ把握して今後対策をしていくかということにつきまして、町長は、今、4月以降の障害者に置かれているこの利用料負担の変化につきまして、報告を聞いて実態を把握しているかどうか、また、それに対して対策をどうと考えているかどうか、まずお尋ねをした

いと思います。

○議長（田原 親君） 町長。

○町長（新川 久三君） この障害者自立支援法という法律が施行されて、基本的には今までの制度と大きく変わってきました。一見的に見れば、障害者に対して非常に厳しい法律になったんではないかという感覚がございます。その反面、自立支援という形の中で、自立もしていただかなきやいかんという考え方もこの法律の中にはあるんで、そのところは物の考え方も出てきますけれども、今言う個人負担というものを取っていくといういろんな形で、健康、病気に対してでもございますけれども、いろんな形でそういう自己、これも国の財政破たんから来たいわゆる法律じゃないかなと私は考えております。

そういう形の中で独自にという形を本築上町でとったらどうかという指摘のようござりますけれども、やっぱり築上町においても財政的に非常に厳しいという問題がございます。

だから、今までやってきているのは障害者の医療費の補助ですか、これは継続して私はやるべきだろうと思っておりますし、医療費は、築城町は2級までの医療費の補助がございましたし、椎田町は3級まで補助していると、これを合併したら3級までということで今もやっておりますので、この医療費の補助はこのままで残していくべきだろうと考えております。

あとやっぱり、色々な制度にのつかかっていかざるを、国の制度の中で独自な政策というのは非常に難しいんではなかろうかなと、このように考えております。

○議長（田原 親君） 辻上議員。

○議員（20番 辻上 浩君） これは、厚生労働省も負担の独自軽減策は、これは自治体の判断によりますと、こういうところを認めております。また、小泉首相に至っても国会の答弁では、これらにおいて不都合があれば見きわめていくというふうな、現状において既に問題があると、そういう認識を国会でもはつきりさせております。

そういうところから考えれば、自治体において独自の軽減策をとっている自治体がだんだんふえてきているというのが実態です。この声を大きくして本当に法改正をさしていくと、こういうことを障害者の団体、また、施設、さまざまな方が本当に望んでいるのが今の実情だと思います。

そこで、実態をどれだけ把握していることかということですけれども、現在、これから施設利用者すべての人に対してヒヤリングや実態の調査をしたのかどうか、再度お尋ねしたいと思います。

○議長（田原 親君） 担当課長。

○健康福祉課長（吉留 久雄君） それはいたしておりません。

○議長（田原 親君） 辻上議員。

○議員（20番 辻上 浩君） 私は、そのことが、時間がかかるても一番大事なことじゃない

かと思います。これは、この後、これから10月から本格施行される中に、自治体の裁量ができる地域支援事業というのがあります。これは、国の方が一定のお金をそれぞれの自治体に振り当てる、その中で必須事項を選んで、あとは任意で事業を行っていくというふうな中身になっております。

しかし、必須事業以外でもそれぞれの自治体で何が必要かというのは、その自治体に置かれている障害者の方の現状から出発しなければニーズが出てきません。ここを抜きにして計画を考えしていくということになったら、まさに現状とかけ離れた問題になります。ですから、期限は迫っておりますけれども、本当のきちんと住民のニーズに合った地域支援事業を行っていくためにも、今現在置かれている障害者の方の実態を把握する。

そのためにも各施設の担当者の方とじっくり話し合って、実情として何が一番大事なのかと、こここのところをしっかりとつかんでいくと、この作業を抜きにして決めてしまうのは大変危険な問題であろうと思いますので、その点で町長、しっかりと実態を把握する上で、各施設の方、それから関係者の方、当事者の方すべてと協議をした結果をきちんと自治体の裁量ができる支援事業に生かしていくんだと、こういう立場をはっきり表明していただきたいと思いますが、御意見はどうですか。

○議長（田原 親君） 町長。

○町長（新川 久三君） いろんな事業がございますが、幾分かの事業については、これは当然町でやりながら、関係者の負担のないような形も考慮していかなきやいかんものもあると思うんで、こういうものは今後の検討課題という形になっております。そういう形の中で、京築地区のいわゆる関係団体とも足並みをそろえるというひとつ歩調も要るんではなかろうかなと思っております。

何よりもやっぱりこれをやることによって、国の自主的な判断でやって、国がやっぱり財政支援をしてもらうという方向性を一番私は、このいわゆる障害者のいろんな各種事業を、何分自治体だけの財政では無理だと考えておる、基本的には。そういうことで、国及び県の負担が、私は当然あっていいんではなかろうかなと考えております。

以上です。

○議長（田原 親君） 辻上議員。

○議員（20番 辻上 浩君） 当然國なりの自治体への支援は、当然ながらもっと大きく重大なものが必要だと思います。

ここに地域生活支援事業の概要というのがありますけれども、非常に多岐にわたる内容で、これはすべてを質問しようしたら、とてもやないけどできない内容があるんですが、この中で必須事業というのは必ずやらなければならない問題ですが、ほかの状況も、事業におきましても、今の

築上町の障害者の方が利用しているサービスを見れば、必須事業ではなくても、現行水準を維持すると、そういう立場を貫くことが必要だと思いますが、当然そういう立場で、これは担当課で検討をしていると思うんですが、どうでしょうか。

○議長（田原 親君） 担当課長。

○健康福祉課長（吉留 久雄君） 地域支援事業でございますけども、項目としては、相談支援事業、コミュニケーション事業、それから、日常生活用具給付事業、移動支援事業、地域活動支援センター機能強化事業、その他の事業ということで、またその他の事業がかなり大きく分かれております。この中で現在やっておりますのは、移動支援の中では福祉タクシー、それから、日常生活用具給付事業等については、現在支援費の中でやっております。

あと相談事業等ございますけども、例えば日常生活用具給付事業等、豊前市と、あと吉富町、それと上毛町と話し合った結果は、相談支援事業、コミュニケーション事業については個人負担金ですけども、無料にしようということで、これについては原則1割、ただし、ということになっておりましたけども、豊前市もそうするということですので、低所得者については5%の軽減、そうしていったらどうかという形で今検討をしております。

以上でございます。

○議長（田原 親君） 辻上議員。

○議員（20番 辻上 浩君） この地域支援事業につきましてのいろんな事業を今検討中だと思うんですが、それについても結局、今、応益負担が導入されたので、一律的に利用料の1割を負担するんだと、そういう立場で計画をしている自治体もあると、そういうふうに聞いておりますけれども、実態として、今のさまざまな施設利用料の1割負担ということが非常に重たい状況であれば、自治体がやる事業でのこれにも1割負担を一律にのせていくというのは、さらにまた追い打ちをかけることになるんじゃないかなという点が考えられますけれども、やはり利用料の負担を前提としてこの計画を考えているのかどうか、それを実際上、今の関係者の方たちの了解を得て進めていっているのかどうか、その点お尋ねいたします。

○議長（田原 親君） 担当課長。

○健康福祉課長（吉留 久雄君） 障害者の方とは話し合っておりません、担当及び福祉関係課段階で話し合っております。例えば日常生活用具でございますけども、それ以外で残る部分で補装具の給付事業がございます。それと考え合わせますと、やっぱり原則1割負担というものはのけられないのではないかなと思っております。

それらについて（ ）相談事業、コミュニティー事業、これは手話通訳、点訳等がございますけども、そういった分については無料にしたいという形で考えております。

○議長（田原 親君） 辻上議員。

○議員（20番 辻上 浩君） 町長、この利用料を定める点においては、実際上、今の負担増の状態から、もしこの利用料を取るという立場に本当立つんだったら、実際上、今言われましたけれども、軽減策を実情に合せて、今の実態から見て、軽減策もあわせてきちんと設定していくと、これは無料ということが一番の、いいことですけれども、しかし、実態としてどうしてもそこに利用料を取っていくと、そういう立場でもしいくならば、今の現状からすれば、現状にふさわしい軽減策、あるいは免除の策、そういうものをあわせて提案しない限り非常に大きな負担になると。

これは、今言われた、実際上通所の方で、全然今まで負担金がなかったものが1万円から1万5,000円にふえると、こういう方は障害者年金だけで暮らしていれば、本当にわずかな収入の中で生活しているわけですから、そういう中にまたさらに利用料を取られていくということになれば、一層重大な事態になると思います。

そういう点から、これは今の関係者、それから当事者を含めて必ずこの利用料等を決めていくときにはきちんと協議をして、そして、どのような形が一番いいかという点については、障害者の方の、あるいは家族の方の意見を入れてはっきりと定めていっていただきたいと思いますが、町長の考えはどうですか。

○議長（田原 親君） 町長。

○町長（新川 久三君） これは、障害者の方の負担がないのが一番私は障害者にとっていいことだと思うけど、何分財政的にこれでいいのかどうかという問題がございます。

本来なら、今のこの法律をやはり積極的に国の方が変えていただく方が私は最適だろうと思いますし、国がしないなら自治体でしようという問題もちょっとこれ困った問題になります。本当に我々収入が多くあればいいんですけども、やはり最終的には国にコントロールされておる町の財政でございます。いわゆる地方交付税という形の中で、余り突拍子もなく政策をすれば、その交付税はいろんな形で減らされるという場面も出てきております。

そういう状況の中で、やっぱり全国一律的に国が法改正をやりながら、国の国庫負担に基づいてこういう支出はやるべきだと私は考えておりますし、できるだけ町としてもそういう支援は行いたいとは考えておりますけれども、障害者の皆さん、また、家族の言うとおりの形にはなり得ないと思うんで、極力努力はしてみると思いますけど、それで御了承を願いたいと思います。

○議長（田原 親君） 辻上議員。

○議員（20番 辻上 浩君） じゃ、この地域支援事業の計画に当たって、町内にある各施設の担当者並びに、それから、障害を持つ方の家族と関係者、そういう方を含めて協議をして意見を上げると、そういう形に必ず持つていただきたいと思うんですが、担当課の方ではどうですか。

○議長（田原 親君） 担当課長。

○健康福祉課長（吉留 久雄君） 今度、障害者福祉計画、これ今年度いっぱいにつくるようになっております。その中で、ある程度やっぱり施設等の意見等も聞くことがあると思いますので、その中で、地域支援事業の中身をどうするかについては、その障害者福祉計画の中に盛り込まれるようになっております。その中でそのお聞きをする場がかなり必要かと思っております。

以上です。

○議長（田原 親君） 辻上議員。

○議員（20番 辻上 浩君） 確かに障害者福祉計画は来年の3月までにきちんと実施するようになっております。

では、その中に関係する方のすべてが一応代表という形で審議会の中に入っているかどうか、策定委員会の中に入っているかどうか。これは町内に5つの施設があると思います。その関係者、それから、精神、それから知的、身体、それぞれの障害者の代表の方が網羅されているかどうか、そういう点をお尋ねいたします。

○議長（田原 親君） 担当課長。

○健康福祉課長（吉留 久雄君） お答えいたします。

福祉関係団体でございますけども、入っておりますが、築上町手をつなぐ親の会、身障者福祉会、それから、施設としては1施設入っております。

以上でございます。

○議長（田原 親君） 辻上議員。

○議員（20番 辻上 浩君） 施設としてはそれぞれ、施設の立場や置かれている性格、内容違うと思います。そういう点から利用料やサービス事業の中身も違ってくると思うんですが、それらの方のやはりすべてを網羅して、そしてもう一つは、精神、知的、身体と、それぞれの障害を持つ方の家族の方や代表者が入っているかどうかという点が大きな問題になると思いますが、その点はどうですか。

○議長（田原 親君） 担当課長。

○健康福祉課長（吉留 久雄君） まず、身体としては、身体障害者福祉会の代表が入っております。知的精神としては、築上町手をつなぐ親の会、これは特に知的障害を持っている方の親御さんが入っております。そういう形の中で、あと視覚障害者福祉会、これは町の中で視覚障害者の会でございますけども、そういう形で入っております。

施設については、聞いてみると、施設の横での連絡かなりとっているようでございますので、それと、町内にあるのが、入所施設が現在ないわけです。そういうことで通所ばかりですので、その1施設ということにしております。

以上です。

○議長（田原 親君） 辻上議員。

○議員（20番 辻上 浩君） これらは、それらの関係者の協議を、これは障害者福祉計画は2000年の3月ですから、しかし、10月からもう既にこの地域生活支援事業については一応スタートしていくという形になるわけですから、それをよりニーズに合ったものにするためには、福祉計画の前段として、地域生活支援事業の計画に関係者が入ってきちんと協議するということが必要になると思うんですが、これは町長、今、10月までの間にきちんとこういう形でするというふうに段取りはなっていますか。

○議長（田原 親君） 担当課長。

○健康福祉課長（吉留 久雄君） そういう形の中で10月1日から発足します。ただ、恐らく最初から、恐らく今後使われていくのが、日常生活用具給付等事業、これがあると思います。それと、移動支援、これは、福祉タクシーでしておりますけども、それ以外に介護の必要な分がございます。そういう部分で、その2つの事業が一番多いのではないかと思っております。あと相談事業です。

そういう形の中で、日常生活用具については、先ほど申しましたように、補装具の給付と同じような形でないと、中身的には似たようなものになりますので、ちょっと難しいかなと思っております。

移動支援については、現在、福祉タクシーだけでございますけども、それ以外の介護等もございますので、そういう部分についての支給が今後できてくる形だと思っております。

以上です。

○議長（田原 親君） 辻上議員。

○議員（20番 辻上 浩君） いずれにしても、今の施設利用者に対するすべてに対してのニーズをまだ把握していない現状でしょ。現状としては。そういう状態でこの必須事項初め、そのほかの事項を決めていくということは、日程に追われて、本当にニーズに合ったものができるかどうかという点について不安があるんですが、すぐにでもやはり施設関係者や、それから、さまざまな団体とともに地域支援生活事業の計画そのものを豊かにすると、そういうことに最善の力をまず注いでほしいんですが、その体制はちゃんとできていますか、再度聞きますけど。

○議長（田原 親君） 担当課長。

○健康福祉課長（吉留 久雄君） 施設の方は、この役場の方によく見えます。そういう形で、この地域支援事業についても、相談はそのたびに、どうなんだろうかという形でのそれは行っております。そういう形の中で、豊前、築上郡で話し合って、こういった状態になったということをございます。

以上でございます。

○議長（田原 親君） 辻上議員。

○議員（20番 辻上 浩君） あくまで築上町の障害者の方の実態からスタートしていただきたいので、まず、今必要とされている利用料にあわせて、それがきちんとこの生活支援事業の中身として反映されるように最善の努力をしていっていただきたいと思うし、町長にあっては、それらが今の住民に大きな負担にならないように、最善の支援策を関係者と協議してつくってていっていただきたいと思います。

これで、この質問は終わります。

○議長（田原 親君） 2番目はいいの。

○議員（20番 辻上 浩君） はい。

次に、基地の問題です。

○議長（田原 親君） 辻上議員。

○議員（20番 辻上 浩君） 先日の9月の4日に、日本共産党の議員団、また、仁比聰平日本共産党の参議院議員を通じて、防衛施設庁の施設部施設企画課施設企画課長、この方に対しまして米軍再編に関する質問をして、また、政府の考え方のレクチャーを受けました。

そのやりとりの中で、最大の問題は、町長が懸念するように、緊急使用や緊急時の訓練の問題、普天間基地の機能の問題、さらに基地の拡張の問題、これらについてアメリカが明らかにしていないから、調査をしていないからということではほとんど明確な答えが得られなかつたというのが実態であります。

これは、町長がさきの議会でも言われましたように、緊急時の使用については不明確であり、これについては抵抗すると、こういうふうに述べされました。これを、こういう事態から考えれば、今回ることは日本側に決定権がなくて、アメリカが主導で事が進んでいると、こういうことの一端の証明になっているんじゃないかというふうにも考えられます。こういうところが今回の共同訓練の一番大きな危険性があるところだと思います。

今回、緊急使用についてさまざまなことが明らかにされていない以上、訓練移転の実施も絶対に受け入れるべきではないと思います。これは、アメリカ軍は当初の約束をさまざまな形で沖縄においてもほごにしてどんどん拡大していくと、早朝や夜間の訓練もおかまいなしというような状態が嘉手納でも見られています。現在のような不十分な説明の中で、訓練の移転を受け入れるということは到底納得できるものではありません。

そこで、お尋ねをいたしますが、町長自身は現在、マスコミ報道などでも一応容認というふうな形で報道されることもあります。しかし、さきの6月の議会では、緊急時の使用については不明確であり、しっかり抵抗すると、こういうふうにも述べられています。町長の態度は、今後の

ことに対しまして容認なのか、それとも容認でないのか、これを町民に今の議会でわかりやすく説明していただきたいと思います。

○議長（田原 親君） 町長。

○町長（新川 久三君） 米軍再編の問題と築城基地でございますけれども、これは、米軍の訓練は、私は基本的には来てほしくないということでございますけれども、今までの協定、それから、今回のいわゆる防衛施設庁、防衛庁からの提案でありますと、年56日という線は崩さないという基本的な問題ができている。

それから、訓練の対応というのは、これは嘉手納の飛行場のいわゆる負担軽減というものが基本的なものでございまして、この嘉手納での訓練を日本の6つの飛行場に分散しようというものでございます。そしてあわして、三沢と岩国のいわゆる米軍基地の分もこの中に含むという考え方になっておるようでございますけれども、三沢については嘉手納の分を逆に持っていくという話もございますし。

そういう形の中で、訓練の対応というのは、今までの訓練と変わりない、自衛隊との共同訓練ということで、今までの対応は守ってまいります。ただし、訓練の、いわゆる移動訓練の回数、4回を、これを取つ払いますということで、56日の範囲でまいりますと、だけども、1日ずつ来られたら56掛けの3ということで、米軍が来るのは168日ですか、そうなるんじやないかという、これは極端な質問でございましたけど、そんなことはあり得ないと。大体1回が1週間程度、1タイプと2タイプと、2タイプが2週間程度ということでございます。

そして、飛行機の、移動訓練で来る飛行機は、1タイプが5機、それから、2タイプがたしか12機ということでござりますし、今までの対応とほとんど変わりないということで、これについては、いわゆる国との閣議も決定されたということもございます。そして、行橋市もいわゆるテーブルに着くということで、容認というわけではございませんけれども、いわゆる防衛施設庁と、それからの話で、テーブルに着きながらいろんな話をしていることを私は、この前の全協の中でもお話をしてきたところでございます。

そして、ただし緊急時の使用ということで、これは普天間の飛行場、こここの訓練を、いわゆる築城と新田原基地の2基地に持つてこようということで、緊急時の使用はこれはもう全国どこの自衛隊基地、民間航空の基地という形で使われるわけでございますけれども、緊急時の訓練ですね、これを持ってこようというのが提示がされておるわけでございます。

しかし、これについては中身がさっぱりわからないと、防衛施設局の方に問い合わせても一切わからない、基本的には8年後のことというふうな形になっており、8年後に普天間の基地を完全に取つ払って、いわゆる辺野古新しく飛行場をそこに一応持ってきて、その分の一部を築城と新田原に持つてくるという考え方のようで、そのためには、いわゆる緊急時の訓練のための施

設の拡充はあり得るかという質問、それは調査をしてからでないとわからないというようなことで、一切何もわかつてないと。ただし、緊急時のこの訓練も56日の範囲の中でやりますということは、今いわゆる日米再編の中で米と日本政府の合意事項であるということだけがわかつておるということで、この緊急時のいわゆる訓練が入れば、普通の訓練が入ってくるという形になろうかと。

だけども、緊急時で非常に住民に今まで以上の迷惑がふえるという形になれば、当然私は反対していかざるを得ないし、今のところ、通常の日米共同訓練並みの移動訓練だというようなことで、この分については対応変更等のいわゆるいろんな財政的な措置等、条件について話していくいうというふうなことで、閣議が決定されたということで、我々としてはやはりいくら反対してもこの米軍の再編は国が持ってくるというふうなことが意思が固いということを判断して、条件と申しますか、いろんな地域の振興策、それからあと米軍がこの基地に訓練にきたときの対応等々を完全に防衛施設局、防衛庁と話をしていこうと、このような状況になったということでございます。

以上です。

○議長（田原 親君） 辻上議員。

○議員（20番 辻上 浩君） 大変危惧されているのが、その緊急時の訓練と内容、この問題であると思います。これ最終報告の中では、これは緊急時の使用のための施設整備は実施調査実施の後、普天間飛行場の返還の前に必要に応じて行われると、もう返還の前に必要に応じて施設整備を行って、そのためには使えるようにしていくんだということがはっきりと明記されておりまし、緊急時というのは、周辺事態を含むのだというふうにもう防衛庁側が答弁をしております。

そうなると、この周辺時にある有事と言いますと、米軍が起こしている戦争を周辺事態での有事というふうに考えれば、米軍の緊急時の中身について米軍がすべての情報を掌握して、米軍指導で行うということになれば、築城基地が米軍が起こす周辺事態での紛争の中での戦争に巻き込まれていくと、築城基地自身が。そういう危険性がここに大きくあると思います。

そういうことを考えれば、緊急使用について明らかにされない以上、訓練移転の実施も絶対に受け入れるべきではないというふうに考えるのが当然だと思いますが、町長自身はこの緊急使用の内容が明らかにならないでも、これはもう時期が来れば容認せざるを得ないと、そういう考えでいるのかどうか、再度お尋ねします。

○議長（田原 親君） 町長。

○町長（新川 久三君） 先ほども申しましたけれども、緊急時の訓練ということはまだ先のことまでございます。これについては、今から国のいろんな条件を見ながら判断をしていくしかない。ただ、今わかつているのは、緊急時とはどういうものかということで、定義は防衛施設庁の方か

ら示されております。緊急時とは、いわゆる日本が攻撃をされる恐れのあるとき、もしくはされたときということで、先ほど議員が申したような、いわゆる他の国の有事と言いますか、これが日本で、日本が攻撃される恐れがない有事はその含まないと私は考えておりますし、もしそういうことで米軍がこの基地を使用するという形になれば、これは断固反対していかなければいけないと考えておりますし、緊急時の訓練というのは、今から中身を見極めた上で、今から国との交渉は当然やっていかざるを得ないというような形になろうと思います。この緊急時の訓練が非常に住民に対して迷惑、甚大な被害があると判断すれば大いなる反対はしていくべきだらうと考えております。

以上です。

○議長（田原 親君） 辻上議員。

○議員（20番 辻上 浩君） 緊急時ということは周辺事態を含むということについては、これは国会の中でも質疑の中で明らかになってきているのが現状ですから、そういう点で考えれば、町長の言うようなことではなくて、実際上、米軍は世界戦略としてイラクを初めさまざまなもので戦争を起こしております。そういうものに対して周辺事態であるという見解を示していけば、日本の中にあるさまざまな米軍基地がそれに対応して動いていると、嘉手納にしても実際上、イラクへの戦争とともに動いていると、そういう普天間ですね、そういうふうなことが確認をされています。

そういうところから、これは8年先というふうなことではなくて、そういうものに実際上、米軍のそういう意向に沿った形で改善して、改良というか、解約していくと基地を、強化していくということをはっきり公言しているわけですから、この点をしっかりと町長認識していただいて、実態をどんどん明らかにしていくと、緊急仕様の中身を明らかにしていくとともに、この危険性が大きいというふうに認識すれば、きっぱり反対するということの態度を貫いていっていただきたいと思います。

これはもう町長もう緊急仕様の中身につきましてはその危険性、あるいは爆音についても相当懸念を持っておられますから、実際上、政府答弁の中身をもう一度精査していただいて、その緊急仕様がどういう自体に発動されるのかと、その点については再度、確認していただけてはっきりと認識を持っていただきたいと思います。

今、それからこれらの動きに対して、町内では、議会では反対決議を上げて一致して反対をしております。町長の方は時期が来れば一部そのそういう協議にも応じる中身があるというふうなことも言われておりますけれども、実際上、これから防衛施設庁とのさまざまな情報や協議の中身が町民の中にしっかりと伝わっていくためには、私どもは議会は町とそれから自治会を含めて町当局と3者の連絡協議会をつくって、情報を密にして進んでいこうということを言っておりまし

た。

これは、町長は反対を前面に出せば、私は交渉につけなくなるというふうな形で拒否もされました。しかし、現実、いろんな情報があり、それらに対して的確に情報を共有して、対策をともに考えるということは大いにプラスになることですから、名称はどうあれ、住民団体、それから議会、そして当局がこれ横並びになって、そしてこれらについての情報を共有して、対策を考えていくと、こういう協議会をそろそろ立ち上げてやっていくという時期にきているのではないかと思いますが、町長自身の考えはどうですか。

○議長（田原 親君） 町長。

○町長（新川 久三君） 必ずしも議員の皆さんと私の意思が若干違うという形になれば協議会というよりも私は議会の方に報告をしていくと、私どもが得た情報、そして今から私がとろうすべき問題を議会の方に報告をしていくと、そういう立場で臨みたいと思いますし、もし議員の皆さん方もいろんな各種の情報があれば、私の方にその情報を教えていただければ幸いではないかなと考えておりますし、そういう形の中で、何とか、本当にこの米軍問題、基地がないことに超したことではないんですけど、ある以上、現実的な形で首長としては対応をせざるを得ないということを御理解していただきながら、お互いの情報交換というものを密にしながらやっていきたいと、このように考えておりますんで、何かあれば議会の方にも相談をいたしたいと思います。

以上です。

○議長（田原 親君） 辻上議員。

○議員（20番 辻上 浩君） 私は、町民の中にも現在状況がどうなっているか、情報が大変不足しているのが一つあると思います。そういう中で考えれば、すべての自治会長やそれから基地対策関係の自治会の役員さん、そして議会と執行部と、こういうところで定期的に協議できる場がどうしても必要で、それによって日常抱えている問題とこれから起これべる問題と同じように対策の場をつくって考えていくと、そういうことが今からの運動について、これ反対、あるいはもう反対ではない考え方の人もいるかもしれません。

しかし、そういうものを含めてなぜ反対をするのか、どうしたら改善されていくのか、その点でも町民の一つの意思をまとめていく上で大事な場になると思いますので、ぜひ必要があれば協議するというのではなくて、やっぱり常設した協議会をつくって、対策協議会を立ち上げると、そういうことをまず考慮して、今後、検討してもらいたいと思います。すぐにでも立ち上げてほしいのはやまやまですけれども、それぞれの住民の意思が一致して運動が進んでいっているところには、必ずといっていいほどみんなで同じ情報を持ち合う対策協議会が立ち上がって、そこで十分意見交換ができる、いいも悪いも両方話し合いながら、そこで結論を出して進んでいくと、そういう体制がとられておりますので、やはりこの築上町でもまだ若干の意見のズレはあるかも

しませんけど、そのためにだからこそなお対策協議会の立ち上げが必要だと思いますので、町長ぜひ検討してください。もう一度答弁お願ひします。

○議長（田原 親君） 町長。

○町長（新川 久三君） 先ほども申しましたけれども、私なりに情報は収集していくと、そして自治会関係でも基地対策特別委員会というのを、基地対策委員会というのを旧椎田町、旧筑城町とも委員会も持っております。その意見等も聞きながら判断をして、そして全自治会長会という形の中でもいろんな意見は聞いて今まできて、いろんな情報も町の方からわかった範囲では自治会長会等々にも流しておるということでございますし、そういう形の中で、同じひとつの項目、運動項目というのが出してくれば当然、3者で私はやるべきであろうと思いますけれども、若干ちょっと今、意見の違う方々と一緒になるというのは、ちょっとどうだろうかなという考え方もござりますんで、そのところ斟酌をお願いしたいと思います。

○議長（田原 親君） 辻上議員。

○議員（20番 辻上 浩君） これは、反対の立場で全体が一致するというのではなくて、やはり町としてどう対策をとっていくかと、このことを主眼に置いた協議会の立ち上げでありますから、そういう点ではもっと幅を広く考えて、そういう方が今の現状では有効に機能すると、私は思います。

そういう点で再度、このことを提案して質問を終わります。

.....

○議長（田原 親君） それじゃあ、次に、26番、信田議員。

○議員（26番 信田 博見君） 昼が近くなりまして、私の持ち時間は12時50分までありますので、通告に基づきまして質問いたします。

第1点目、道路台帳についてということでお尋ねいたします。

今議会の初めに町長が平成4年から道路台帳が整備されていなかったという話をされました。道路台帳が整備されてなかったということは、土地を買収して道路をつくった、しかし、道路としての認定がなされていないために、道路があるけど道路じゃないと、そういう状況だと思います。

買収も、土地の買収もなされて道路もできておると、それなのに道路じゃないと、これは土地の代金も工事代金も恐らく町から支払われた、支払われていることだと思います。そして、この町道の長さというのは、町道というのは地方交付税に反映されるわけでございますけども、土地を買って道路をつくって多額の金を使った、しかし、交付税が入ってくるための手続きがなされていないために、いただけるはずのお金が入っていないということだと思います。

この使ったお金に対してこの入るお金というのは非常に微々たるものだと思いませんけれども、

これもつもりつもれば大きなお金になるということだと思います。

町民には税金をください、くださいと言ってるわりには、こういう行政がやることは非常にこうおかしい、入ってくるお金、ちょっと手続きをすれば入るお金が入らないというんですよ。これどういったことでしょうか。

どうしてこういうことが起きたのかというのは、道路台帳が建設課の管理だらうと思いますんで、建設課長にお聞きします。どうしてこういうことが起きたのか、今後の対策を今講じておるのかどうかお聞きします。

○議長（田原 親君） 建設課長。

○建設課長（内丸 好明君） 建設課の内丸です。町道路線の認定でつきました道路法第8条に、また路線の廃止、また変更については道路法第10条に基づいて手続きする必要があります。ただ、この場合、あらかじめ町議会の議決が必要となります。

また、道路法第28条には道路管理者は道路台帳を調整し、それを保管しなければならないと規定されております。旧椎田町はほとんど毎年、この認定、また廃止、変更の手続きを行っておりましたが、旧築城町は平成4年ごろから路線の認定、廃止または変更の手続きをしないままいたっております。

それで、旧築城町は平成17年度において旧築城町内全路線の道路台帳修正業務委託し、整備して、町議会、12月の定例会に町道路線の認定についてを提案しましたが、議会が流会となつたため12月21日付で町内全路線の認定を専決処分し、同日付で告示しております。

その後の手続きである区域の決定及び供用開始の告示をしないままの状態がありました。

また、本来であれば法第10条に基づき旧全路線を廃止し、新たに法第8条に基づき全路線を認定する必要があったと思いますが、旧路線の廃止の専決処分はされていない状況がありました。

6月に供用開始までの手続きはされていないことが判明したため、6月20日付で区域の決定、及び供用開始の告示をしたところであります。これが実態でございます。

○議長（田原 親君） 26番、信田議員。

○議員（26番 信田 博見君） この件に関しましては、中島議員が、ちょっと聞いたんですけども、中島議員個人が計算したら、年間に2,400万円か500万円になるんではないかと、もらい損ねたお金がですね、そういうことを言っておられました。

で、平成4年からですから、14年間、14年間ですよね、この14年間もらい損ねたお金というのが、これは恐らく財政課長、これは言えますか。

○議長（田原 親君） 財政課長。

○財政課長（田原基代孝君） 道路台帳の整備につきましては、これ道路延長、道路面積が地方交付税に影響してきます。基準財政需用額に参入されますので当然もらう方の金が減っているわけ

ですから影響があります。しかし、平成4年からの未整備ということでございますが、毎年移動がありますので、ただ単純計算で今回、計算した金額がその掛け14年というわけにはいかない部分もあるかと思います。

で、今回したのが、平成17年に前面見直しで専決処分したということで、影響額につきましては、その時点で計算をしておりますので、その時点での計算で延長面積あわせて、プラスマイナスありますが、そこで2,440万円という、約2,440万円のマイナスになるという結論が出ております。

で、これが手続きがなされていませんので、平成19年度までは需用額の対象になりません。20年度、今から手続きをして20年度からの基準財政需用額の参入になると。ですから、18、19年度を確実にもらうことができないという状況になっております。

以上でございます。

○議長（田原 親君） 26番、信田議員。

○議員（26番 信田 博見君） そういうことだったら、一概にこれ掛け14というわけにはいかないと言いますけども、三、四年前、1,000万円いただけたものが今700万円か800万円しかもらえないわけですよ。昔の方がたくさんもらえよったわけですよね。そういうことから考えると、平均して2,000何百万円かはやっぱりいくんではないかなという気がします。

単純に14年間、2,000万円としても2億8,000万円、2,500万円としても3億円、4億円になります。このお金を税務課の徴収係が毎晩、毎晩、夜まで家庭訪問をして徴収しても、1,000万円、2,000万円というお金はそう簡単に徴収できるもんじゃないと、私は思います。

本当、これはちょっとしたことだと思うんですよ。今回の議会は何か職員のことがいっぱい言われております。別名職員の資質向上対策議会みたいな、そういう議会になっておりますけれども、本当にこれは職員が襟を正して、もらうものはもらうと、もらい損ねないように、町民からもやっぱりもらっとるんですから、国からもらうものはやっぱりもらって欲しいと思います。

最後に、町長に今度のこの件に関してはどう思っておられますか。聞きたいと思います。

○議長（田原 親君） 町長。

○町長（新川 久三君） これは非常に残念なことでございますけど、いろんな形で損害、減収という形になっても、先ほど財政課長申しましたけれども、大体2,400万円、1年という形になってますし、これが当時からすれば道路の面積、少しづつ多くなってきておると、しかし、当時は基準単価が非常に高かったと思うんですね。そういう形の中ですれば、大体1年2億円から3億円の間ぐらいの、私は損害、というのが地方道路譲与税と自動車重量税の算定にもこの分が

反映されるという形になっておるんで、しかし、もう済んだことでござりますし、今から今後、こういうことのないような形で、きちんと道路の延長が伸びたもの、面積が広まったものはすぐにこれを道路台帳の変更をして、当然議会に毎年、道路の認定、それと面積の広くなったものについては、いわゆる供用開始と言いますか、幅員が広くなったということで告示をしておるわけでございますし、その事務を必ずやっぱり担当課が、課長が責任を持ってさせるというようなことで、我々はこれをやったかやらないか、確認しながら、やってなければ早くやれということで督促をしていくというふうにしてもらいたいと思います。

以上です。

○議長（田原 親君） 26番、信田議員。

○議員（26番 信田 博見君） もう過ぎたことは言え、まだまだこれ尾を引っ張るわけでございます。どうか本当に襟を正してしっかりやっていっていただきたいと、このように思います。道路台帳については以上で終わります。

2番目に防犯協会について、今後どうするかということでございます。

防犯協会というのは、旧椎田町にありますて、この近隣市町村にはない非常に何ちゅうんですかね、大事なと言いますか、防犯に関して長い間貢献してきた団体だろうというふうに思います。で、合併協議会においては、これは存続させるということに、継続というかなっていたと思いますが、今後、どうするのか、これを町長に聞きたいと思います。

○議長（田原 親君） 町長。

○町長（新川 久三君） 防犯協会は任意的な町民の団体でござりますし、町が切実というわけにはいきませんので、基本的にはやっぱりあってほしいと思っております。

そういう形でもし防犯協会ができれば、町の方も椎田町がしておったように、助成金を出しながら運営をやっていただくというのはやぶさかでもございませんし、しかし、両町、いわゆる築城町と椎田町全体的、築上町一本になりましたんで、全域的な形の防犯協会でなければ、私は椎田だけの防犯協会だめだというようなことで、先般防犯協会の総会で椎田町防犯協会は解散するというふうな決意はなされておるようでございますし、新たな立ち上げとして築上町防犯協会を全町域の中でもしやっていただけるんであればということで、基本的には町の方も少しは音頭をとっていかざるを得ないと思っておりますし、そして防犯思想というものの普及、それから防犯というこの協会の名のもとに少しでも犯罪を少なくするということが、これがやっぱり自治体の使命だろうと思いますし、そういうことの中で民活を利用しながらこの協会、復活をしていただきたい、もしくは新しく再生を築上町の名のもとに防犯協会が発足していただくというようなことで、準備をしていただくような、これはやはり任意の団体でございまして、いろんなそういう防犯というものをやはり心にとめておる方々がこの協会を組織していただくというのが一番いい

例でございますし、そしてまた、いろんな形、団体、各種団体がございますし、そういうところをだれか発起人というものをつくっていただきながらやっていただこうと考えておるところでございます。

○議長（田原 親君） 26番、信田議員。

○議員（26番 信田 博見君） 一応、旧椎田町防犯協会というのは、一応なくなったということでございます。新たに築上町防犯協会というのを立ち上げるという、このように判断したらいんですかね。

そういうことで、非常に今、各地で残忍というか、非常にこう悪質な犯罪等が多発をしております。先ほども築城中学、前回は椎田中学というふうに、子供たちも非常にこう荒れておるところがあると思います。防犯協会の役目というのは大きなものがあるんじゃないかなというふうに思います。ぜひ立ち上げを早急にというか、早く立ち上げをしていただきたいと、このように思います。

昼を過ぎましたので、以上で終わります。

.....

○議長（田原 親君） これより休憩をいたします。再開を、1時10分から再開します。

午後0時05分休憩

.....

午後1時10分再開

○議長（田原 親君） それでは、会議を再開します。引き続き一般質問に入ります。21番、成吉暉奎議員。

○委員（19番 成吉 暉奎君） 私の通告では、町長に質問するようになっておりませんが、ちょっと私当日急いで出したもんですから、課長だけ、担当課長という名前で質問の相手を選んでおりますが、私の質問するのは合併関連の話ですから、町長にもちょっと聞きたいことがあります、追加させてもらえないだろうかということでお願いするわけです。どうでしょうか。よろしいですか。

午前中、吉元成一議員が素晴らしい質問で、私何かちょっと比較になりませんが、吉元議員が私の家に遊びに来たときに、私があなたは器が大きいねと、国会議員に出た方がいいんじゃないですかという話をしたことがございますが、まあまんざらでもないような顔をしておりました。いずれにしましても、今さっき町長の質問の中で、あらゆる要望はあるぎょろ目でもって課長当たりにお願いしたらすべて通っていくんじゃないかと、私みたいなやさしい目をしているのはなかなか通りにくいんじゃないかという、一つのやっかみもございます。

それはさておきまして、本日、例えば今さっき話をしましたように、私はきょうの質問は合併

協議、特に協議項目中、未調整分等の進捗状況についてお聞きしたいというふうに質問事項を書いておりますが、私は、もう御存じのように、合併協議のメンバーとして、椎田町議長と2人で代表して出ておりました。まあその間、新川町長とは1市5町、それから1市2町、それから両町というふうにおつき合いさせてきていただきました。

この間、新川町長の人となりを私はずっとながめてきたわけでございますが、1市5町を脱退しまして1市2町、これも椎田町の住民投票によって決済したわけでございますが、そのときに彼の決断、彼の能力、非常に目を追うことによって彼は成長していっているんではないかというふうに私は感じたわけでございます。

また同時に両町の合併のときには、時間もございませんでしたが、非常に精力的に立ち回っていたと。私はその辺、非常に関心事を持って、彼を見ていたわけでございますが、人間というものは地位が人をつくるということをよく言われております。確かに私はその苦しみの中に耐え抜いた人間というのは、やはり人をつくっていくんだなと、よきにしろ悪しきにしろつくっていくんだなという考え方を強く受けたわけでございます。

さて、前置きはそれまでにいたしまして、きょうは私自身、この問題につきまして話を詰めるわけでございますが、私が椎田町の最後の議会、議会だよりですね、この中に、私が、これ議員の皆さん方が全部書いております。その言葉の中に、私はこのようなことを言っています。読まれている方もいらっしゃると思いますが、これは一番最後の議会だよりでございます。

ある経済学者が国策に反発し、レジスタンスの意味だけで合併協議を開議するのは戦略を欠いた行動だということでございますね。この考え方からすれば両首長は合併実現の責務を果たしたといえようと、国策に賛成して合併を忠実に実現していったと。

ただ、私はここで行政運営に自身を喪失し、ただ合併ありきの利益のみで築上町を誕生させたのであれば、住民の不幸は大きいのではないかというふうに書いております。今後は築上町民との、ごめんなさい、築城町民との協調、共生を第一に考えて、環境の変化をいち早く読み取り、クリーンな自治の流出を図っていくといつてもらいたい、また我々議員もその責任があるんだというふうな文面を書いたことがあります。

この文面を見る限りにおいて、私はただここで築城町民との共生を考えると、その考え方からすれば、私ここに並ばれている皆さん、特に三役、四役の皆さん、議長を初めとしまして全部椎田町が占めていると。これは、例えば、上毛町をとりますと、上毛町は助役は大平村から迎えましたというようなことで、非常にバランスよくとっているわけですね。ところが椎田町はこのような形で、全員が椎田出身だと。私はこれで、これはこれでいいだろうと思います。ただ一つ、築城の町民、また議会の皆さん方は椎田に花をやって実をとったような感じがするわけですね。と言いますのは、今回のぶちきり決算書ですか、これを見ましても、椎田町は一般会計におきまし

では、3億円程度の、4億円程度のプラスを出しております。築城は1億200万円のマイナスを出しております。特別会計におきましてもその辺のバランスというのは同じような状況で推移しております。

だから、最終決算を私は見たときに、この決算書自体が、これ築上町になっての決算でございますが、その中におきまして、金額は90億円ほどございますが、経常収支比率というのが99.9%と、それから同時に公債比率も19.3%、これは財政運営上、非常に厳しいのではないかというふうに、私は考えるわけでございます。その中にあります、椎田の皆さんのがこのような財政状況の中で果たしてやっていけるのかどうか、これは今の執行部の皆さんのが全部責任を負わなければいけないわけですね。

だから、私はここで一つ、新川町長にその心意気とそしてまた同時に、これからこのような形でやっていくんだと、成吉、心配せんでくれというような心意気があれば、それをひとつ感想を含めてお聞きしたいということでございます。

○議長（田原 親君） 町長。

○町長（新川 久三君） 質問の趣旨と大分離れたような質問でございますけれど、一応伝えいたしますと、合併ということで、これは国策というよりもやはり自分たちの町、これを考えた方が得だらうと、いい運営ができるだらうということを念頭に合併をやったわけでございますし、そして一番小さな枠組みでございましたけども、私はこの合併でよかったですなと思っております。

というのが、やはりある程度、合併はしなければ財政的な余裕というものが非常になくなっている、これはもう両町とも一緒です。少し椎田の方は余裕があったかなということで、私も当初から申しておりましたように、旧椎田は三、四年は持てるだらうと、しかしそれ以上持てないよというのは最初から言つてました。

築城もしかりでございます。もう一応非常に厳しい財政状況、やっぱり財政力は少しほんの方があつたと。

しかし、これは五十歩百歩でございまして、非常に厳しい財政力指数が0.3ということで、収入の3割しか自主財源がないという形になれば、やはり国に依存していかなければならない時代でございます。

そういう形の中で、合併すれば国の支援、県の支援というのはございます。そしてまた、スリム化もできますし、このスリム化の分を住民サービスに向ければいいという考え方で、この合併はもくろんできたと、このように、私はこの合併悪い合併ではないというふうに自負しております。

そこで、今後どうするかという形になれば、やはり経費は最小でそれからサービスは最大と、これはもう当たり前のことでございますけど、その見込みとしては人件費を削減していくという、

そして国からの歳入というのは余り当てになりません。自主財源を求めてという形になれば、やはり固定資産税の入るような、それから住民税の入るようなという形になれば、これは人口を急激にふやすわけにはまいりませんので、企業誘致がてつとり早い、やはり同州の政策ではなかろうかなと考えておるところでございます。

そして、何回も申しておりますけれども、職員現在250名ほどおりますが、200人体制というふうなことでいけば、これでも1年間に5年後、50人減れば大体4億円から5億円ぐらいの、いわゆる減収、人件費が浮いてくると考えておりますし、その中で運営をやはり貧しいながらも着実にやっていく必要があろうと、このように考えています。

そして、やはり住民のニーズ、それからやはり町の考え方としては、これトレンドというのも必要でございます。いわゆるどのような町をつくると、これがやはりトレンドになれば総合計画を今、お願いしておりますし、この中から新たな大きなまちづくりを、この礎と言いますかね、総合計画の中で礎をつくっていき、そしてそれに向かって施策を実施すると、これが今後の私以外の、町長あと出ても、それがやっぱり一つ、1本のレールのもとに築上町をいかに住みやすい町にするか、そして満足のいく町に、皆さんの満足いく町にするかというのが、築上町の、これは職員一体としての使命ではなかろうかなと、このように考えております。

○議長（田原 親君） 成吉議員。

○委員（19番 成吉 暉奎君） 本当に素晴らしい回答だったと思います。ただ、私が心配しているのは、椎田出身の皆さんがこの体制の厳しい中をこれから苦労して進んでいかなければいけない皆さんですね、これを非常に危惧しているわけでございますが、新川町長の今の発言の中で、人件費の問題とかいろいろな財政再建の心意気というものを感じましたので、この質問は終わらせてもらいます。

それでは、次に、質問の要旨につきまして、基本協定項目を含め、これ69項目と書いておりますが、確か72項目じゃなかったかという私の錯覚もありますが、そうだと思いますが、合併時、または合併後速やかに調整統一するとしたが予定どおり進んでいるか、また同時に中長期分についても計画どおりいってるかどうか、これ総合的に見て、私はきょう3点ほど質問いたしましたが、総合的に見てどんな進み具合になっているかということは、どなたか課長の、企画課長でも結構でございますが、答えできますか。

○議長（田原 親君） 担当課長。

○地域振興課長（中野 誠一君） 地域振興課の中野でございます。協定項目のうちということで、合併協議の事務事業のすり合わせの中で、築上町に移行後、速やかに調整する、あるいは当分の間、現行どおりとし、随時調整するという調整方針であったものが多数ございました。

新町が発足しまして8カ月経過しておりますけれども、それぞれの担当課におきまして既に調

整が終わったもの、あるいは現在調整中のものがございます。合併の時点では調整を要するものが全部で222件ございましたが、そのうち現在まで各担当課において随時調整が進んでおります。

今現在、各課に調査を依頼して、どの程度進んでいるか今、調査中でございますが、返ってきた調査書を見ますと8割方調整が終了しているようございます。

ただ、この中で両町にありました各種団体の新町での一本化につきまして、来年4月をめどに調整中のものが数件ございます。例えば、商工会ですとか観光協会などは来年の4月をめどに今、調整中であると聞いております。

そのほかにも土地利用計画、あるいは国土利用計画などは総合計画の策定後にということで、順次調整がされると思っております。

いずれにしましても、調整に時間をするものが多いことから、各担当課では一日も早い一本化に向けて精力的に協議を進めておりますので、御理解のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（田原 親君） 成吉議員。

○委員（19番 成吉 暉奎君） 恐らく支障のあるものはほとんど終わっているんじやないかと、私は感じるわけでございます。ただ、合併協議期間、協議期間が短かったために、あれよあれよというままに協議が完璧に終わらないまま進んだものですから、その辺ちょっと心残りがございます。

それで、先ほど言いましたように、3点程度、私抜粋しまして質問したいと思います。

1点目は一般職の職員の身分の取り扱い、それから2番目は事務組織及び機構の取り扱い、それで3番目には新町建設計画ということでございますが、この3点でございますが、一般職の職員の身分の取り扱い、これにつきまして合併時においては、そのときにおきまして合併時ですね、両町の職員の地位、待遇は何か相当開きがあったような、私はイメージを持っていたわけです、待遇ですね、地位、待遇。例えば、課長補佐とか課長とか。いろいろあったんだろうと思うますが、現在あったと思いますが、今はそのようなものが適正化されているかどうか、その辺につきましてお伺いいたします。

○議長（田原 親君） 町長。

○町長（新川 久三君） 職員の身分の取り扱い、これは全町、新町に全員引き継いだと。それから、一部事務組合の職員についても新町に引き継ぐというようなことで、今までの職員は全部、築上町の職員として引き継いでおります。

そこで、給与の格差は若干ございます。それはそのまま引き継いでおりますし、旧築城町の職員の方が高うございます。これも助成を、今回のいろんな諸問題等々を見ながら、やはり助成を早急にやろうと、このように考えております。

○議長（田原 親君） 成吉議員。

○委員（19番 成吉 暉奎君） 町長が今、答えられました、本当9カ月しかまだ経っていないわけですよね。だから、すべてを自制して調整化していくということはなかなか難しいことだと思います。

ただ、9カ月間の間、給料が違ったままきているのか、それともある時点に応じて合わせていったのか、その辺の状況というものをちょっとお聞きしたいですね。

○議長（田原 親君） 町長。

○町長（新川 久三君） 若干、合併前に椎田町の職員は幾分か引き上げて少し近づけるようにしてますが、まだまだ差が大きゅうございますので、逆に今度は築城の職員を落とすような形で、私はいきたいと、このように考えております。

○議長（田原 親君） 成吉議員。

○委員（19番 成吉 暉奎君） これは落とすということはなかなか難しい問題でしょうけど、職員が一致団結してこの築上町を築き上げていくという考え方からすれば、その辺、余り無理をなさらないように、批判を受けないようにうまくやってもらいたいという気持ちでございます。どうかよろしくお願ひいたします。

次に、事務組織及び機構の取り扱い、これは全体といたしまして、これも私どもが一番心配していたことは、これは椎田町がこれが本庁で築城が支所ということになるわけでございますが、支所が寂れるんじゃないかという気持ちがあったわけですね。だから、それが合併協議の中において、これ1市2町でもそうですが、この両町のときにおきましても支所が寂れていくんじゃないかと、私ども研修におきましても、あらゆる町に行きましたところ、やはりその支所というのが寂れていってると。その心配があつたんですが、この築上町におきましては、築城支所の方もある程度、一応活用されているようでございます。が、今さつき質問にも出ておりましたように、2階、3階がですね、非常にあいているということで、非常にその庁舎の有効活用というのがなされていないんじゃないかという心配ございます。まだその町民との利便性ですね、その辺はどうだろうかと。

例えば、これは電算の方の関係もございますが、例えば、印鑑証明1つとるにしても、まだまだその措置ができてないと。しかし、築城の方が不便を感じているんじゃないかという面もあるし、また椎田の方の不便があるんじゃなかろうかと思いますが、その利便性等につきまして町政が有効に活用されているのかどうか、その辺をちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（田原 親君） 町長。

○町長（新川 久三君） まあ築城町と椎田町の合併、一応一番最初の範囲の合併でございますし、よそ合併したところに比べれば、昔のそれぞれ単一の行政区が、両町ぐらいのところもあります。

例えば、犀川町は両町を足したぐらい大体あるんですよね。

そういう形の中で、非常にエリアが小さくての合併と、人口はしかし2万人を超えた合併だということで、本来なら役場は私は1カ所でいいと、これぐらいの規模であれば、昔もそうなんですね。鎌倉時代から室町時代、江戸時代になるまでですね、やはり拠点は築城の宇都宮氏が治めたところは築城の奥の方にあったと、寒田の方にあったという形になります。そして、江戸時代になりましてから、その本拠地が、（　）奉行が椎田の旧、今の延塙会館がありますけど、あそこに奉行所があったというようなことで、その一体的な行政と言いますか、そこにあと庄屋がおってあと小庄屋と言いますか、それぞれの今の大字に庄屋がおったというふうな行政組織でありましたですし、ほとんど江戸時代、鎌倉時代とかわりない築城郡という一つの固まりでございまして、本来なら私は役場は1カ所でいいと、しかし、2カ所あるというようなことで、本当に合併の状況の中で本庁は椎田でいいよという話もございまして、椎田にさせていただいた。

そして、合併時の段階では、築城の新しい庁舎はコミュニティ施設という使い方をやるから、ぜひ建てたいという希望があって建てたと、このようなことで、将来的には支所の機能はいく分か残しながらも、基本的にはコミュニティ施設ということで、多くの人が集まるような施設にしていきたいと、そしてこの、いわゆる、いわゆる交通手段でございますか、11月1日から役場、今の支所を結ぶ、そして駅を結ぶ路線と言いますか、いわゆるそういう循環バスを走らせようというようなことで計画いたしておりますし、これがやはり一つの人の集まる手段ではなかろうかなと、考えております。

○議長（田原 親君） 成吉議員。

○委員（19番 成吉 暉奎君） いずれにしましても、現有庁舎を有効活用してもらいたいという気持ちでいっぱいございます。

次に、新町建設計画、これにつきまして、この協議会でも新町の将来に関するビジョンを提示しながら、いわば新町のマスタープランをつくり、その役割を果たし、合併特例法に基づくような財政措置に対応する主要施策事業の計画となるというふうにうたっておりますが、この新町建設計画、この前、椎田、築上町総合計画審議会がスタートになっておりますが、これはこの新町建設計画の一環と考えてよろしいですか。

○議長（田原 親君） 町長。

○町長（新川 久三君） 合併協議の新しい町の建設計画、これは本当に（　）的なもので大まかな形で定めております。これがないと合併特例債の適債事業にならないということでございますし、具体的な個々のいろんな事業名等々は上げておりません。だから、こういう問題でこういう事業を行ってまいりますよということでございます。

基本的にはこの新町建設計画をもとに今の総合計画の記述をしていただきたいということで委

員会の方には申し入れをいたしておるところでございます。

以上です。

○議長（田原 親君） 成吉議員。

○委員（19番 成吉 暉奎君） この質問をしますと、前町長、田原前町長が来ておりますので、何か後ろ髪を引かれるような感じがするんですが、前町長の田原さんがですね、この会長というふうになっておりますが、人選の基礎ですね、基礎になったものですね。私は委員会の委員長の名前しかまだ知りませんけど、具体的に100名程度いるということを言っておりますが、これは築城と椎田、バランスよくやっているのか、そしてまた学識経験者、あるいはまた町にいる優秀な人材を適用したんだろうと思いますが、その辺はうまく進んだわけでございましょうか。

○議長（田原 親君） 町長。

○町長（新川 久三君） この委員の人選については築城、椎田バランスよく私はやったと考えておりますし、ちょっと人数は頭の中にございませんけど、多分大体半々ずつぐらい選任をしておると、このように考えております。

○議長（田原 親君） 成吉議員。

○委員（19番 成吉 暉奎君） 重要な協議会でございますので、今後ともその進展を明るい意味から、委員の皆さんを初め委員長、会長ですか、頑張っていただきたいと、町の行政の指導方針を徹底的にやっていただきたいと、かく願うわけでございます。

以上でこの質問は終わらせていただきます。

○議長（田原 親君） 2番、2番目行こう、成吉議員。

○委員（19番 成吉 暉奎君） 次に、環境問題でございます。環境問題と言いますと、私どもいろいろ役場の窓口で環境問題、例えばこの前、議員の方が質問をしておりました土捨て場ですか、奈古ですね、あの話も出ておりましたが、何かもう回答がすべてうやむやになってきているわけですね。どうなっているかわけわからんと、最終結論がとにかく出ないと、まあ町の職員に聞きますと、県の方に聞いて問い合わせ、あるいはまた県の指示があったと。どうも県の指示があっても県がなかなか動かないんですね。動くような格好だけ見せますがなかなか動かないと。それで最後うやむやになってしまいうといふケースが非常に多いわけでございます。

そこで、私はこの質問の要旨、すなわち放置された焼け跡地の改善対策という質問をしております。この前、消防署の方に問い合わせてみましたところ、平成16年ですね、17年、18年と、平成16年は15件の火事があったと、それで平成17年はこれまた多くございました22件と、そして18年は4件だと、非常にこととは少ないわけですね。私も西高の火事のときに何かもう自分の家に移りそうな気がしまして、びくびくしたときがございますが、この火事跡ですね、町長にちょっと質問いたしますが、この臼田地区の火事、これ先ほどちょっと私話した

んですが、普天間基地を想像してもらえばいいと思うんですね。周囲に都市があって、真ん中に飛行場があると、そのようなところで、小さい所ですが椎田地区も臼田地区の火事もですね、周囲に民家があってその真ん中でぱっと火事がなった。その火事跡が2年4カ月ほど放置されているわけですね。そして何も改善策がなされてないと、これは地元、私町会議員でございますが、自治会長もいるわけでございますが、町長、こういう状況を御存じでしょうか。

○議長（田原 親君） 町長。

○町長（新川 久三君） この問題も前回、大分前成吉議員から話がありましたけど、やっぱり火事の後始末というものは、これやっぱり地域の連帯という形の中で、相互扶助という形の中で皆さんでやっておるのが現状でございます。もしくは、地主の、いわゆる所有者の方が責任を持ってやっておるという形で、基本的には旧椎田も旧築城もですね、そういう後片づけというのは地域の人人が出てやっていただいておるのは当たり前でございますけど、なかなかその家の所有者との面識がなかったということで、いやもう知らない、町内会に関係がない、自治会に関係ないから知らんぞという考え方ではないかなと思うんですよね。

だから、やっぱり町としてはそういう苦情については地主と所有者に対して、いわゆる片づける措置の、これは法的なあれはございません。だけども、いわゆる苦情があるんで環境上問題があるんで片づけてもらえないだろうかというふうな要望しか、当該人は出せないというのが実情でございます。

○議長（田原 親君） 成吉議員。

○委員（19番 成吉 暉奎君） これは、多少時間を要しますけど、話の内容は御存じだと思います。まあこの地主は小倉南区の方で、例えばAさんとしておきましょうね。私は火事の後、豊前消防署並びに豊前警察にお願いして、周囲に非常に不安を与えるから整地するようにひとつ当局からも忠告してもらえたんかと、じゃあやっておきましょうというふうに言われて、実際やっているわけですね。しかし、全然聞き入れてもらってないわけですね。

それで、もちろんこの行政、当時の助役さんとも相談しましたんですが、最終結論はもう民事じゃないとしようがないんじゃないのかというような話になりました。

それで、私自身も、当地主と何回かお話をしたんですが、何しろ鉄骨で焼けてると、2階が鉄骨なんですね。それがそのまま放置されているから、その鉄骨の部分だけでもひとつ切断してもらえたんかという話をしたわけですね。そうしましたら、1、2カ月経ちまして、切断してくれました。

しかし、後片づけをしてくれんかという話をしましても、とにかく自分が被害者だと、自分もですね、被害者だと、要するに放火か何かわからん、まあ放火だろうと思いますけど、その場所は侵入はできないんですね、車の進入ができないんです。それで、あと鉄骨の跡の切断した分が

1本はやはり200キロか300キロぐらいあるんですね。だから車が入れない、レッカーも入れないというようなところですから、人的でやらなければいけない。そうしたらば莫大な費用がかかってくるというような状況になってくるわけですね。

それで、何とかそのやってもらえんかというふうに、もう整地しないと結局あなたの方も売れないですよというふうに言ったんですが、私は一切整地はしませんと。もちろん、これ向こう三軒両隣一切あいさつは来ていません。つまり自分が被害者だと思ってるからあいさつに来ないですね。

だから、そのような状況の中でまだ異様に現在も雰囲気の中で地域の住民の皆さんは過ごされるとおると。

これが、半永久的に使うんであれば、非常にその周囲の方はそれでまた環境問題化すると、行政がこのまま放置していいものかどうかという問題もございます。だから、例えば、これを民事にしましても、裁判の金がかかるわけですね。ならこの裁判の金を出すのかというような問題にまで発展してきますと、なら言い出しつかが出せというふうになりますと、これも私も困るわけですね。

だから、そのような、もちろんその自助努力ということも必要でしょう。まあ臼田地区の皆さんがですね、その火事跡を手に持ってよそまで運んで持っていくても、それはどこに持っていくといいかわらんというようなことになって、またけがでもされれば大変なことになると。

そのような状況のこの火事跡を行政指導も、私はある程度、必要ではないかという感じを持つわけでございます。どうかその辺、善後策というのはございませんか。

○議長（田原 親君） 町長。

○町長（新川 久三君） 成吉議員が金を出すのがだめだという形になれば町も金を出すことは、これは当然できませんよね、これはもう道理でわかりますよね。まあ火事の後始末はやはり基本的には地権者、これがやらなければいかんという形になりますし、これをそのまま放置したら何か罰則規定があればいいんですけど、ないようでございますし、そのところは気長くやっぱり勧告していきながら、いくしか私はないんじゃないかなと思います。

そうしないと、すべて火事があった分はすべて町がこれやる、後片づけをするという条例でもつくればそれは別でございましょうけれども、今までそういう事例ございませんし、これはやはりいくら自分が火事を起こしたんじゃないと言っても、そこにある管理責任上、家を管理するという責任は所有者にはあります。

その責任上、まあ火災が起きたという形になれば、どうしてもやっぱり土地所有者と家の所有者一緒だと思うんで、この人の責任において私は片づけてもらうべきであろうということで、やっぱりこれは地域と町からもこれは当然督促はしますけれども、法的な規制がないというような

ことになれば、気長にやっぱりこれを地権者の方に話を持っていくしかないんじゃないかなと。

以上です。

○議長（田原 親君） 成吉議員。

○委員（19番 成吉 暉奎君） 明確な答えは出せないと思います。私どもも、これ現在も西高の焼け跡がそのままになっております。この前一緒に会合を持ったときも、西高の校長先生は1億数千万円の予算がとれましたと、非常に喜んでおりますが、そのことよりも、原因究明、あるいはまたその跡地を早く改修してもらいたいと。これは私もその一つの被害者でございますが、こういう公共的なものは日を追ってすぐにできるんだろうと思うのですが、こういう問題はこれはもう2年かかり5年かかりしてもそのままということになっていくわけでございます。

いずれにしましても、結論は出しようがございませんが、今後、また協力をお願いすることがあろうかと思いますが、そのときはひとつよろしくお願い申し上げます。

以上で私の質問を終わらせていただきます。

○議長（田原 親君） 御苦労でございました。

○議長（田原 親君） 続きまして、14番、宮下久雄議員。

○議員（14番 宮下 久雄君） 3項目質問をいたします。

まず敬老会の会場についてということでございますが、9月16日に椎田地区、17日に築城地区ということで、2日にわたりコマーレで敬老祝賀会が行われました。台風19号とも重なりまして、大変御苦労されたと思っております。17日の午後の部につきましては、台風のため実施されておりませんので、また適切にこのことについては対処していただきたいと思います。

ところで、2日目の築城地区の祝賀会の参加者が少なかったというふうに私は感じております。コマーレ1会場選定に無理があったのではないか、会場決定の経過及びその理由を説明していただきたいと思います。担当課でお願いします。

○議長（田原 親君） 担当課長。

○高齢者福祉係長（畦津 篤子君） 高齢者福祉係の畦津でございます。敬老会はありがとうございました。お疲れさまでございました。

敬老会の会場をコマーレにという経過でございますけれども、従前築城町ではスパーク築城と申しまして屋内のゲートボール場で毎年実施をしておりました。今回、合併をいたしまして、会場を選定するに当たりまして、まず私ども事務レベルで考えたことが、このスパーク築城というところがゲートボール場でございまして、空調設備が全くございません。それで、今ごろのお天気でござりますと、暑い日は大変暑うござりますし、雨が降りますと締め切れますので大変蒸し暑く、また広さの問題から1席をつくることが限られておりまして、ゲートボール場の地面にビ

ニールシートを敷いて、その上にござを敷きまして、その上に小さな座布団を並べて、その上に座っていただくという状況でございまして、担当者としては大変恐縮しておりました。

また、気温の問題で実際にお年寄りの方が暑い、暑いでちょっと休ませてと外に出られて休憩をなさるというようなこともございまして、コマーレ、スパークですることについては、大変懸念と言うか心配事が多うございました。

で、ことしの開催に当たりましては、このような困難な要員を解決できる施設としては和席が400席ございますし、空調設備もございますし、それから従前スパークの方では設備がないもんですから、前日にわかつくりのステージをつくりまして、音響設備も何もございません。照明もございませんので、役場の方から照明を、公民館にある照明を持っていってとかいうふうですね、わかつくりの舞台装置をつくりながら実施してきたところでございます。

選定に当たりましては、コマーレなら音響も空調設備もまた1席で高齢者のお方がなかなかお座りになるのが困難なようで、いすがあればねとおっしゃる声を多々伺っておりましたので、こういうこともコマーレならと思った次第です。

で、7月の第1回目、合併して第1回目の自治会長会が7月の初めにございましたので、自治会長会の方に椎田と同じような方法でこういうふうにしたいので御協力をということで御了承いただきて、コマーレで運ぶ、開催するという運びになったわけでございます。

以上でございます。

○議長（田原 親君） 宮下議員。

○議員（14番 宮下 久雄君） 内容はわかりました。自治会長会に諮ったということも今初めてわかりました。その自分が聞いていることがあるんですが、椎田の方に集められると、そういう意見があります、築城の方にですね。それで、それは多分愉快な発言ではないと思うんですね。せっかく敬老の行事を行う、会場の選定の理由はわかりましたけれども、その行うわけですから、できるだけ多くの方が喜んで参加していただくように取り組んでいただきたいと思います。

それで、どうしてもコマーレでなくては会場がないことであるならば、よくよく高齢者の方にその点、周知していただきたいし、築城地区の住民の方にも周知していただきたいと思います。

それと、以前、椎田町も敬老祝賀会、その1会場、ずっと以前は中央公民館でやっていたんですけども、自治会に分散してやっておった、（ ）に合わせて自治会に分散してやっておったというような時期もあるんです。1会場にこだわらないでいろいろ検討しながら高齢者の方に喜んでいただける敬老祝賀会、来年はぜひ取り組んでいただきたいと思います。

以上で終わります。

次に移ります。町営住宅の入居ということでございます。これは一丁畠住宅ですけども、3月

に、本年3月に竣工したと、ところが6カ月経過した現在も入居させられない、町長から行政報告もあったんですが、異常な事態でございますし、町政に対する批判も耳に入ってまいります。

そこで、どうしてこのような状態になったのか、詳しく担当課長に説明をしていただきたいと思います。

○議長（田原 親君） 建設課長。

○建設課長（内丸 好明君） 建設課、内丸です。一丁畠団地の建設につきましては、土地計画法に基づく開発許可、また建築基準法に基づく建築確認申請の手続きが必要となっております。合併後は築城支所の地域整備室が、4月から建設課が担当することになりました。そして、今言わされましたように、第3期工事につきましては、ことし3月に竣工しましたが、建築基準法に基づく完了検査については、旧築城町の事務の不手際により受けない事態となりました。

4月に福岡県と協議し、早速1級建築士による検査を委託いたしました。それは現場写真、それから設計書、構造計算書、それから現地による検査を行い、この検査内容による異常は認められませんでした。

県に対して完了検査を申請したところ、平成16年度建設の第2期分については、開発許可の完了検査を受けましたが、指摘事項があり、改善されないままの状態で検査に通ってないため、この第2期分と今回の第3期分を合わせて開発許可に基づく完了検査をさきに受けるよう指示を受けました。

一丁畠団地全体で敷地面積が2万772.9平米あり、都市計画法第29条に基づく開発許可、これは都市計画区域以外の場合は1万平米以上が必要となります。そして、平成15年11月28日に許可を受け、4工区の区画割を変更したことに伴う変更許可を平成17年2月9日に受けました。今回、県と協議しながら一丁畠団地の全体の各年度ごとの区画割、及び全体の用地の測量、分筆登記などを実施し、改めて開発許可の変更申請を行い、7月21日許可を受けました。

平成16年建設の第2期分と今回の第3期分を合わせて工事完了届を福岡県に提出し、8月16日に完了検査を受けましたが、手直し工事の指摘があり、現在工事の施行中でございます。

主な手直し工事としましては、第3期分でU字溝を設置しておりますが、流末がとまった状態で水が流れず、水がたまる状態にはなっておりますので、その流末の確保、それから第3期で施行した施設内道路の擁壁の設置、それから第3期分の駐車場入り口の舗装、それから第2期分で施行した残土の片づけ及び整地等の手直し工事を今、行っているところであります。現在はこういう状況でございます。

○議長（田原 親君） 宮下議員。

○議員（14番 宮下 久雄君） 何月ごろ入居される、言いましたかね。

○議長（田原 親君） 建設課長。

○建設課長（内丸 好明君） 今、施行中の工事完了後に改めて検査を受ける必要があり、その検査の後に検査済み証の交付、それから開発工事完了の告示等の事務手続きが必要ありますので、入居可能となるのは10月下旬から11月初めごろにならうかと思っております。

○議長（田原 親君） 宮下議員。

○議員（14番 宮下 久雄君） 11月の初めごろですか、入居できるのは。今聞きましたけども、建築基準法の完了検査が受けられない、それから都市計画法の完了検査を今さら受けていると、第2工区もあわせて今さら受けないと、そういうことですね。それで入居させられないということですね。

これは建設のプロが担当して、一丁畳住宅建設かかったと思うんです。全く今の説明、これ内丸課長がされたんではないんで、内丸課長を責めるわけにもいきませんけども、全く理解できない状態です。

それで、町営住宅建設の資格のないものが町営住宅建設したんじゃないいか、そのように思います。もう6ヶ月も7ヶ月も入居させられない、この間の家賃収入だけでも大変なものと思うんですよね。

本当にこういうこと、何回もほかの議員の方から職員のことを言われますけれども、もう少しこう基本的なことですから、ここを避けて住宅建設なんてできないんですから、もう少しおさえて、ちゃんとおさえて仕事をしていただきたいと思います。

また、このことは後で、後の項目とあわせて町長の意見をお聞きしたいと思いますので、次に移ります。

次は、町有地の未登記の問題でございます。かなり多数の未登記があるというふうに聞きました。漠然と聞いておるだけですので、その内容と今後の方針について、担当課の方から説明をお願いいたします。

○議長（田原 親君） 担当課長。

○管理課長（白川 義雄君） ただいまのことにつきまして御説明申し上げます。

旧築城町では、昭和50年度ごろから平成14年までの事業で約1,100件の未登記がございます。特に昭和50年代の未登記が約、全体の7割を占めております。この年代は同和対策事業を初め、数多くの単年度事業を実施しておりまして、単年度がゆえ登記事務完了の有無に関係なく事業を実施していたのではないかと考えられます。事業量に比例した、また登記事務職員等の配置がされていなかったことにも未登記が数多く残った原因だと考えられます。

今後の措置につきましては、同一地権者について複数の路線で未登記が残っている分がございます。そういったことで、地区別に処理を進めていきたいと考えております。また所有権の第三者に移るということが問題が生じますと交渉が困難になりますので、関係機関、農業委員会等と

連携を図りながら業務の遂行を図っていきたいということで考えております。

現在、そういったことで詳細の約1,100件ございます未登記部分につきまして点検をやつておりますと、地区別、それから路線別、そういった分の詳細調査をやりまして、順次作業に取り掛かるということで取り組みをやっておりますので、御理解をいただきたいと思います。

○議長（田原 親君） 宮下議員。

○議員（14番 宮下 久雄君） （ ）して聞きます。売買に関する書類は残っておりますか。それから課税をされている土地はありませんか。今の年何件、何十件処理されているかわかりませんけれども、状態で進んで完了するのは何年度ぐらいになるか、また費用はどれくらいになるか、はじいておりましたら答えていただきたいと思います。

○議長（田原 親君） 担当課長。

○管理課長（白川 義雄君） 課税上の問題につきましては、現在再度管理課の方で持っております資料等につきまして点検をかけております。それは確認でき次第、執行部との協議によりまして対処を考えていきたいと思っております。

それから、今までの未処理の件数等でございますが、15年度以降、職員、集中的にそういった形で取り組みまして、16年度が43件、17年度が62件、18年度、現在が法務局への送り込み等を完了した分で約、今まで30件でございます。

それから、登記に関する費用等でございますけれども、現在、登記のためには地籍測量図が必要でございますが、昭和の年代につきましてはテープによる測量、平成からは座標測量と、こういったいろんな流れがございます。本年4月以降の測量につきましては、分筆でありましても全筆測量が必要ということで法が改正されております。

そういったことで、近年の登記、約10年、ここ10年前までぐらいにつきましては、当時の測量図を修正すれば、補正すれば使用可能でございますけれども、それ以前につきましては測量図が使用できないというような状況がございまして、そのために費用が今後、かなり必要になってくるんじゃないかと思っております。概算で約6,000万円ぐらいが必要ではないかという考えであります。そういったことでございます。（発言する者あり）現在、報告いたしました約1,100件につきましては、持つておる内容でございます。

○議長（田原 親君） 宮下議員。

○議員（14番 宮下 久雄君） 6,000万円はその6,000万円ぐらいかかるということですが、これは測量図作成ですね、人件費なんかは別だということですね、はい、わかりました。

かなり金額もかかるし、1件ずつ処理していくと莫大な予算と時間を要することになるけれども、これはやっぱり1筆ずつ登記していくしか方法はないということになるわけですかね、町長。

○議長（田原 親君） 町長。

○町長（新川 久三君） これは個人の土地を買って分筆登記等してなくって道路にしておると、これは当然しなければならんものをしてなかったということで、これはやはり避けて通れないということで、いくら金かかってもこれは当然やらなければいかんと思っております。

○議長（田原 親君） 宮下議員。

○議員（14番 宮下 久雄君） 秘書課長の西村さんにお聞きしますが、午前中質問のありました道路台帳の未整備、それから先ほどの住宅建設の基本的な事務の不手際、さっきの町有地の未登記と、基本的な事務を実行してないために、大きな損害を町と町民にかけるという事態あります。こういうことは職員は職務専念の義務に違反しないか、するかお答え願いたい。

○議長（田原 親君） 秘書課長。

○秘書課長（西村 好文君） ただいまの質問、道路台帳の未整備等々ですけども、非常にこの問題についてはあってはならない、してはならないという、そういう状況ですし、職務専念の義務の方からいけば、職務怠慢、職務義務違反というのが思慮されますし、こういった問題につきましては、こういった案件につきましては、今後、処分等も視野に入れたところで考えざる得んという具合に判断いたします。

○議長（田原 親君） 宮下議員。

○議員（14番 宮下 久雄君） 何度も何度も、自分職員のことは、議会に出て4年になりますけれども、1回も触れたことはございません。何度も何度も触れられておりますので、こういう具体的なことが出てきました。それで、これをうやむやにすることなく、人事担当課としては町民にわかりやすいように筋を通して、人事管理をしていただきたいと思います。

それで、町長にお尋ねします。町民に多大な損失をかけております。町民の知る権利はあると思いますし、町は知らせる義務があると思います。まあ、このことにつきましては、町長の判断にお任せしますけれども、この道路台帳の件、未登記の件、また、そういうことにつきましては、これは自分らは今、知ったわけですけども、このまま放置しておきますと、自分らの責任にも、当然、これはなってくるものでございます。

それで、内容をもう一度、調査していただいて、手間（　）にして議会に説明をしていただきたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（田原 親君） 町長。

○町長（新川 久三君） ただいま本当に至らない事務の不始末と申しますか、これも、いわゆる職員の怠慢の分もございますし、職員が上司に進言して、金がないからせんでいいというた議題もあるところも、例えば、公営住宅も町営住宅の関係ですけれども、これはもう予算的に厳しいということで、もうほつちょけというのが、これ、上司、職員が進言したという証言がございましたし、こういう上——僕はそういうつもりはございません。やらなきゃならんものは絶対やらな

きやいかんし、金がなくても、やらなきやならんものはやらんないかんという形で、いわゆることし、先ほど、きのうの質問で、中島議員からも、公益通報制度いうものがございまして、こういうものが、自分が法律的に間違ってないを進言してやらないという形になれば、こういう制度でどしどし、僕は言うことを聞かなければ、議会に言うていけば、議会の方からただしてくれるであろうし、そういうことで、やはり法に沿った行政を運営させるように私は努力してまいりし、今までの、今、議員からの指摘ございましたけれども、調査をして報告してくれということは、当然これは報告いたします。

以上です。

○議長（田原 親君） 宮下議員。

○議員（14番 宮下 久雄君） では終わります。

○議長（田原 親君） 終わったか。はい、御苦労でございました。

.....

○議長（田原 親君） 続きまして、28番、吉元實議員。

○議員（28番 吉元 實君） 午後になります、町長は、初め執行部は、きのうからの一般質問で大変と思います。傍聴者も午後になると少なくなつて、議員もこういうふうに欠席者が多いような状態でございます。

私も、だから、かいつまんで、重要事項だけを資料はたくさん持つておるけんど、そういう方向で質問したいと思います。

この出生率ということでございますが、これは、日本の根幹、築上町の根幹、言わば後継者、人がおらなくなると。おらなくなるということはありませんけれど、少なくなるということは、将来がしづんでくると。経済的にしろ何にしろ、いろいろな面に、そういうような状態が出てくると。

これに対して、やはり50年の計、これは一つ一つ緻密にやはり全体的に、日本全体として、日本全体というのは、各市町村がこれをやって日本がよくなるんですから、市町村がやらんで、これはよくなるはずがありませんので、築上町としても、ぜひこの少子化問題に取り組んでもらいたいと思います。

そういう意味で、ここに国がやったのが、少子化対策というのを本格的に取り組み始めたのは、国は平成7年、1995年からエンゼルプランから始まって、新エンゼルプラン、現代進行中である子供・子育て応援プランと、これは平成21年度までやるそうです。エンゼルプラン、新エンゼルプランを引き継ぎ、子供・子育て応援プランに基づいて、少子化対策が推進されました。従来の対策では、これはやったけど、1.5が1.25になったと。かえって、このエンゼルプランは効果を果たさなかつたと。

そういう意味で、2006年、平成18年6月、全閣僚で構成される少子化社会対策会議で、新しい少子化対策についてが決定されたわけです。その具体的な内容については、子育て支援策、新生児・乳幼児期、それから未就学期の小学期、それから中学生・高校生・大学期、それから働き方の改革、その他の重要な施策として税制とか里親、養子縁組、広報啓発、高齢者的人材活用、それから国民運動の推進、長期的には家族とか地域のきずな、社会の意義の改革と具体的な家族の日をつくり、家族習慣の制定、行事を行うと。全体で、子供や命を大切にする運動、有害情報の注意、子供に有害を子供に知らせないと、そして有用なものを与えていくという、こういうふうになっています。

これについて、私は少子化対策について、神戸大学の小塩隆士氏が、シリーズずっと問題点を載せているわけでございます。かいつまんで申しますと、少子化人口減少は、強打者に立ち向かう投球術には3つのタイプがあると。第一は、少子化諸悪の根源なら、それを食いとめればよいという直球型、これが一番やっぱり直球型ちゅのは一番人気があると。2番目の少子化悪影響を操作することを目指して変化球型、この変化球型が、これは今は変化球型を取り入れておると、若干。そこで、3番目については、少子化を長期間続くとあきらめて、その状況の中で物事を考えていくというような方向ですが、直球型というのが一番人気があるけれど、効果をどうあらわすかと。

全体においては、おおむね女性の労働力、出生率が低下と同時に進んでいると。日本の女性の労働者は70年が高まったと。やはりこれはいろいろ言いますが、男女共同参画、これは教授が書いたんですから、私、いや、男女共同参画を目指して、働きと子育てというようなことを言うようが、働きと子育てを両立はならんと。やはり、それで減少傾向をあらわしておると。

しかし、この男女共同参画というのは非常にいいことだというような方向を指摘しているわけでございます。

少子化の主な原因は、やはり結婚にあると。結婚の適齢期が非常に遅くなっていると、結婚しないと、今。ほど、若い夫婦の晩婚化が非常に進んでいると。平均年齢で27.8歳と。第1子を産むと年齢が28.9歳と、この差が非常に大きくなっていると。

ほど、女性は、なぜ結婚を今、少ないかというと、女性は、高学でいかしておるわけですね。高齢化、高学でいかしておるから、自分よりも低い人と、女性の場合はプライドが高いから、男となかなか結婚せんそうです。男の場合はそうやないけれど、女性の立場は、なかなか自分が大学出ちゃったら相手の男も大学出た人と、こういうような傾向が多いので、ニートやフリーターとか、こういう人とは大事な結婚せんから、そういうような傾向を合わせて出るんじゃないかなと。これは、神戸大学の小塩隆士博士がずっと載せているから、これ、読んでしまった物すごい時間かかるけど、今、かいつまんで申し上げた次第でございます。

そして、長野県の下條村ちゅて御存じでしょう。ここは出生率が非常にのんだと。ここ出生率、ここ書いちよるが、出生率が、以前は1.5ぐらいののが2.1になったと。これはなぜかって言ったら、やはり若者の住宅を建てたと。それで、入居条件は、若者で子供がいるか、それか結婚するかに限つると。その人だけしかその住宅を提供しないと、こういうような形のものをつくつたら、人口もふえてきたと。

そして、どんどん申し込み手が多いと、その住宅があれで希望者が多いと、大変なようなことになったと、こういうことでございますが、これを踏まえて、町長、関係課長の考え方を聞きたいと思います。

○議長（田原 親君） 担当課どこか。町長。

○町長（新川 久三君） 僕からちょっと、もう課長っても、なかなかかいつまんで答えができるないと思う。

まあ少子化と高齢化と、これはもう、世の中の流れの中で、一番困った現象でございます。今、1億2,000万人おる人口は、去年から少なくなりつつあるという統計が出ておるようでございますけれど、もう30年後、50年後には、もうそれが8,000万人ぐらいにならうと。ちょうど、我々がもう死んだ後は、本当半分ぐらいになるんじゃないかなと思います。

そういうことで、これはもう出生率が1.25ちゅか、東京あたり、もう1.18ぐらいにたしかなったと、この前、何かニュースで言ってましたけど、非常にやっぱり子供ができなくなつたと。そして、長生きを皆さん、高齢者するという形で少子高齢化という形になっておると思います。

本来なら、死ぬ数と生まれる数が同じのが一番私はいいと思いますけど、なかなかそうはいかん。これはやっぱり世の中の社会経済条件という中で、やはり3世帯同居という、まあ我々の子供のときは、じいちゃん、ばあちゃんがおって、親がおって、そして子供がおるという世帯が主でしたが、これが核家族化して、親との非常に別居が多くなったということで、なかなか子供の面倒が見れなくなったということもございます。

そして、子供の面倒を見てもらうにはお金がかかるということで、そしてまた、学校に行き出してもお金がかかるということで、学校のほかに、やれ何の塾、3つも4つも塾をかけ持ちして、その授業料に金がたくさんかかるということで、昔みたいに多くのまた兄弟がいなくなつたと。せいぜいおっても、今は2人が、またたまには三、四人おりますけど、平均的には2人以下の世帯が多いと思います。

まあ、そういうことで、非常にやっぱり世の中の流れと少子高齢化の流れというのは、同じじゃないかなと。ここで何とか、この町に背負うという形であるでしょうけど、今、そういう吉元議員が言った住宅政策といいますか、よそから若者を連れてくるという形、それは当然、だけど

も、これはよその町が、今度、少なくなるという問題もありまして、そこんとこは非常にやっぱ難しい問題でございましょうし、まあ、よそからくれば、やはり職業をちゃんと持った就職後も、この町でつくらなければいけないということをございますし、そこんとこ、もう世の中、国の流れ、どこを通つとると勘案しながら、やはり国の政策は、私は福祉の問題にも申しましたけれども、この少子高齢化の対策というのは、やっぱり抜本的な国で、教育費はもうすべてただにするから、どんどん子供つくれよというおふれを出しながら、やっていく方策、そういうものをやっぱり抜本的な国の大好きな形を変えてもらわなければ、なかなか今のような環境では、少子化というのは免れないんではなかろうかなと考えておるところで。

しかし、子育て支援ということで、合併してから既に始めましたけど、小学校入るまでの医療費の無料化とか、それから、学童保育、6年生までやると、本当これはもう焼け石に水的な少子化対策でございますけれども、やはり、我々、まあ財政力のない町としては、それくらいの型しかできないであろうと、まあ考えております。

あとやっぱり、国民的な運動という形で少子化をいかに取り組むか、これをやっぱり国が考えながら、国民大衆全員に、この国の考え方を出して子供を多くつくってもらうと、そうしないと、やっぱり今の日本を私はもう本当、人口が半分になつたら運営できなくなるような状況があるんじゃないかなと思いますし、それはもう年金も、多分、私たちがもらい出して払う人がいなくなるというふうな状況も考えられますし、非常にやっぱり混迷の世の中になってくるんではなかろうかなと思う。

だから、非常に議員の質問、難しい問題だということで、私どもとらえております。一応、行政も、できるだけ少子化対策には、幾らかの財政支援をしながらやっていくと、これぐらいしかできませんけど、まあ何とか頑張っていきたいというふうに考えておるところでございます。

○議長（田原 親君） 吉元議員。

○議員（28番 吉元 實君） この少子化対策は、やはり築上町の今、町長が言われましたように、将来が人口が全体的には半分になるだろうと。言わば、一番大切な労働人口、この人口が減るわけですね、少子化になると、高齢者がふえる。だから、これは大変な事態になるわけですね。

要するに、一家で言うたら何ですね、もう年寄りばかりになってしもうて、家はだれもおらんと、こういうような状態が出る。それが証拠に、もう田舎の方は、空き家とかこういうような現象、お年寄りだけしか住んでおらんとか、こういうような現象が、もう田舎で出てきとるわけですね。

やはり、この対策を国、やっぱり国にも、行政の長ですから、全体となって町村会、それから全国の町村会とか、いろいろやつとると思います。やつとると思いますけれど、対策が後手手

です、全部、後手後手で効果は上げてないと。いろいろな、国に見ると、効果を上げつつある国もあるわけですよね。しかし、日本においては、そこはまだ浸透していないと。

今、医療費の問題も言われましたが、ここの長野県の下條村は中学まで医療費無料です。無料にしちよるんです。だから、小学校、もう一段階上げて中学校までとか、こういうような方向、できる方向を、やはりもう、小学校、中学校というのは健康体ですから、余り病院にからんで、無料にしても。これ、イメージがいいです、無料にしたら。もう健康体ですから、余り病院にかかるもんおらんです。そんなに医療費に占める割合ちゅのが非常に低いと思います、そういう方面から見ても、どうですかね、その点、中学校。

○議長（田原 親君） 町長。

○町長（新川 久三君） 今、1点ございましたが、これも、本当そう言えば、あんまりからないかなということで、一応、検討してみようと思います。

○議長（田原 親君） 吉元議員。

○議員（28番 吉元 實君） それから高齢社会ですね、高齢化については、今、敬老会を行ったんですが、築上町は全体人口の65歳以上が5,762人と、要するに、これは高齢化社会というのは、要するに7%で、もう高齢化社会ち言うわけですね。それを7、7倍にしていくわけですね。14で今度は高齢社会ですね。ほたら三七、二十一か、21%以上か、になると、今度は超高齢化、超高齢化の超超がついちょるんです、もう。超超高齢化のそのうちで65歳ちうても今は健康で、働く人が非常に多いです。働く、まあ技術を持って定年退職されたと。50で、50から65歳まではおって技術を十分持って、まだ50歳代に負けんのだというような技術の持ち主もいるわけです。頭のさえた方もおられます。

こういう方の働き場所、健康な状態もあります、そういうものを含めて、そういう方が、やはり働くところ、これは企業誘致含めて、今、休耕地の問題とかありますが、そういうところに働き手を出すとか、それから、病気にからん方向、働けない人は病気にからんような健康施設で温水プールをつくってとか、一例を言うと、そこで、きっちと運動をさせて、そして医療費のかからんような方向の運動を指導していくという方法は、本人も健康で幸せな生活ができ、そして、町においても医療費がかからんと、少なくなると、こういうような状態が出ると思うが、どうですかね、そういう考え方を含めて。

○議長（田原 親君） 町長。

○町長（新川 久三君） いい提案いただきました。で今、町の総合計画の策定の中でも、心と体の健康ということをいわゆるテーマに計画の策定を行っていただいておりますし、そういうやっぱり健康対策という中で、ぜひ折り込んでいただきながら、施策をでき上がったら実施できるような計画が私はできるもんと思っております。できましたら、実行してもらいたいと思っておりま

す。

○議長（田原 親君） 吉元議員。

○議員（28番 吉元 實君） これは健康と、人間が少子化、高齢化、健康と、人間の行政をやっていくにしろ、何にしろ、生命は人間の根幹ですから、これはもう、これが一番大事、これがなくなつて、政治も何もあったもんじゃないですから、人間がおって政治をやるんですから、そういう意味はよく理解と申しますか、そのところが一番大切ですから、やはり人間の生命という大切にするということは、非常に重大なことでござります。

その次の質問は、これは、やはり談合問題、これは毎日、新聞に載つておるんですよね。今、いろいろ新聞出でていて、私が新聞のいろいろ調べてみたんが、金本良嗣東京大学教授の論文、それから根岸哲さんの談合に対するところの論文、それと、こういう形で、それから、同じく東京大学のムライアキヒコ教授の談合防止についてというような形で、各先生がいろいろな角度から、この論文を発表して、大きな問題になつています。

国全体として談合問題をなくすると、2兆円から5兆円、消費税について1%から2%、効果があるんだと。そして、談合は、ここにも書いちよるよう、抜粋したんですが、産業の進歩のためには談合を阻止し、競争市場を実現することがかかせないと。談合防止策にはいろいろあるが、一番重要なことは、発注システムを見直すと。やっぱ発注システムですね。談合をなくすと。

町によいものを安く調達する刺激、言わばインセンティブを与えることが必要ではないかと。競争がなければ価格は安くならないと。品質も向上しないって、競争がないと。最大の問題点は、競争が有効に機能していることであると、これは公共事業に限つたことではなく、物品や情報技術、ITシステムの調達にも言えることであると。

競争が行われていれば、予定価格の95%という入札価格はほとんど考えられないと。談合の体質が続いていることが伺えると。95%とか、こういうのになる。談合に対する罪の意識がないのは、これは一般的の市民も、談合に対する罪の意識が非常に低いのが最大の問題であると。なぜ、談合を経済犯罪として取り締まるのかと、一般の人は容易に理解できないようであると。

談合のもと決めは、業者の特殊、不特殊や余剰能力の程度などを見て、うまく工事業者に配分する役割を果たせているようありますと。談合はグループ以外のものを排除することによって談合が行われると。要するに自分たちのグループですね、グループ以外は入つてくると競争になりますから、必ずグループをつくって、そのグループだけが入るような方向をとると。

談合の体質は、産業の進歩を阻害し、長期的には大きな害悪をもたらすと。この談合は、一番最初、一番効率がいいようにあるが、社会主義経済を見れば、一番わかります。ソ連にしろ、中国にしろ、統制とてやる経済、これ、一番最初いいようにあるが、やはりだめだったと、つぶ

れ過ぎて自由主義経済が、今、一番よくなつたと。談合は、そういう意味で、統制経済をあらわすようなものである。

業界の協調を乱す談合のもとでは育たないと。言わば、革新に対する悪影響であると。革新的な技術や新しいビジネス、モデルは、業界の協調を生み出すとされ、談合のもとでは、新しい技術とか、新しいビジネスモデル、こういうものは談合のもとでは育たないと。談合防止、最も重要なのは、談合のやりにくくする発注システム。

さっきも言いましたように、第一に、入札参加ができる者を増すこと。増すことちゅのは、これは、即効性があるのは、談合に参加しないアウトサイド、違う人、グループじゃない人をぽつと入れると、それが一番効果があると。そして一般競争入札、まあ、これを入れたからといって、完全に談合はなくなるということはない。

談合は、要するにやると麻薬のようなものであると。最初は、超過利潤を稼げる。最初はいいようにあるが、やがてうまいを求めて、企業とか業者が参加が寡頭になる、寡頭競争を起こすようになって、そうなると、苦しい企業は、業者は、ますます談合に耐えるつち。ついには、談合がないと生きていけないような体質になつてしまうんだ。言わば、常習状態から抜け出すことができないようになる、それが麻薬状態。談合と決別し、健全なルールに即した競争が必要になつてくると。

そういう意味では、今、政府がやっておる独占禁止法とか官製談合防止法とか、入札制度改革とか、こういうような方法も取り入れているようでございます。

築上町においても、特に大型工事、これは二、三千万以下の工事は別として、もう二、三千万、五千万以上になると、絶対に今言わたったような談合防止法を強く指導しないと、やはり今後の築上町のいい業者、こういうものが育つていかない。ほで、築上町の発展にも悪影響を及ぼすと。ほで、それなりますと、非常に築上町のイメージもよくなると。築上町はなかなかいい方向の指向性をとっているんじやないかと、こういうふうに言われると思いますので、ほで、それなりますと、ペーパー業者とか投げやりとか、こういうものも自然ともうなくなります。研究して仕事を本当にやらんと、仕事をできんのだという業者しか残らないと、こういうふうになつてくるわけです。どうですか、町長。

○議長（田原 親君） 町長。

○町長（新川 久三君） 談合問題ということで、これ、私はやっぱり業者のモラル、これが一番の資質の問題だと思います。そういう形の中で、今まで、日本社会、談合社会、談合社会と言われて來ております。しかし、幾分、大手ゼネコンあたりも、もう談合はしませんという宣言をしたり、そういう会社もございまして、そういうとこを重点的にしていくと、指名には入れていくという方法。

あとは、もう本当に業者のモラルに、そもそも、この談合がわかった場合は、すぐにやっぱり通報してもらうということが、これが、そうすれば、指名の組みかえ等々もりますし、前、旧椎田町の場合は、そういう指名の組みかえも1回あったかな、そういうことで、談合情報というものを的確に、いわゆるぴしゃっとした指名、それから日時、場所等が、どこでどういう談合があったというのが、はっきり教えてもらえば、それはそれなりの手は打てるという形になろうかと。

そしてやはり、この予定価格の本当は僕は、もう90%以下で落としてもらいたいという形で思っております。まあ、私も、予定価格、10社の設計価格よりはりますし、そうすれば、90%という形になれば、80何%の実際、設計価格に対しての工事になります。それで無理なら、一応、入札おいてもらえばいいわけでございますし、そういう形で、非常に談合というものは、業者のモラルというのがやっぱり私は大事だらうと、このように考えておりますし、そういう社会情勢、今、飲酒運転が非常に厳しい状況の目で見られておりますけれども、社会的に、そういう談合問題に対して厳しく目を見張るという形が、私は必要ではなかろうかなと、このように考えて、当然、我々、業者を指名する方も、そういう談合のないような業者ということで指名をしていくべきだらうと、このように考えております。

以上です。

○議員（28番 吉元 實君） 今、言つたあれで、大手ゼネコンもこうこう新聞に載つとるが、ことしの7月から8月までに落札が下落は続くと。まあ、平均とてみると70%、大手業者がこうなったと。

これはなぜかっちゅたら、やはりいろいろな内部通告とかそういうのがありますし、大手業者もなかなか談合を大手業者はやりにくくなつたと。これは完全ではないけれども、そういうような方向性をして、日本の大手業者もゼネコンもグローバル化、言わば、世界に向けて仕事が競争できる方向の足場ができつつあると。言わば、もう世界に行って仕事をしよるけんど、なお、よそに出たら、こういう談合は、日本するような談合は、もう絶対できませんから、そういう意味で、グローバル化の方向で進んでいく。

それで、一ついいのは、町長にできるのは、システムの変更、言わば、グループ制、町内で大きなグループ制ちゅのが、一応あると、わからんと思うけんど、感じたときは、グループ外の人を必ず入れる、そして競争させると、そして技術を磨かせると、こういう方向、どうですか。

○議長（田原 親君） 執行部、グループわかるかな。町長。

○町長（新川 久三君） そのグループが、皆さんで自分のグループはこれだよという申告を、10社なら10社ずつしてもらえば、その中の組み合わせができるんですけども、まあそれでも、今度スパイを送り込んで、おまえ、このグループ行っちょけ、私はこのグループおると、

そういう形になるけ、やっぱりどうだろうかなと思うんですよね。

だから、そういう形の中で、指名に入ったら本当に公正な見積もりをやって、そして自分でそれの敷札を書いていただくと、そういうシステムになれば、僕は本当に文句のない入札になるとと思うんですけど、それがやっぱりどつかで談合がされるという形になれば、証拠がないんで、なかなかこの談合というものも難しい、その摘発が難しいと。証拠があれば、警察が動いていただけるという形になるんですけども、証拠がなければ、うわさだけの域に、じゃあ、どうしようもできないというのが、今の体質でございますし、そういうグループ分けできれば一番いいわけでございまして、何らかの方法で、そういうグループ、業者の方からそれぞれ申告という方法も、ちょっと検討してみましょう。

○議長（田原 親君）　吉元議員。

○議員（28番 吉元 實君）　そうすると、1億以上の仕事については、一般競争入札と、こういうような方向性が一番いいと思う。いろいろ手数がかかると思いますが、手数以上に町、手数料を引いて、その分、70%とか80%になれば、町の方に利益が落ちてくると、こういうふうに考えられるんですが、どうですか。

○議長（田原 親君）　町長。

○町長（新川 久三君）　まあ一般競争入札、これも非常に業者が多かった場合にどうするかという問題がございますんで、非常にやっぱり今まで検討しております。だけど、なかなかやっぱり全部をフリーにしてするという形になれば、そこに何百社という形が群がってきた場合、仕様書の問題とか、いろいろ問題がありますんで、そこんところが非常に難しいという問題がございます。

一般にすれば、本当にたくさん私は目がけてくると思うんで、そこんところで、やっぱり今の指名競争入札という考え方で、今の工事発注は行われているという気がするわけでございますけど、限定的に、民間であれば、やはりどこどこで何ぼですかという交渉はできるんですけど、公共団体という形になれば、それもままならぬということで、入札制度、まあ指名競争入札というのが、今の世の中の流れ。

一般競争入札にして、図面だけ、あとは何もせんという形になればいいんですけど、やっぱりいろんな役所の対応といいますか、非常に難しい問題があるということで、なかなか一般競争には慣れてないわけでございますし、逆に、物品の払い下げとかなんとかという形になれば、これはもう一般競争入札方式でやってますけれど、非常にちょっと難しい問題もあるということで、御理解を願いたいと思います。

まあ、吉元議員も、前、町長、なさっておったんでわかると思うんですよ。

○議長（田原 親君）　吉元議員。

○議員（28番 吉元 實君） 私がやっておったときは、要するに、昭和の時代です。今は平成の時代です。時代が違うんですよ（発言する者あり）。

その時代というのは、江戸時代とかこうあるでしょう、明治時代、大正時代、昭和の時代、平成の時代。時代というのは、その時代の現状を言いよるんですよ、町長。今、現状のあり方の方針性の行政をやりなさいよと、こうでしょう、町長。行政の長って今、平成18年度からの行政の姿勢を締めなさいよと、私は、これを聞きよるんです。そういう意味で答えてもらえば。

今は、一般の競争入札については、いろいろ問題点があるっていうか、やり方によっては、業者の技術力とか、そういうものの選定とか、いろいろな方向をして、技術力によるところの一般競争入札の方向に向っていくという、言うたら、人間がある程度絞れたんで、こういうような方向するんです。技術の、この技術はこれに、こういうこの仕事をやるそに、こういう技術の専門的な技術を持っておらんのやないかと。これはだめだ。こういうものの持ったものの集めて一般競争入札をやるんだとか、こういうような方向をやれば、ある程度、選別できると思いますので、それはそれとして、次の質問に移ります。

次は、教育長ですが、これはきのうの質問で、教育長が答弁を長々とやって、私はその中で感じたのは、ガラスを割ったとか、それから乗用車、傷つけたとか、それから外郭をやったと。こういう故意にやったものについては、ガラスをやったって、これは恐らく保険に入っちょっても、故意にやったのは保険が出らんのでしょう、学校のガラスとか。だから、当然、その犯罪人にガラス代は町が払うべきじゃないと、町がやるべきじゃなくて、その人たちに払わせるべきだと。

そうせんと、そして、こういう問題というのは、火事でもそうです、何でもそうです。早めに消さないけんです。それを夏休み前に、ちょっとそういう傾向があったということを感じたら、そのときに手をもう打つべき。夏休みどころやないんです。それは大変なこと。それ、だんだん大きな火事と一緒にます。ぼうっとなります。そのときに摘むんです。1人、2人のときに摘めば簡単ですでしょう。それが10人、20人と飛び火すると大変になりますから、少ないときに、今、よう言われるですね、総裁選挙がありますが、特に教育問題で大いに議論を教育改革論で論議されましよるんですね。代々公立の先生はたるんだのが多いと。東京あたりに行くと、そんなで公立はやりたくない。一貫性教育、小・中・高校、こういうのにやりたいと。なぜかつたら荒れちよると。公立の学校は荒れるんだと。私立学校は荒れんのだと、こういうような傾向が、今、非常に言われておるんです。

しかし、田舎は、私立一貫高校がありませんし、なかなか今、豊津あたりがちょっとあれしよるが、あれは公立ですから、県立ですから、そういうような方向ですから、そういう面も含めて、早目に先生方が手を打つ。やはりそういうたるんだ、今さっき職員の問題もいろいろ出たが、先生も、そういう教師もたるんだ面が、早目に手を打てなかつたと。教育長にすぐ報告して一体に

なって、PTAとそれから先生と教育委員会と一体となって、そのときにはっとその火を消せば、それはこんな大きな問題にはならなかつたと思うんで、教育長、どうですか。

○議長（田原 親君） 教育長。

○教育長（神 宗紀君） まず、損害を与えた弁償の問題ですけど、基本は、もうまさにそのとおりと思います。ただ、ガラスを割ったのはだれが割ったのかというところが今はわからない。へで、本当は車を傷つけた方も被害届出せば、そういうような運びにはなるんじやないかと思っています。

で今、議員さんが、火事に例えられました。私も、夕べ、実は7時から築城中学校で、PTAの役員と先生方の話し合いをしました。で、そのときに、私も火事に例えました。もう今は小火どころやないよと。もう火は打ちあがつると。だから、何で火が出たのかとか、そういうような原因を今、探る段階ではなくて、もう火が燃え上がっておるんだから、これを消すための、一致団結して消すための努力をしようじゃないですかということで、きのう、私はあいさつの中では、そういうふうに申し上げました。

で、今度の事件をずっと一連を考えますと、夏休み中も、先生方、何もしなかつたわけで、実はないです。学校に出てきて、その中の子供は学校に出てきて、学校で勉強もしとつた子供も何人もおるんです。それを先生方が指導したり、そういうところで、そういう指導をしとつたんですけども、どうも、まあ私は原因は言うな言いながら原因を考えてみると、部活でも試合が終わりまして、で、部活が終わって、今まで部活に打ち込んだ子供が部活がなくなつて、で、3年生で、将来、もうそこまで高校が来ているという段階で、かなりイラついている面はあることは事実です。で、何をしていいかわからないというか、そういう面も、多分、あるだろうと思う。

で、ただ、そこで感じるのは、一つの件を、一つの集中的な件があるんですけど、ある先生、組主任の先生に注意をしたら殴りかかったというその生徒は、その先生の指導の部活動に入つてきました。で、これ、世間でときどきよくいわれますが、教はあるけれども育はない。つまり、教えることはあっても心が育つてないと。私は、もう本当にそれは実感します。

そこで、何でそういうふうになるのかと、こう考えますと、五、六人の生徒、私はもうずっと名前、いつも報告がありますので、もう名前、大体覚えてますけれども、大体五、六人の生徒が、そうすると1人ずつ顔が違うように家庭環境も違います。で、ある1人の生徒なんかとりますと、お父さんは今いない。で、お母さんは家を出てる。で、本人は1人で生活をしている。食事をつくってくれる——朝も食事をしないで学校に来るというような状況の子供がおるんです。

これは、私はもう、周りの大人がこうしてしもうたんやないかというふうに思います。で今、そんなことを言ったってダメですけれども、本當にある意味では、もうかわいそう、かわいそう

です。

そういうような子供とか、家庭環境がとにかくやっぱりかなり影響をしている面があることは事実です。で、そういう中で、何とか子供たちの気持ちをとらえて、先生と子供が一体になって本来の姿を取り戻したい、一生懸命先生たちも躍起になっていますけれども、これは何とか早くその日は来るよう、周りは保護者を含めて援護して、そういう日をつくりたいと、そういう日を迎えるというふうに、本当に切実に思っているところです。

以上です。

○議長（田原 親君）　吉元議員。

○議員（28番 吉元 實君）　大体問題児は、今、教育長が言うたように、家庭に問題があるとか、それで成績が悪いか、こういうような面が多いわけです。これを根本的に直してやらないと、成績の悪い子は、土曜日に学校に先生が出てきて授業を教えるんだとか、もう今、5日制になったから、これも大きな原因しとると。ほで、先生がなおたるんどる、5日制になって。6日制の方が、1週間に6日出た方がよかつた、5日制になった方が、なお悪くなつた。だから、生徒も、今度は休みが多ゆなつた。

今、言われたように、クラブ活動がなくなつたから行き場所がなくなった。こういうような状態が、それと5日制と関連するわけです、それも。だから、そういうような、これは今、5日制を6日制にしようちゅても、法律とかなんとか、いろいろこれは時間がかかる問題であるが、今、総裁選しよる人たちが總理になつて打ち出せば簡単にできる問題けんど、あの人たちは何考えとるかわかりませんけれども。

まあ、このできる問題、できる、教育長がやれる問題、先生と相談して、その子供の成績が悪いなら成績を上げてやると。そして、クラブ活動を続けたいならクラブ活動の方向性で、それを卒業するまで、2年生と一緒にさせるとか、いろいろな方面で期待（ ）、御存じのように、京都のラグビーで優勝したところがありますよね、もう荒れて荒れて荒れちよつたんですよ、あそこの学校は御存じのように。それが、物すごいきついラグビーの先生が行って、もう死に物狂いになつて体でしたら、一番いい学校になつた。ほで全国制覇した、こういうことで、一番、もう手のつけられんやつた学校が、先生の熱意によってどうにもなる。

だから、先生とPTAですね、一番大切な教師です。ほたら、生徒は燃えてくるんです。生徒、ついてくるんです。何のかんの言うけんど、大人の背中を見とるんですよ、生徒ちゅのは。

だから、それをやはり今度は起こつたから、起こつたのの火を早う消して、そういうことの起こらんちゅのは、そういう根本原因を根本的に直していくということを教育長、どうですか。

○議長（田原 親君）　教育長。

○教育長（神宗紀君）　まず、一応、落ち着きを取り戻した段階で、また、これは先生たちと

話し合いながら、この原因を究明していかなくちゃならんなどと思います。

ただ、やっぱり生徒がこれだけ荒れるのは、学校は家庭が悪い、家庭は学校が悪いというような、これじゃだめなんですね。

○議員（28番 吉元 實君） そりやだめです。

○教育長（神 宗紀君） はい。だから、やはり教師側も、生徒の心をつかみ切っていない、それはあるんではないかと思います。

で、今、吉元議員言われましたように、土曜日に補習授業をしたり、それ、学力保証というのも、それはいい方法だと思います。また、そういうことも提案しながら、とにかく、雨降って地固まるといいますか、災いを転じて福となすというような、後で、あんときはこうやったけれどというような、言えるようなことにしたいというふうに私は思います。

以上です。

○議員（28番 吉元 實君） これで質問を終わります。

○議長（田原 親君） 御苦労でございます。

○議長（田原 親君） ここで10分間、休憩したいと思います。再開、3時10分からお願ひいたします。

午後3時00分休憩

○議長（田原 親君） 一応、お詫びします。先ほど、成吉議員の質問について、執行部の行政の方からの回答の誤りがありましたので、訂正させていただきます。

○地域振興課長（中野 誠一君） 先ほど、成吉議員の質問に対して、商工会の合併につきまして、来年の4月をめどにというふうに答弁いたしましたが、正しくは21年の4月を目標に、現在、合併委員会を立ち上げているということで、おわびして訂正いたします。

○議長（田原 親君） よろしくお願ひします。

午後3時14分再開

○議長（田原 親君） それでは、再開いたします。

2番、工藤久司議員。工藤議員。

○議員（2番 工藤 久司君） 午後の一番眠たい時間になりました。今回の一般質問はすべてと言っていいぐらい、今までいろんな議員さんが、いろんな形から質問をしております。で、私も、簡潔に3点、質問をしたいと思いますので、誠意ある回答をお願いいたします。

まず、学校の問題についてです。この問題もいろんな議員さんから、特に築城中学校の暴力事

件ですか、についてということで質問がありました。

内容については、教育長の方から報告資料としてもいただいております。その点については、もうよいということではないですが、違う観点から、1点目の教育方針について、先ほど教育長の方から、大まかな教育方針の資料をいただきましたが、教育長、この中で、一番学校教育に関して重点を置くもの、まあ1点でも、2点でもいいですが、簡単に、今年度18年度はこれをやっていこうというものがありましたら、回答お願ひします。

○議長（田原 親君） 教育長。

○教育長（神 宗紀君） 学校教育で一番目立つところは、やはり学力です。学力、私は学力、即生きる力と思っていますから、学力をつけなくちゃならんと。それとやっぱり社会性の関与と言いましょうか、その2本柱がしっかりとしておけばいいんじゃないかというふうに思っています。

○議長（田原 親君） 工藤議員。

○議員（2番 工藤 久司君） その方向に向かって、ぜひ義務教育、6年、小学校、中学校をやってほしいと思います。

で、今回の問題なんですが、聞くとこによりますと、予備軍、椎田小学校、築城小学校にもおるといううわさを聞きます。その辺の現状をどのように教育長として把握しているのか、お聞きしたいと思います。

○議長（田原 親君） 教育長。

○教育長（神 宗紀君） 小学校の荒れについては、3日ほど前でしょうか、毎日新聞の第1面に出ておりました。小学校であれだけ荒れてるのかというふうにびっくりしたんですけども、これも、この築上町では例外ではないと思います。

で今、工藤議員、予備軍とおっしゃいましたけれども、例えば、旧椎田町内の小学校でも、もう3年、2年で、組主任がもてあます、そういう子供がおることは、私もつかんでおります。

それから、築城町の町内でも、家庭崩壊による子供の扱いについて、再三集まって、話・相談をしたことございますので、やはりこれは、小学校のあれは、そのままほっておくと中学にそのまま来るというふうに思いますので、何とかいい方向に持っていくかなきゃならないというふうに思います。

○議長（田原 親君） 工藤議員。

○議員（2番 工藤 久司君） なかなか教育長、答弁が上手なんですが、具体的な案が、前回いただいた中学校の問題に関しても話し合いをしております。じゃあ、どういう話し合いをしたのかというのが一番問題であって、今回は、質問の要旨に事件のことありませんので、また、委員会なりで質問をしたいと思いますが、そのあれの背景にあるものとして、一つとして、たまたま私は、あれを知る前に、築城中学校の施設、余りにもひどいということを聞きましたので、見に

行きました。

で、校長先生がたまたまいなかつたんですが、教頭先生が対応していただいて、校舎内、また体育館見たら、本当にひどいというかというものでした。で、たまたま授業、体育館では体育の授業をしておりまして、ステージの下には、大体常に水がたまっているとか。で、かぎもかからずに、かぎをかければ、だれかが、それ壊して中に入るとかいろんな話を聞いて、で、校舎とかそういう施設が傷んでいる、荒れているのも、一つのこの築城中学校はたまたま、今回、こういう事件になりましたが、背景にあるかとは思うんですが、築城中学校の施設の荒れというか、不備な点についての教育長の見解というか、どの程度把握して、じゃあ、どう改善していくのか、プランがあればお聞かせください。

○議長（田原 親君） 教育長。

○教育長（神 宗紀君） 私、校長会、それから教務主任会なんかで機会があると、先生たちに話す話が1つあります。

工藤議員、ジュリアニ市長ちゅの御存じですね、ジュリアニ市長、ニューヨーク市長です、かつての。あの9・11のときの市長です。このニューヨークは犯罪の町と言われたほど荒れ果てた時期が、ついこの間までありました。今、見事に立て直っている。そのジュリアニ市長の手腕だということなんですが、一番大きな原因は環境の整備、特に地下鉄あたりの落書きが全部消してきれいにしたら、途端にやっぱりああいう犯罪が減っていったという事実があります。

私は、それは学校もそのとおりと思います。組主任によっては、教室を片づけない組主任がおります。で、そういう子供はそういうことはいかんと、教室の散らかっているところの組には、やっぱり子供の心は育たないよと、そういう話を私は校長にします。

もう一つ、おもしろい実験をニューヨークで行っているんですけど、全くの新車2台を置いておいて、1台はぴかぴかに磨き上げている。で、片一方はわざと汚している、その2台を置いていると、その汚した方の車は、二、三日のうちに、もう部品も何ものうなってしまうそうです。ところが、ぴかぴかの車はどうもされないと。

私、それ、一つの象徴的な話だと思って、学校もさらにそのとおりと思います。それで、私は築城中学に行ったときに、屋上のフェンスの荒れたのを見て、これはとで、本当正直なとこそう思いました。

で、今、あれはきれいになりました。それから、学校給食も9月からやるよう、温かい炊き立ての御飯を子供たちに食べさせることができるようになりました。私、だからきっといつかは、その子供たちの心が和んでくれるというか、そういう日が来るというふうに確信を持っています。以上です。

○議長（田原 親君） 工藤議員。

○議員（2番 工藤 久司君） 教育長の中で、この築上町の学校施設の中で、一番早く、一番に改善しなければいけないというところはどこでしょうか。また、それを当然、きのうもそんな問題出てましたよね、優先順位がある。当然、そうだと思います。当然、教育委員会の中でも、どつかの小学校なり中学校なり、この不備は早く改善しないと事故につながる。

午前中も手すりの問題も出てました。含めて、今すぐにでも改善しなければいけないと思うところが、教育長の中であるのか。まあ、あれば、それをどういう形で、施設のことですから、まあ町長なりに提案をしているのか、お聞きしたいと思います。

○議長（田原 親君） 教育長。

○教育長（神 宗紀君） 基本的には、助役の指導もあったんですけれども、各学校、どういうところをきちんとしたいですかというふうに上げてもらうように、まずしておりますけれども、私自身は、まず、築城小学校のあのプールは何とかせんないかんだろうなと思います。

で、それと、行って、やはり危ないなという実感するのが、下城井小学校の入り口です。で、私はあそこで、よう今までこれで来たなと思いますが、道が狭いし、だから、あの用地買収の動きも過去はあったというふうに聞いていますけれども、あそこをもう少しきんとしないと、子供たちも危険だし、かわいそうだなというふうに思います。

で、そういう具体的な例は、ことは、あと学校から出してもらって、そして私たちで検討していきたいというふうに思います。

それから、椎田小学校は、学校の中に道が通っていますが、あれも、私が教育長になってから、何とかあの道はやっぱりなくして、校舎とグラウンドが一続きにせないけんと、非常に危ないというふうに思っていますんで、これも何とか、町長に働きかけて、それ、実現を目指して頑張りたいとは思っています。

以上です。

○議長（田原 親君） 工藤議員。

○議員（2番 工藤 久司君） 今の危険な箇所、学校から上がってきたものを教育委員会でまとめて、それを町執行部の方に提案をする。今、上げただけでも何点かありましたので、それを早急に改善できるように努力をしてほしいと思います。

それと最後に、いつも教育長には言うんで耳が痛いと思いますが、きょうはもう教育は待ったがありませんよね、ちょっと待ってくれが、どんどん子供も成長していくし、教育には。

で、今回の全体を含めて、やっぱ校長にもう少し権限を持たせてやるもの一つの方法かなと。例えば、教師、いつも言いますけど、教育長の仕事は、俗に言う、よい教師をこの築上町に連れてきて、クラス担任も持てない先生も何人かおるかって話も聞きますけど、そういう人たちをよそに言って言い方、おかしいでしょうけど、少しでもというのが、一番の仕事だと思うんですね。

ですから、例えば、校長、もう少し権限を持たせるために、あの先生とあの先生とあの先生をくれと、で、学校を立て直していい学校にするというような話をしながら、ぜひそういう先生の、まあ、いい先生という言い方どうかなと思いますが、この築上町に連れてきていていただいて、学校教育、充実したものにしてほしいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

これで終わります。

○議長（田原 親君） 答弁要りますか。

○議員（2番 工藤 久司君） じゃあ、お願ひします。

○議長（田原 親君） 教育長。

○教育長（神 宗紀君） 教育長会というのが毎月行われます。それで、昔は、自分のところに行く委員が言ういい先生を引っ張ってくるのが教育長の仕事やと、そういう時代も確かにあったと思います。

ところが、そうすると争奪合戦になるんですね。そうすると、もう少し広い器で、築上町さえよければ、我がよければいいのかということになるわけで、今は、その辺はかなり、いわゆる京築事務所管内で、余り偏りのないような、そして、いわゆる問題のある先生はおります、もう事実おります。で、その先生たちが集まったときは大変なことになりますから、これはまあ適当にまあ配れっちゃおかしいけれども、そういうようなこと、やっぱそれは考えて、人事異動ちゅうのやっているんですが。

まあ、例えば、築城中学にはこういう問題があるから、こういう先生が欲しいというので動くのは、もちろん動きますけれども、全体のバランスの中で動いていると、こういうふうに御理解いただきたいと思います。

○議長（田原 親君） 工藤議員。

○議員（2番 工藤 久司君） はい、わかりました。まあ、配られた先生が担任になると、子供が非常に不幸ですよね。私ら、もうもちろん子供、みんな大きいんですが、小学校の担任の先生、名前言ってみれって言っても、ほとんどの子は今、知らないんじゃないですかね、知らないというか言えない、それだけ、教師と生徒とのかかわりが薄くなっているというのが現状だと思うんです。私は言える、教育長、言えるでしょう、小学校の担任、だれだったか。私も、今、言えます。

ですから、本当に義務教育時代は先生を選べませんので、配られた先生に当たった子供たちのことを考えると、非常にどうかなと思いますので、十分教育長、力発揮して頑張ってください。

じゃあ、次の質問によろしいですか。これももう、何人かの議員が言ってましたので、職員のモラルについてということで、いろんな不祥事が起こる中で、きのう、もう一度ちょっと確認なんですが、秘書課長の方から職員にメールで指導をしたと、配信をしたと、そのメールで。その

内容について、いま一度確認をしたいと思います。

○議長（田原 親君） 秘書課長。

○秘書課長（西村 好文君） 飲酒運転に関する件ですけども、福岡市の事件が8月25日の金曜日の夜に発生しています。で、金曜日の夜ということで、月曜日の朝に、全職員に対してメールで、福岡市でこういった事故が発生しているということで、飲酒、つまり酒飲んでの運転は、絶対にしないようにという内容のメールを送っています。

○議長（田原 親君） 工藤議員。

○議員（2番 工藤 久司君） メールの配信だけで、職員に徹底されたのかどうかというのは、非常にどうかなと思います。

きのうも、助役の方から、いろんな研修云々ってうような話が出ましたが、やつたらいけないこと、やっていいことっていうのはもう、今さらの話ではないんで、十分他の課長さんなりが目を光らせるなりして、そういうことがないように、絶対ないようにしていただきたいなと思います。

それともう一点、毎回毎回、議会の資料が不備がありましたとか、私のやつは冊子がついてないのがありました、1枚。ほかの議員さんに聞いたらついているけど、私のだけじゃったみたいです。

で、ちょっと収入役と話す機会があったんで、行政のプロとして、あってはならないことが、やっぱりここ6月議会にしろ、9月議会にしろ多いと思いますので、それも一つのこういうたるみにつながるんじゃないかなと思いますので、そのあたりの指導もよろしくお願ひいたします。

で、最後に一点、これは学校問題というか、今から小学校の運動会で町民体育祭とかあります。で、ある小学校で、運動会でお酒をやっぱよう飲むんですね、これ。で、辞めた方がいいんじゃないですかという進言をしたそうです、父母、教師会の方から。

そしたら、学校側はそこまではできないという返答だったそうなんですが、これはちょっと教育とは違うんですけども、例えば、町が主催する町民体育祭でお酒を飲みますよね。で、小学校の運動会でもお酒を飲みます。で、その後に悲しい事件・事故、町民体育祭の帰りに飲酒運転で事故を起こして人をはねましたとか、小学校の運動会の帰りにということが、今後、起こらないとも限らないと思うんですよ。そのあたりの指導を今後、きちんと町の方でしていってほしいなと思うんですが、町長の方、どうですか、その辺。

○議長（田原 親君） 町長。

○町長（新川 久三君） それは当然、酒を飲んだら車を乗っていけないということで、まあ自覚の問題も、これはもう町民の自覚という形になりますけれど、極力、自治会の方には、飲酒は今回もう避けてほしいというお願いの文書を出していると思います。

○議長（田原 親君） 工藤議員。

○議員（2番 工藤 久司君） きちっとした指導をするとかしないとかで大分違うと思うんですよ。今まで黙認をしていたっていうのが現状じゃないでしょうか。ですから、こういう事故が起こらないために、せっかく町民挙げて、町民体育祭でそういう事故が起こらないように、指導をしていただきたいと思います。

次の質問にいきます。これも、吉元實議員が見事なほど、少子化に対しては、我がふるさと長野県の下條村を例にとって言っていただきました。それで、この問題に入る前に、町長の政策の中で、少子化の問題っていうのは、政策の中でどのあたりに位置をしているのか、最初にお聞きしたいと思います、いろいろあると思いますけど。

○議長（田原 親君） 町長。

○町長（新川 久三君） まあ、どのあたりに位置しているか、それはちょっと答えづらいから、ちょっと勘弁してもらいたい。

○議長（田原 親君） 工藤議員。

○議員（2番 工藤 久司君） 上位ですか。やっぱこの問題っていうのは、上位で考えて、上の方で考えている問題ですか。

○議長（田原 親君） 町長。

○町長（新川 久三君） 基本的には、これは国の大きな問題ですよね。だから、町でできるものちゅのは、吉元議員にもお答えしましたけれども、本当ささやかな形しか支援はできないと思います。

大きな支援ちゅのは、やはり先ほど申しましたように、教育の問題で金がかからないようにするが、私はこれが一番大きな問題やないかな。そして、お母さん、まあ家族が面倒見れるような、いわゆる核家族化じゃなくて3世帯同居、こういうやっぱり昔の姿があれば、子供は割と多く生まれるんじやなかろうかなと考えておりますけど、これは町の施策でどうしようもできません、こういう問題は。やっぱり世の中の流れというか、これを変えるためには、やっぱり国が流れを変えるような施策を出してもらわにやいかんだろうと、このように考えております。

○議長（田原 親君） 工藤議員。

○議員（2番 工藤 久司君） きょうは町長、やさしい顔で答弁していただいたんですが、今、現状、築上町で、じゃあ少子化、また子育てについての独自の取り組みがあれば、担当課の方で結構ですので。

○議長（田原 親君） 福祉課長。

○健康福祉課長（吉留 久雄君） 子育て対策、少子化対策ということでございますけども、当町では、ちょっと幅広くなりますけれども、子育て支援という形になると思うんですけども、今年

度から改善した事項が2点ばかりございます。

一点は、これ、住民課の方の事業になりますけど、乳幼児医療、3歳までの対象を小学校入学前までという形に広げております。それと、学童保育、放課後児童クラブと申しますけども、で、その関係で、昨年度までは築城地区の方で、上城井・下城井地区、それ、実施しておりませんでしたので、小規模校ということでなかなか難しいということで実施しておりませんでした。それを実施したことと、で、全町という形になっております。それと、3年生までという対象を6年生までということで広げております。

で、従前やっている事業で非常に大事な事業、たくさんあると思うんですけども、例えば、核家族化が進んで子育てに不安を持たれているお母さん方多いという形の中で、子育て講演会や子育て相談を受ける支援センター、それと、お母さんと子供さん、集まつていただきまして、子供たちを遊ばせながら、お互いに子育てについて話し合うと、で、悩みを相談し合う、それについて、うちの方では保育士を中心に入れて相談相手等をしていくという言葉で、ここで集いの広場というものが、児童館と築城の社会福祉センター、善隣保育園って、これ、保育所が閉園した跡でやっております。

で、あと、低体重児、未熟児等生まれた場合には、保健師等が訪問して相談を受けたりもしております。ほかにもいろいろあると思いますけれども、一応、そういったところが、ちょっと頭に浮かんだ内容でございます。

○議長（田原 親君） 工藤議員。

○議員（2番 工藤 久司君） 独自で、ことしから、医療の問題とか、学童保育の問題とかを少しづつでも改善しようということでやっていただいております。

で、保育料にしても、築上町はすごく段階的に細かく切って、他の市町村よりもという取り組みをしていると思うんですよね。でも、やっぱりこの少子化という時代の流れというか、今、なかなか何といいますか、流されやすいというか、歯どめがきかないというのは現状だと思います。

で、先ほど吉元實議員が、先進地の村の例を出して、住宅施設、で、これは何でそれができたかという背景もあるようでございます。ていうのは、やっぱり住民が今の町の財政状況とかをしっかりとやっぱり理解をしている。で、町長が、その村です、村長さんが、やっぱ少子化に歯どめをきかそうということで住宅施設を建てております。

ただ、その財源をどうから持ってきたかというと、職員を3分の2にしたとか、自分たちで生きるのは地域にさせるとか、地域参加型のとかいうようなことはあるようでございます。

ですから、私が町長に最初聞いたのが、少子化について職員も少しづつ減っていく、財源を確保していく、それをどこに一番使おうとしているかっていうのを聞きたかったわけで、少子化は、まあ上位の方ですかね、その子供に対する支援をするとか。何をじやあ、問題がそれ違うんで、

柱にやっていくのかなっていうのが、少子化は、ですからどの位置なのかなっていうことを再度お聞きして、まあなければ、もう終わりましょう。

○議長（田原 親君） 町長。

○町長（新川 久三君） まあ金額的にどれだけかという形じゃなくて、やっぱり少子化、まあ子育て支援という形になれば、今のような社会状況の中では、当然、必要だろうということで、先ほど、課長の方からも少子化に対——子育て支援と、従前から、これは宮下議員の提案でブックサービスというのが始まりましたよね。あれは、もう胎児のときから、やっぱり一つのこれは少子化の子育て支援という形になりますし、よその自治体よりは、割と築上町は私は進んでおるんじゃないかなと思っております。

いわゆる乳幼児の、先ほど申した乳幼児の医療の無料化、県がようやくこれは、初診料ですか、県が無料化するということに決まっておる。で、国がようやく来年あたりからやろうかという話ができるようござりますけど、まだ確定はしてないようでござりますし、まあ、それに先駆けて、築上町では乳幼児の医療の無料化というのも実施していますし、あと、何が大事かという形になれば、やっぱり保育園の関係も、これは国の徴収基準以下の保育料でやっておるということをございまして、まだまだそういう子育て支援等必要があれば、それは当然、やっていかざるを得ないということで、それを順位何番かと言うても、ちょっと順位は私はつけがたい、全般的な形でやるしかないと考えております。

○議長（田原 親君） 工藤議員。

○議員（2番 工藤 久司君） わかりました。まあ、いろんな取り組みをする中で、私が言いたかったのは、若い、一番最初の議会のときに、町長に、若者向けの住宅施設をという質問をしたことがあります。で、築上町、その当時は椎田町でしたが、椎田町に帰ってきたいけど、住宅に若い子は入れないと。

ですから、先ほど、吉元實議員が住宅施策でお金を落とす、子育てをする世代をこの町に呼んで、自主財源をふやそうというのが提案だと思うんですが、私も本当に、できることなら、そういう政策も視野に入れた、町長の政策に視野に入れていただいて取り組んでいただきたいなと思います。

以上で終わります。

○議長（田原 親君） 終わりますか。

○議員（2番 工藤 久司君） はい。

○議長（田原 親君） 御苦労でございました。

.....

○議長（田原 親君） 次に、17番、平野力範議員。

○議員（17番 平野 力範君） 大トリのはずが、武道議員が都合で後ろに回りましたんでブービーになりました。その関係で、ちょっと議長にお願いがありますが、1番の質問を武道議員との関連がありますので、一番最後にさせていただきたいと思いますが、よろしゅうございましょうか。

○議長（田原 親君） はい、結構です。

○議員（17番 平野 力範君） それと、この質問状の質問の相手に関しましては、ちょっと私、書き忘れてまして、局長の方が町長ということで全部答弁を書いていますが、各担当課長並びに監査等にも質問を振る場合がありますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（田原 親君） はい。

○議員（17番 平野 力範君） まず、2番の旧椎田町史の取り扱いについてということでございますが、旧椎田町史は、平成5年に準備委員会ができまして、町史編さん委員会が組織され、以後、約15年間にわたって苦労してつくられたということに関しては、町史編さん委員会の皆様方の努力に心より敬意を表するものであります。

しかしながら、これほど長期に至ったため、この経費が1億2,000万という大きな税金をつぎ込む結果となり、一般町民には知らされてない、また納得いかない費用ではないかと思います。

ここに、旧築城町の当時の職員の方の旧築城町史があると聞きましたが、旧築城町史の編さん、並びにそういう旧築城町史のことがわかる方は、課長さんはいらっしゃいますでしょうか。お願いします。

○議長（田原 親君） 担当課長。

○生涯学習課長（神崎 一貴君） お答えいたします。

築城町史につきましても、本年、発刊いたしたわけでございますが、手元の資料、ある分につきましては、平成10年度から総務課でちゅ形で発刊の準備をいたしまして、18年の7月、印刷を終わりましたという形でございまして、金額につきましてはまとめてはおりませんが、平成18年度は590万、平成11年が800万、平成13年度が800万、14年度が800万、15年度が600万、平成16年度につきましては、印刷を含めたところで1,500万、これにつきましては、事務的な職員の経費等は入っておりません。

以上でございます。

○議長（田原 親君） 平野議員。

○議員（17番 平野 力範君） 今、聞きましたが、築城町史は期間が短いだけ費用が少なく済むのではないかと思います。

また、単年度の経費にいたしましても、今、500万、600万、印刷入れて1,000万言

われたですかね、1,000万ぐらい、まあとにかく印刷入れても小さな金額です。

椎田町史に関しましては、単年度で1,200万、1,400万、1,500万というような年度がございますし、これは時間がかかったということと、まあ、いろんな理由はあるかと思います。

これはもう、しかしながら、過去三代の町長にわたって継続された事業であり、主体が町史編さん委員会であるということで、ここで費用に関する責任ということは問いませんが、まあ膨大な費用がかかったことは間違いない、これを今現在、1,200セットつくったと、椎田町史に関しましては1,200セットつくったということですが、また、1セット、それを7,000円で販売したそうですが、何冊売れたのか、幾らどこに在庫があるのかを担当課長、お答え願いたいと思います。

○議長（田原 親君） 担当課長。

○生涯学習課長（神崎 一貴君） お答えいたします。

議員のおっしゃるように、1,200セット印刷いたしております。それで、まず、皆様方に寄贈した分が447セットでございます。そして、1月から8月いっぱい売れました分が125セット、現在、保管数といいますか、在庫数につきましては628セットが保管いたしております。

以上でございます。

○議長（田原 親君） 平野議員。

○議員（17番 平野 力範君） 現在、628セット残っているということだそうですが、これをどのように保管し、また今後、どのように販売なり、この在庫を処理していくつもりなのか、お答え願いたいと思います。

○議長（田原 親君） 教育長。

○教育長（神 宗紀君） 今、印刷業者との契約で、1年間、その会社で保管するというふうになっております。

で、この628セットを近い将来、こっちに持つて帰るということになります。で、私は、こういう道のことは余り詳しくありませんが、詳しい人に聞きますと、50年スパンで考えるそうです。それで、もう将来、椎田町史は発刊することはないと思いますが、50年先までを一応考えに入れて、628っていうのは、決してたくさん余り過ぎているということは言えないと。まあ、500冊前後が適切かなというふうなことを言われてましたから、少し多目に残っているかなというようなところです。

で、将来、築城町史も含めて、一緒にどつかで、この町内の施設で保管していくことになるとと思います。

○議長（田原 親君） 平野議員。

○議員（17番 平野 力範君） 教育長の考えでは、50年スパンで考えるということだそうですが、628セット、今、ちょっと628セット在庫っていうことですが、印刷会社には561セットということで聞いております。各、今、椎田庁舎、築城庁舎、中央公民館等に在庫があるということで、返ってくるのは、561セットが印刷会社から1年契約の後に返ってくると聞いております。

この在庫分が、金額に直すと1セット7,000円で439万6,000円と。1億2,000万かかりましたんで、対費用効果といたしますと、1セット10万円かかっています。費用対価にすると、在庫が6,000万円残っているという計算になります。

こういう、これは歴史的にも貴重な資産になるとは思いますが、お金のない中、これだけのものをついたんだあるし、やっぱり埋もれさしつって売れないということは、町のマイナスの在庫ということになりますので、これを積極的に売る努力をしなければならないと思います。

先ほど、築城町史と抱き合せでというふうなことも、築城町史と抱き合せで保管すると言っていましたが、抱き合せで販売するというようなことは考えてないのか。

今、そして築城町史が在庫幾らあるのかお答え願いたいと思います。

○議長（田原 親君） 教育長。

○教育長（神 宗紀君） 築城町史は一応700セット発刊しております。で、寄贈と販売が358になりますて、在庫が342セットです。将来的に、やっぱり定期的に町報で流すか、機会をとらえて、こういうものがありますよということは、知らしていく必要はあると思いますね。このまま残って、黙ってただ持つておくということにはならないというふうに思います。

○議長（田原 親君） 平野議員。

○議員（17番 平野 力範君） 監査委員に、代表監査委員にお尋ねいたします。

この在庫分のことに関しましては確認されていましたか。また、それ、確認されておったんなら、どのような意見をお持ちでしたか。

○議長（田原 親君） 監査委員。

○代表監査委員（浦岡 信男君） 確認はいたしておりません。

○議長（田原 親君） 平野議員。

○議員（17番 平野 力範君） まあ確認をいたしていないということですが、先ほど、教育長からのお答えがありましたが、50年スパンで考えるということは重要なことだろうと思いますけど、500冊、また300冊ということを残しておく必要はないと思いますし、セットで何十冊かあれば十分だと思います。売る努力を積極的にしていただいて、例えば、外に出ている旧築城町・椎田町の方々に、こういうものができましたので、ぜひお読みくださいと案内文を送るなり、

そういうふうな努力を積極的にしていただきたいと思いますが、これはどちらがお答え願いますか。売る方ですから、担当課長の方ですか。

○議長（田原 親君） 担当課長。

○生涯学習課長（神崎 一貴君） 先ほども教育長が答えましたとおり、在庫が決して多いとは私も感じておりません。売る方といたしましては、町民への町史への発刊、それから販売のPR等が不足している面もあるかと思いますので、広報等でPR等は行うようにはいたしたいと思いますし、先ほど議員がおっしゃいましたとおり、築城町史とのセットで販売等を検討いたしたいと思っております。

以上でございます。

○議長（田原 親君） 平野議員。

○議員（17番 平野 力範君） 在庫が多いとは思ってないということは、もう多分に見解の相違がありますが、保管の場所等を考えても、ただ、築城の庁舎の2階、3階はあいておりますが、ただでさえ、この庁舎の書庫には、もういっぱいございます。

また、市との限定していくだろう今の築城支所に、600セット、342セットというような多くの在庫を抱え込むということは、場所的にも困難だろうと思います。これは、ぜひとも処分を早急にしていただきたいと思います。

少しちょっと確認したいんですが、ここ二、三日前に、ある方のところに私が質問をするようになったからかどうかわかりませんが、本を送ってきたというようなことがあるそうですが、担当課長、事実を把握していますか。

○議長（田原 親君） 担当課長。

○生涯学習課長（神崎 一貴君） 把握しておりますというよりも、先ほど言いましたように、椎田町史につきましては、477セット、寄贈するようになっておりましたが、うち一部につきまして、発送ミス等で発送していなかった分がありましたので、取り急ぎ477セットすべてを配達するようにいたしまして、すべて配送が終わっております。

以上でございます。

○議長（田原 親君） 平野議員。

○議員（17番 平野 力範君） 477じゃなくて、447ですね。そういうことで、私は監査委員の方にもお願いしておきますが、これは財産であると同時に、負の財産にもなりかねないと、私は考えます。歴史書としては貴重なものと思いますが、こんなに多くの在庫を抱える必要はないと思いますので、その点よろしく御検討のほどをお願いいたします。

次に、経営安定対策についてということで、品目横断的経営安定対策に伴う担い手農家及び集落営農に対する指導が不十分なのではないか、ということで質問をさせていただきます。これは

担当課長が、町長もありますけど、担当課長の方に、まず最初はお答え願いたいと思います。

平成22年までに、いろんな加入申請を行わなきやいけないというようなことになっております。それに伴って、充実した指導が必要ではないかと思いますが、現状の対応で当該農家、組織等に十分対応できていると思うか、課長にお答え願いたいと思います。

○議長（田原 親君） 産業課長。

○産業課長（出口 秀人君） 産業課長の出口です。今回の経営安定対策事業につきましては平成19年から大きく変わることは、議員の皆様も御存じかと思います。この情報提供につきましては、特にJAの方の協力を得まして、JAと町職員とで各自治会を中心に説明会を行ってまいりました。

椎田地区におきましては、昨年の12月9日から生産組合長の営農組合長会の説明会を機に、こういった制度が変わりますという簡単な説明から始まったんですが、延べ1,200名程度の参加者があったと報告を受けております。築城地区におきましては、2月21日から寒田生活改善センターを初めとして、自治会説明会を開催しております。

ですが、今回のこの、今の御質問の中での趣旨でもあろうかと思いますが、今回のこの制度の改正につきましては、今までと異なった非常に専門的な詳しいところも多々ございます。今後も県、また県の指導の協力をお願いし、説明会、個別相談も今後の課題であるかと、かように思っております。住民の皆様には、もし行き届かない点もあるかと思いますが、私ども、今後も私たち産業課の職員一同、与えられた人数で頑張っていきたいと思っております。

以上です。

○議長（田原 親君） 平野議員。

○議員（17番 平野 力範君） 椎田地区におきましては法人化じゃなくて、集落営農がかなり進んでおり、また個人の担い手も足りないところはカバーできていると思っております。特に、築城地区の場合は集落営農化も難しいということで、指導を受けた生産組合長さんも、頭を悩ましているというふうな話も聞きます。個人の担い手さんは、築城地区の場合は、椎田と同等以上ぐらいの数はおられるというふうに聞いておりますが、どうしてもそれではカバーしきれないような地区、また状況もあると思います。担当の今の職員で足りるのかというと、私はちょっと難しいんじゃないかなと。

先ほど課長も言いました、専門的な知識を詰め込んで勉強していくかなきやいけないということで、ここでちょっと町長にちょっとお聞きしたいんですが、今、産業課長の方からの、農協の職員と提携してというふうに言われていましたが、現場の農家や営農組合の方々の受ける側の感覚は、農協の職員にほぼ頼り切っているんじゃないかなというような傾向があって、職員はもっとこの22年対策に、産業課の職員全般的に勉強をしていただいて、今の例えば、今の人手でやつ

ていくんなら、もう少し全員がこの品目横断的経営安定対策を熟知して、農協の職員を指導するという立場にならなきやならないんじゃないかなと思います。

農協の職員といっても、わかっているのはたった1人しかいません。その1人が異動なり、もし病気になればもう本当に手上げというような、私たちから見たらそういう危惧的な感じがいたします。もっと、今、言いましたように、職員が勉強して専門知識を有していただいて、また担当の職員を二、三人を張りつけて、専従で二、三年は異動しないようにしていただかないと、現場は困ると思うんですけど、町長、どうでしょうか。

○議長（田原 親君） 町長。

○町長（新川 久三君） 19年度から農業行政、大分変わってまいりますけれども、基本的には今までと変わらないわけです。国の助成制度がいわゆる認定農家と、それから法人化を指向する営農組織ということで、限られてくるわけでございますけれども、ここが一番大事で、あのいろいろな施策の恩恵を受けられなくなるというのが、個人のいわゆる規模が小っちゃい農家ですか、この農家がいろんな施策の恩恵を受けられなくなるということになります。

しかし、国はそういう方針でありますし、これはこれでやはり推進し、そこでこの推進については從前から農業振興連絡協議会ということで、町と農協と普及センターで組織する協議会が、農協についてはグリーンセンターの職員全員でございます。それは、今、平野議員が指摘のように、たった1人しかいない、それは間違いだと思いますし、農協自身で頑張ってもらひながらそこで、いろいろな情報交換をやりながら、勉強をしていくという形になろうかと。

旧築城地区にもその組織がございます。農業指導者連絡協議会、これが、今回、統合されまして、築上町農業振興連絡協議会という名目で発足をしておりますので、ここらあたりで農政面、十分3者が連携した形で、住民、農家の徹底した、いわゆる行政の進むべき道を農家の皆さんにお伝えしていくと。そして、農家の人が賛同してもらえる方は、その方向性に基づきながら、組織化なり個別形態の規模拡大をやっていただくと、そういう形で、私はやっていかなければいけないと、このように考えております。

以上です。

○議長（田原 親君） 平野議員。

○議員（17番 平野 力範君） 今の既存の組織でやっていくというふうなお考えのようですが、現実的に、今、うちの営農組合が、法人化を1月までの法人化を目指したいということで頑張っているんですが、ちょっと今の指導では到底間に合いそうもないということで、今後、全体的に考えても、今から法人、集落営農の法人化を目指す組織、20ほどの組織が法人化を目指すことになろうとは思いますが、1つの組織を指導できない、単年度でできないような状況で、二、三年後に駆け込み的に、法人化を目指す組織ができた場合、どのような指導ができるのか、非常に

疑問に思います。

担当課長にお答え願いたいと思いますけど、1月までの法人化をきちんと指導していただけるんでしょうか。

○議長（田原 親君） 産業課長。

○産業課長（出口 秀人君） 今回、法人化につきましては、法人化並びに品目横断の手続等が、2種類の手続等があろうかと思います。法人化につきましては、先ほどお答えしました専門的な分野等が多々ございますので、これにつきましては県等の指導を受けながら、間に合うように努力したいと思います。

以上です。

○議長（田原 親君） 平野議員。

○議員（17番 平野 力範君） 町長も産業課長も、県の指導を受けながらということで、現実の現の職員では対応できないということの裏返しだと思います。この前、たまたま私が、椎田土地改良区の理事をしておりますので、監査に来られました九州農政局の方や県の職員が一緒に来られていましたが、法人化を目指すようであれば、何でも言ってきてください、積極的に協力しますよというふうなことを言われました。今、県の職員等に対応していただくということであれば、責任を持って、椎田町の職員で対応できないのであれば、責任を持って県の職員にお願いしていただきたいと思います。

町長は現場を御存じないかもしれませんけど、産業課の方に行きますと、この専門の指導をしなきゃいけない職員が、転作関係、いろんなデータの打ち込み等で、もう非常に四苦八苦しているというような状況もあります。そこで、やっぱり、私は考えるには、増員なり何か対策を打たないと、後手後手に回るんじゃないかと思いますが、増員等のことは考えられませんか。

○議長（田原 親君） 町長。

○町長（新川 久三君） 基本的に法人化というのは、町がする法人化ではないんです。地元が主に立ってやる法人化という形になります。だから、皆さん、法人化とは何かということで、農家の皆さんが賛同してやるのが法人化でございます。

今、私は、この法人化についてははじめないということで言っています。というのが、この国、県の目指す法人化というのは、これは農事組合法人という形になれば、すべて経営権が法人に移ってまいります。そうすれば、個別の農家の参入というか、実際に仕事をする人しか構成員になれないという形になります。それではおかしいと。

やはり農家、土地所有者の一人一人が農地の所有者が、農業をやっていくという形の中で、今の集落営農が成り立っておるわけでございます。だから、一人一人が責任を持ってこの地域の農業に参画するという形が、今の集落営農でございます。そうしないと、施設の管理、ため池の管

理とか、それから水路の管理、井堰の管理、法人化したら、なかなかこの管理をする人がいなくなります。

そういう形の中で全戸が、やっぱり農地を持った全戸の方が関与をしながらやっていくという、今の集落営農の方が、私は一番いいやり方だと考えております。全員が責任を持ってやる農業、ただ法人化をやれば、役員だけが責任を持たなきやいかんという形になります。利用権も設定して、すべての農家は利用権設定をして、法人に委託をしなければいけないと。こういう問題も出てくるわけでございます。

そうすることによって、少人数で果たして、先ほど言う農業施設の維持管理ができるかと。私はできないと。だから、全戸で、農地を持った人が責任を持って、全戸で農業施設等々の、これがやはり日本で培われてきた水田農業のやり方だと、このように考えておりまして、若干今、国、県の指導については、私は、今、反発を持ってこの法人化になじめないということで、意見を申しているところでございます。

以上。

○議長（田原 親君） 平野議員。

○議員（17番 平野 力範君） 町長の考えはわかりますけど、現実に動き出しているわけです、国の方は。それは町長の地元、宇留津とか湊とか、そういうところは規模が大きいですから、それはなじめない。今の集落営農でやっていくということはできるかもしれません。現実的に小規模な10町、20町ないような集落営農というのは、現実的に次のステップとして20町、40町を目指さなきやいけないわけです。

これが、ただ単に、今、国がそうしないと、できないところは法人化しなさいと脅しているだけならいいです。現実的にそうしないと、じゃ補助金も出てこないというようなことが、もう書かれているから、私たちは真剣に法人化を、集落営農としては法人化を目指している組織があるんです。

だから、町長の考えを聞いているんじゃないんです。今、国がそういう施策をしてきている以上、町も国の一依存機関としてそういうことは指導しない、町長の考えと違って、指導しなきやいけない職員の立場じゃないですか。違いますか。町長の考えと、国の、あくまでもこれに反対して国に抵抗して、椎田町の集落営農は法人化するなと言い切れるんですか。いや、築上町の。

○議長（田原 親君） 町長。

○町長（新川 久三君） それは、農家の皆さんで考えてやってくださいということで、私は申しております。だから、個別経営体は4ヘクタール、組織経営体は20ヘクタールという形がございます。20ヘクタールがなくて法人化しても、これは対象になりませんし、だから隣の集落と共同しながらそういう話し合いをやって、20ヘクタール以上になるような法人化なら、私

は別に、自分たちで話してやるんなら、どうぞやってくださいということでございますし、私は、県とこの問題についてはいろいろ意見が違うということで、農林事務所等々にはそういう話をやっておる。だから、我々の主張が認められるような形で、農水省には働きかけておるというでございます。

○議長（田原 親君） 平野議員。

○議員（17番 平野 力範君） 町長が働きかけをしても、国の方針が変わるとは思いません。

そのような挟間で一番困るのは、集落営農または担当の担い手農家です。個人の責任と言いますが、法人化は国の方で言ってきたことです。個人の責任でしなさいと言ったってわからないから、皆さん、聞きよるんやないですか。だから、それを国、県が言うことを、椎田町が否定するとなつたら、一番挟間で苦しむのは農家じゃないですか。

町長がそんなことでは困ります。それはもう大問題です、そんなことを、今、町長が言われたのは。それは個人の考え方として、もう前から、そういう考え方を持っているというのは知っています。

現実にこういう法制化、19年の3月からスタートするわけです。それに乗ろうとしている農家及び組織に、町長の言い方を変えると、手をかさないから、自分たちでやれと、今、言ったのと一緒にです。それは言い過ぎじゃないですか。指導はちゃんとしますけど、町長の考えは違うというのならわかるんです。

町長の考え方を披露してもらって、私が、結論をそんなのを聞くために、今、答弁を求めてい るわけではないんですから。職員がしっかり仕事をしてもらうように、仕事は仕事としてちゃんとしてもらわなきゃいけない。町長の考え方等を課長に押しつけても困るんです。どうなんですか、町長。

○議長（田原 親君） 町長。

○町長（新川 久三君） 今の平野議員の言い方は、法人化という形は町がつくるのではないと、地元が、つくりたいからどうすればいいかというお話を相談に来れば、当然それは国と、課長も言っておるじゃないですか、国と県。しかし、この問題は、じゃ、あといろんな問題を加味したらどうなるかという形で、20ヘクタール未満で法人化してもどうにもならんでしょう。

○議長（田原 親君） 平野議員。

○議員（17番 平野 力範君） 20ヘクタール未満でも法人化を目指せます。これは担い手農家と相当ということで、うちは10町しかありません。坂本営農は10町しかありませんけど、認定農家と同等ということでなれるということで、法人化を目指しておるんです。だから、町長の考えはちょっと間違っていると思います。担当課長の方がわかるんじゃないですか。

○議長（田原 親君） 出口課長、わかる。はい、出口課長。

○産業課長（出口　秀人君） 法人化につきましては、20ヘクタールの面積要件は入っておりません。

以上です。

○議長（田原　親君） 平野議員。

○議員（17番　平野　力範君） 間違った、町長は認識を持たれているようなので、もうこれ以上話しても、もうあとは担当課長と県及び国の方に協力していただいて、指導していただくというふうに考えるしかありません。どうもこのような話をするつもりではなかったんですけど、町長が考え方を押しつけてくるので、それはもう個人の考えを持っておってください。経営安定対策に対する質問は終わります。

次に、1番の職員の処分の厳正化についてということで、昨今、福岡の市役所の職員の事故以来、頻繁に新聞紙上を飲酒事故が、新聞紙上をにぎわしておりますが、築上町はここに規定もありますが、立派な規定があります。飲酒交通事故また飲酒運転に対しての、町長の姿勢をお聞きしたいと思います。

○議長（田原　親君） 町長。

○町長（新川　久三君） いかなる場合でも飲酒はいけないということで、飲酒が運転して発覚したというふうになれば、これはもうすべて懲戒免職ということです。

○議長（田原　親君） 平野議員。

○議員（17番　平野　力範君） 明確にお答えいただきました。ただ、どこの自治体も厳しい方向に規定を改正しているようでございます。今の現状の築上町職員懲戒取り扱い規則というのがございますが、これによると、飲酒運転並びに飲酒事故ということで、道交法上におきましては、同乗した場合と、車を運転するとわかっていて酒を勧めた場合というのも、同等の処分事由になっておりますが、町長は、この点に関してはこの規定を改正するなり、対策をとるつもりはありますか。

○議長（田原　親君） 町長。

○町長（新川　久三君） 基本的には、自分も同乗したとかそういう形、それから、もし一緒に飲んで乗って帰るのを認めたと、とめなかつたとかそういう状況であれば、これは処分の対象にならぬやいかんだろうと思っております。もうとにかく同罪だと、飲酒に対して同席して、それでも振り切って乗って帰ったといえば、とめて、振り切って帰ったといえば、別になると思いますけれども、とめなかつたとかそういう形で発覚した場合は、同じくやっぱり懲戒免職にすべきだろうと、このように考えています。

○議長（田原　親君） 平野議員。

○議員（17番　平野　力範君） そういう町長の方針でございますので、今の現状の取り扱い規

則におきましては、それが明記されておりませんので、改正するつもりはありますか。

○議長（田原 親君） 町長。

○町長（新川 久三君） ええ、これはもう当然です。そういう形で、これは刑法に触れる形になります。だから、そういう形で刑法に触れれば、当然もうそういう、事前にこれはもう悪いことだとわかっていますので、懲戒免職ということで、それは処分基準がありますから、そこを変えます。

○議長（田原 親君） 平野議員。

○議員（17番 平野 力範君） 改めて、明確に処分基準を変えるということで、答弁をいただきました。町長が、厳しい方針でこうお答えをいただけたので、ちょっとただ、交通事故のみではございませんので、旧椎田町におきましては懲戒免職事件が起きました。そのときの処分が、一部の話から伝わってきたところによると、懲戒処分の前は、停職でとめておこうというような話もあったと聞きます。

その点、これは職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の、次に規則の中に、築上町職員懲戒審査委員会、これはもう旧椎田町においてのことですので、助役にお聞きしたいと思いますけど、これは審査委員会の委員長は、助役じゃなかったのかと思うんですけど、そのときそういう話があったのかどうか、ちょっとお答え願いたいと思います。

○議長（田原 親君） 八野助役。

○助役（八野 紘海君） 取り扱い規則審査委員会、助役、私がしております。それで、あのときは横領と公共横領ということで、この規定につきましては免職事項だけしかございませんので、県等と問い合わせ、あのときは弁護士とも協議しながら、もう免職しかないということで決定しました。

以上です。

○議長（田原 親君） 平野議員。

○議員（17番 平野 力範君） そういうことで、私の聞いた話は違っていたのかなと思います。ただ、地公法にも職員の身分の保障とかございますので、その辺はいろいろあるとは思うんですが、過去の事例を言いますと、いろんな重大事故を起こしたり、業務上横領に当たるような罪も、新川町長時代ではないんですが、旧いろんな過去の町長時代には、甘い処分でお金を返したらそれはそれで済むとか、事故を起こしても停職ぐらいで済ませたというような事例も聞いております。

新川町長は、厳しい姿勢でいくということで、そういうことはないかと思いますが、町長がもし、今後、かわるような状況にもなると思います。そのときに規則があります。今の審査委員会の規則がありますが、これにやっぱり過去の例を引いて悪いんですが、委員会の委員は7人以内

をもって組織するということで、役場の職員だけで構成されています。これをやっぱりよその市町村、または県では甘いところも非常に甘いところもあります。

この中に「職員以外に、町長が必要と認める者」という規定があります。この中に一般人の一般人の委員を入れておって、もし重大な事案があったときに、その方々の意見を参考にして、要するに職員をかばうちゅうか、職員の身内感覚でとらえるんじやなくて、世間一般の人たちの感覚で、それが間違いないのかとチェックしていただくような、一般人を入れることはできないか。今のこれを新たに規定を設けるのか、今の「町長が必要と認める者」という規定でも設けることができると思いますけど、その辺、町長の考え方をお聞きしたいと思います。

○議長（田原 親君） 町長。

○町長（新川 久三君） 今の問題は現行の委員で、私は十分だと。そして、あとは県の地方課、それから弁護士、これに全国の行政事例等もございまして、これは飲酒運転以外の案件でございますけど、それはやっぱりいろんな判例、それから実例等を参考にしながらということで、基本的には県の地方課、そして弁護士ということで、意見を聞きながらやっていくというふうにするように、今までやっていますし、これからもそういう形でいこうと考えております。

○議長（田原 親君） 平野議員。

○議員（17番 平野 力範君） 今後、そのような事案も改正も必要になってくるかと思います。現在の新川町長に関しましては、あらゆる処分に関して厳正に行っていくということで、それを信じて質問を終わりたいと思います。

.....

○議長（田原 親君） 吉元議員。

○議員（27番 吉元 成一君） あと1人残っているわけですが、通常でいうと1時間が持ち時間です。それで、5時の時間のタイムリミットが迫っております。もし、時間が超過するようなことがあれば打ち切りになりますので、時間の延長の手続をとるか、質問者の方に、そこをわきまえていただいて質問をしていただけるか。

○議長（田原 親君） それは、今、局長から確認を取りました。それで、一応あれは、5時10分までに延長の場合はせないかんわけなんです。だから、（「5時前、前やろ」と呼ぶ者あり）だから、本人は、5時までには努力して終わりたいという確認をいただいておりますので。

○議員（27番 吉元 成一君） 一番の件が、今、言ったんよね、まあいいかなと思って。

○議長（田原 親君） じゃ、21番、武道議員。終わらんなら終わらんでいいよ。延長すりや延長してもいいし。武道議員、どうする。延長しますか。

○議員（21番 武道 修司君） いや、いいです。

○議長（田原 親君） いい。はい、武道議員。

○議員（21番 武道 修司君） 私ごとで、昨日の順番を本日に変えていただきまして、皆様方に本当に御迷惑をおかけしました。また、議長を初め、皆様方の御理解により、本日にさしていただきまして本当にありがとうございます。通告に基づきまして、質問を進めていきたいというふうに思います。また、質問の時間等で、皆さん、また気を使っていただきましたが、まあ5時に終わるよう努力したいというふうに思いますので、答弁の方も前向きな答弁をお願いをしたいというふうに思います。

まず最初に、職員の懲罰についてということで出しておきます。今、平野議員の方からも、もう大体ちゃんとした方向の話をしていただいて、町長の方も前向きな方向の話を出していただいたわけなんですが。私は、きょう、課長の方から、どういうふうな指導をしているのかという中で、メールで報告をしたというふうな話がありました。職員に指導したというか、ですね。町長の方は、今まで職員に対して、また外部の方に対して、きょう、平野議員に答弁をしたような内容の話をしたことがあるのかないのかを、まずお聞きしたいというふうに思います。

○議長（田原 親君） 町長。

○町長（新川 久三君） きのう、毎日新聞が取材に来て、一応あした質問が出ているが、どういう形になるのか、町長のあれを聞かしてくれということで、話は毎日新聞の記者にはしましたし、あと内部での話は若干したことがありますけど、公式的には、まだきょうが初めてです。

○議長（田原 親君） 武道議員。

○議員（21番 武道 修司君） 福岡の事故が起きて、約3週間ぐらいたつわけです。3週間、1カ月ぐらいですか、たつわけなんですが、よその県市町村等で対応をどうするのかというところで、毎日のようにテレビ、新聞等で、各町村の対応策なり県内の対応策が出てきているわけなんです。

こういうような議会もあるからということだったんでしょうけど、私は、対応がちょっと遅いなど。もう少し早く対応をして、職員全員に町長の姿勢というか、考え方を早く知らせるべきではなかつたかなと。課長から、絶対しないようにというようなメールを流したということなんですが、それはもうやっぱり課長名ではなくて、町長名でやはり職員の指導、場合によっては助役の名前で、職員に指導するべきではなかつたかなというふうに思います。

規定がまだ変わっていないと。私は、当然もう変える方向で、すぐに手続をしているのかなというふうに思ったんですが、規定も変わっていないということなので、早急に規定を変えて、同乗の関係、同乗の関係等、規定も変わっていないということなので、早急にきょう、町長が、そういうような方も同じ処罰をやるというふうに明言されましたので、それも早急に、規則なり規定の改定を行っていただきたいというふうに思いますが、町長の御回答をお願いしたいというふうに思います。

○議長（田原 親君） 町長。

○町長（新川 久三君） 今、職員に通知していないということですけど、これはもう研修会が事故の起こった次の日ぐらい、本当は職員研修を、地方公務員法と、それから自治法の研修を全職員にするように、午前と午後。ちょうどそのときに、その前に事故が起きたということで、これは助役から、厳しく徹底通知は皆さんにしておりまして、規則の改正は、これは当然すぐやります。

○議長（田原 親君） 八野助役。

○助役（八野 紘海君） メールは次の日に朝一番、私の方が指示いたしました。それで、28、29、議案質疑のときに答弁をいたしましたように28、29、全職員に対して、公正執務と公用文の作成と研修をいたしました。その前に、交通事故に関して公務員として守らなければならないものを、昨年度、椎田町で事件、築城町もやっぱり事件がありまして、その事件の後、私、法の地方公務員として、法の体系の流れという研修をしたわけですが、それについて再度、全職員について研修というか、厳しく通知をしたところです。

それで、また改めて9月1日の日に財務研修を行いまして、そのときにもやはりその後いろんな、次から次に毎日のごとく、公務員が不祥事があったということで、その流れについても厳しく、今後、二度とこのようなことのないようにと、厳しい処分を行うということで、それはもう口頭というか、全職員の前できつく研修をしているところです。別に、怠ったわけではございません。ちょうどタイミングよく、研修はいたしました。

それで、取り扱い規則につきましても、この規則、昨年の不祥事の前に、県の懲戒指針の基準というのが出まして、いち早く旧椎田町において、この指針をつくるようにということで、取り組んでつくっております。

以上です。

○議長（田原 親君） 武道議員。

○議員（21番 武道 修司君） 対応が遅いというのが、規則の変更等で、例えばその前にそういうようなことがあったときに、どういうような処罰ができたのかというと、変更していなければできないんです。その町長の裁量もあるんでしょうけど。

だから、そういうふうな点で、もう少し早く対応をお願いしたかったと。当然なんというか、その研修会、助役等でお話をされたということもあるでしょうけど、そういうふうな実務的なところで、現状はなっていませんので、これをどうこう言うよりも、早急に、今、町長が、もうされるということを言われていましたので、対応をお願いしたいというふうに思います。

それと、このような問題はこのような事件、事故が起きると、そのときはびりびりしているというか、これが時間がたつと、またちょっとこう手が緩むというか、気が緩むというか。先ほど

助役の方も、研修会等々でというふうなことを言わされていましたので、そういう点も研修会のときに、時間がたつにつれて気が抜けないように、指導をお願いをしたいというふうに思います。

続いて、次の質問に入らさしていただきます。環境美化についてということで議題をさしてもらっています。この環境問題の環境美化については、やっぱりまちづくりの基本は、町がきれいだということが、まちづくりの基本にあるんじゃないかなというふうに思っています。

減反等で田んぼで稲作ができないという中で、荒れ地があるというところも多々あるのだろうと思うんですが、そういうところはいたし方ないというか、ある程度はいたし方ない部分もあるんでしょうけど。例えば、何年も荒れ地にして、住民の方からも、どうにかしてほしいという苦情が町の方にも来た場合、町の方がどのような対応を、現在、されているのか。また、その所有者に対してどのような指導をされているのか。これはまず課長の方に、担当課長の方にお聞きしたいというふうに思います。

○議長（田原 親君） 環境課長。

○環境課長（後田 幸政君） 武道議員の御質問に対してもお答えいたします。

議員さんがおっしゃるように、町内の空き地で雑草が伸び放題になっているところが、やっぱり多く見られます。これは事実でございます。私も環境課長になりまして約半年を過ぎまして、その間で雑草の処理については、基本はやはり土地の所有者が処理するのが原則と、私は思っております。

しかし、地域住民の方から、その苦情の電話がかかってきます。何件もございました。議員さんの関連もございましたことを、8月の最初のことです。そういうことで、町内に在住する所有者の件につきましては、直接、職員が自宅訪問をして指導しております。指導というより、お願いです。町外者につきましては、電話連絡等でお願いをしております。

結果ですけど、今のところ苦情が出てきた町外不在地主の方は、盆過ぎまでにほとんど業者に頼んで刈っていただきました。それで、町内居住者につきましては、盆過ぎまで待ってくれという件が1件ございました。

以上でございます。

○議長（田原 親君） 武道議員。

○議員（21番 武道 修司君） それで、今、そのような指導をして対応していただいたということなんですが、現状としてまだ残っている部分もあるんです。刈っていない。その隣の方は、虫が発生し、これはこの前、台風もありましたので、かなりごみ等も出てきたりとか、その横を通る人たちが、その中にやぶだからということで、また空き瓶を捨てたりとか缶を捨てたりとか、かなり状況的にいい状況はないというふうに思っています。

条例もありますように、役場の方で行政の方で、その所有者に指導もできるように条例もなっ

ているようだし、また場合によっては罰則規定的なものも、その条例の中にはあったんじゃないかなというふうに思います。そのような対応をしない、対応をしていただけない所有者に、どのような条例を何というか、を通して、対応をされるのかどうなのか、その点をお聞きしたいというふうに思います。

○議長（田原 親君） だれ、環境課長、町長。はい、町長。

○町長（新川 久三君） ちょっと草刈り条例はありません。環境美化条例で、これは、空き缶とかぽい捨て条例という状況で、草刈り条例というのではないので。

○議員（21番 武道 修司君） その草刈りの関係もあるはずです。

○町長（新川 久三君） うん。（「あります」と呼ぶ者あり）

○議員（21番 武道 修司君） いや、今のは、条例の中にあるはずです。

○議長（田原 親君） 環境課長。

○環境課長（後田 幸政君） お答えいたします。

築上町環境美化推進及び生活環境保持に関する条例の中の第10条で、空き地所有者の管理ということで、空き地に繁茂した雑草や枯れ草等を除去し、環境保全に努めなければならないという項目はございます。

○議長（田原 親君） 武道議員。

○議員（21番 武道 修司君） 条例もそういうふうにあるわけです。それで、その次の段階のこの懲罰的な、懲罰というんですか、罰則ですか、そういうふうなその条例の中にもあるんです。そこまでの指導をやるつもりがあるのかどうなのか。これは課長に答弁というのは難しいんですけど、町長の方から、回答ができればお願ひしたいというふうに思います。

○助役（八野 紘海君） 先に。

○議員（21番 武道 修司君） 助役でもいいです。

○議長（田原 親君） 八野助役。

○助役（八野 紘海君） 環境美化条例を、築上町のときにつくった担当としてお答えします。

罰則は過料なんです。過料ちゅうか、罰金とかそういう罰則規定は、行政の条例の中で組み込めないんです。まあ立ち入り検査をして、草ぼうぼうが、缶が捨てちよるか捨てていないかちゅうのは、そういう立ち入り検査をして、状況を見て判断をして通知というところまで出ますけど、なかなか町の条例において、罰則、過料をするということはなかなか困難が場合があります。

そういうことで、今、担当課長にはしつこくといいますか、再々、やっぱり草刈りというか、清掃を当然してもらうように、常に町の公文書を出しなさいということは指示しております。

以上です。

○議長（田原 親君） 武道議員。

○議員（21番 武道 修司君） 件数的には、今、そんなに大問題だというほどの件数ではないかもしれません、今後、そのようなケースも多々出てくるかもしれないし、いろんな問題も抱えていますので、極力、町の方というか、行政の方で環境美化に努めるよう、努力をしていただきたいというふうに思います。次に、進めたいというふうに思います。

次に、資金の運用についてと。収入役が、なかなか答弁の機会がないというふうな感じもありますので、今回は収入役にその答弁を、ぜひともやっていただきたいという趣旨から、ペイオフについての質問をさしていただきたいというふうに思います。

これは17年の4月1日からですか、ペイオフ解禁ということで、全面解禁という言い方をしていると思うんですが、一般の普通貯金、普通預金に対しても、保護がなくなったというのが現状でございます。

銀行が倒産するというのは、今の情勢的には、社会情勢がよくなっていますので、そういうようなことは、すぐにどうこうということはないんでしょうけど、基本的にはペイオフ対策ということで、町で検討してやっていかないといけないと。それは収入役の役割でもあるだろうというふうに、私は思っているわけです。

現状としてその対応として、収入役の方で、考え方なり現状の対応として、どのようにやっているのかをお聞きしたいというふうに思います。

○議長（田原 親君） 収入役。

○収入役（岡部 和徳君） まず、武道議員さん、ありがとうございます、発言の場をいただきまして。ペイオフの対策といいますか、ペイオフの問題ですけども、議員が言われるとおり、17年の4月から全面的に解禁ということで、1,000万の元金プラスの預金利息と。これに対する保護がありますけど、それ以上は保護しないということになっております。

築上町におきましても公金の管理運用、これは収入役の仕事になっております。その中で、一応公金の管理運用基準というような形で、まず安全で確実な管理運用をするというようになっております。そうした中で利息はつきませんけども、決済用普通預金というような形で、その分に関しては全額保護されると、補償されるということになっておりますので、ほとんどそういう形で管理をしているというのが現状です。

また、一部につきましては運用面が絡みますので、短期の定期預金で一部は運用をさしていただいております。その分につきましては縁故債等、借り入れがございますので、その借り入れと、もしも何らかの事故があった場合は、相殺ができるというような形になっておりますので、資金が安全に管理できるというような態勢で臨んでおります。

以上です。

○議長（田原 親君） 武道議員。

○議員（21番 武道 修司君） これは17年の4月になった段階というか、3月ぐらいから、総務省の方からこのような形というふうな指導があって、そのような形の指導のもと、されているんじゃないかなというふうに思います。常に資金の管理については公金というか、これは住民の大切なお金になりますので、十分な管理をしていただきたいのと、今、社会情勢的に、今、景気がだんだんと回復してきているということで、安心をするというか、油断のないように、やはり常日ごろから管理をしていくということを徹底していただきたい。

また、金利情勢等で、資金運用面とかいろんな問題もあると思います。極力、いい方向というか、金利にしてもいい形の運用をしていただいて、安全と平行して、運用面もいい方向で持っていっていただければなというふうに思います。よろしくお願ひをいたします。時間の関係もありますので、次に進めていきたいというふうに思います。

障害者の方に対する対応についてということで、議案質疑のときだったかなというふうに思いますが、信田議員からも、障害者に対して、優しい施策をやってほしいというふうに言われていました。この中で、障害者手帳を、今、発行をされている方に、車の身体障害者マークというのがあるというふうにちょっとお聞きしている。その身体障害者マークを当町では発行されていない、これ350円とか何とか金額を言わっていましたけど、豊前の安全協会ですか、に買いにいかないといけないと。窓口に障害者手帳を取りにきて、そこで結果的に、豊前の安全協会に買いにいってくださいという話をされている。

件数的にも、障害者手帳の発行をもらっている方で、実際、車の運転をされている方がどれぐらいおられるかわかりませんが、そんなに負担のかかることではないんじゃないかなという点、町がもしするとしてもです。もし、例えば、町が立てかえで購入をして、その場で350円をいただいて、障害者手帳の発行者に渡すことができないのか。その点、その対応を現状と、今後、何か考えていることがあれば、ちょっとお尋ねをしたいというふうに思います。

○議長（田原 親君） 福祉課長。

○健康福祉課長（吉留 久雄君） 議員さんが言われます身体障害者マークですけども、青に四葉の模様を抜いたクローバーマークのことですね、はい。ちょっと調べてみたんですけども、現在、交通安全協会で買われている方が多いと思います。近くの量販店に行ってみると、町内にある1カ所については、車いすのマークがあるだけで、正規のクローバーマークはございませんでした。もう一店の量販店には、両方置いておりました。実際的には、豊前の交通安全協会で購入されている方が多いんじゃないかと思います。

窓口でこの4月から、ないかと言われた方は、ちょっといらっしゃらないみたいなんですけども、ただ買うのに、どうしても豊前まで行くということになりますので、御不便はかなりおかげしているのではないかと、本当に思っております。

ただ、民間で販売しているものを、行政がするのが、売るというのもちょっとどうかと思いま  
すので、できましたら、社会福祉協議会の方にうちの方で買って、そこを椎田の自愛の家、それ  
から築城の社会福祉センター、そちらの方で取り扱っていただいたらどうかということで、一応  
協議いたしました。そういう形で検討をしておりますので、よろしくお願ひします。

○議長（田原 親君） 武道議員。

○議員（21番 武道 修司君） 住民に優しい福祉の町をつくっていただきたいというふうに思  
いますが、町長の方で、今の答弁でそのような対応、町長自身が考えられているのかどうなのか。  
担当の方で考えたら、町長は、そんな考え方じゃないよというと話になりませんから、町長の考  
え方も教えていただければなというふうに思います。

○議長（田原 親君） 町長。

○町長（新川 久三君） 課長が言えば、それでいいんじゃないかというふうに思います。

○議長（田原 親君） 武道議員。

○議員（21番 武道 修司君） 課長が言えば、そのとおりでいいんじゃないかということなので、  
その方向で進めていただけるというふうに思いますので、どうぞ皆さんに優しい福祉の方向  
で進めていっていただきたいというふうに思います。

では、以上で終わります。

○議長（田原 親君） どうも御苦労でございました。

これで、本定例会での一般質問をすべて終わります。

---

○議長（田原 親君） 以上で本日の日程はすべて終了しました。

これで散会いたします。大変御苦労でございました。

午後4時50分散会

---